

# 鹿児島県男女共同参画基本計画 総括評価報告書

平成26年3月



「日本一の暮らし先進県」を目指して！

鹿児島県 県民生活局 男女共同参画室



# 目 次

## I 施策の評価（重点目標）

- ・重点目標 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し . . . . . 1
- ・重点目標 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 . . . . . 9
- ・重点目標 3 生涯を通じた女性の健康支援 . . . . . 24
- ・重点目標 4 女性に対する暴力の根絶 . . . . . 37
- ・重点目標 5 高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進 . . . . . 58
- ・重点目標 6 農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進 . . . . . 67
- ・重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進 . . . . . 72
- ・重点目標 8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進 . . . . . 81
- ・重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 . . . . . 97
- ・重点目標 10 県民や事業者、NPO等との連携 . . . . . 106
- ・重点目標 11 市町村との連携 . . . . . 110

## II 施策の評価（基本目標）

- ・男女の人権が尊重される社会の形成 . . . . . 114
- ・男女共同参画社会を実現する地域環境の創造 . . . . . 116

## III システムの評価（県の推進体制）

- ・推進体制の充実度 . . . . . 119

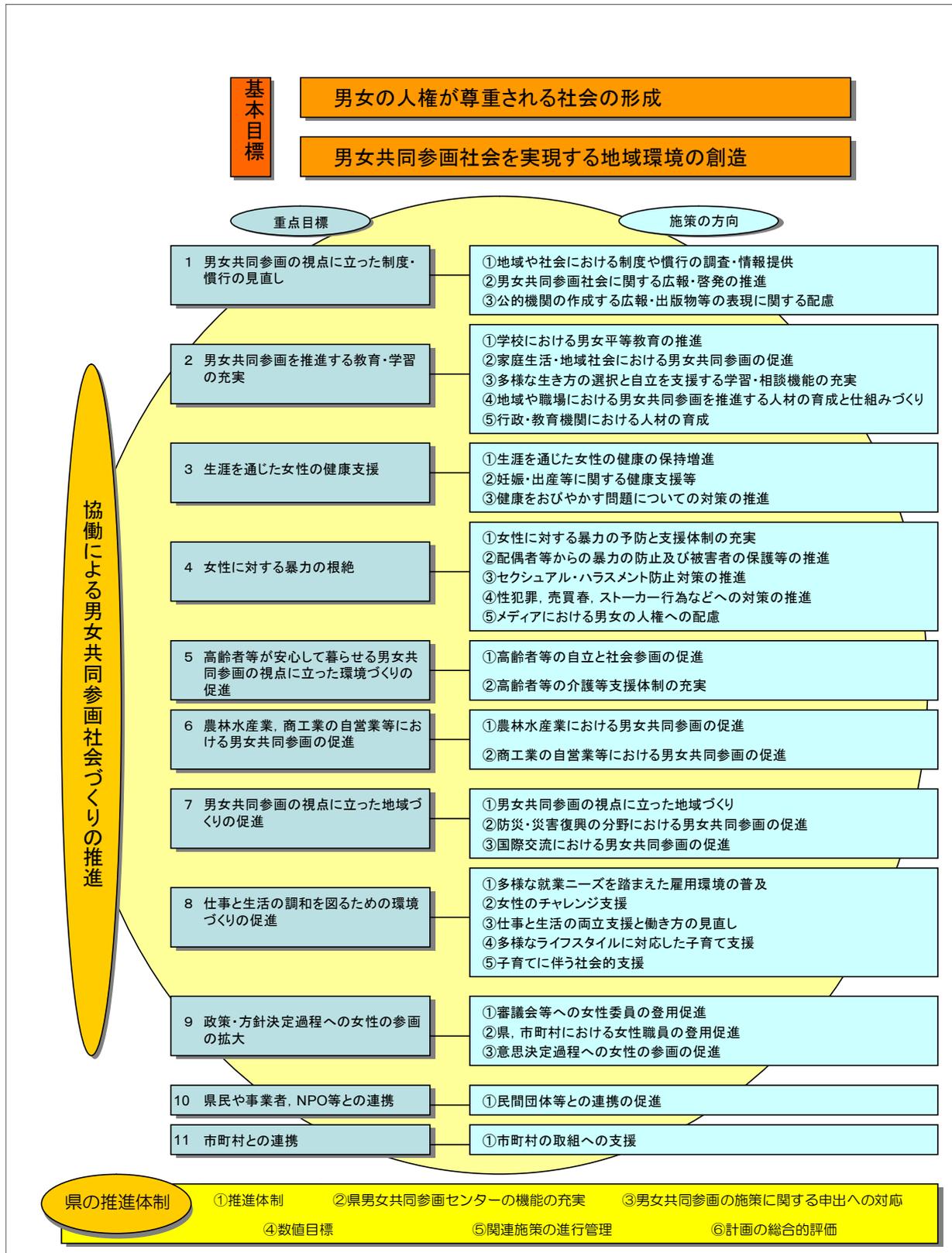
## IV システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

- ・協働による進展度 . . . . . 134

## 資料編

- ・用語解説 . . . . . 142

○「鹿児島県男女共同参画基本計画」体系図



# I 施策の評価（重点目標）

## （重点目標1） 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

### 1 評価

- 男女の地位の不平等感や性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に能力を十分に発揮でき、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会\*を実現するため、「鹿児島県男女共同参画センター\*」等において、男女共同参画への関心を高め、理解を深めるための広報・啓発活動が行われた。
- また、男女に中立に機能しない場合がある社会制度や慣行の見直しに繋がるよう、男女共同参画の現状に関する情報を収集し、県民や市町村等への提供が行われた。
- なお、平成23年度の県民意識調査では、家庭、職場、地域社会、社会通念・慣習・しきたりなどのいずれの分野においても、男女平等であると感じる人の割合が上昇するとともに、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識\*に肯定的な意見を持つ人の割合も減少した。
- 一方で、男女の地位の平等感や固定的性別役割分担意識に否定的な意見を持つ人の割合については、性別によって差があるほか、平成21年度及び平成24年度の内閣府調査における全国の状況と比べれば依然として低いことなど、「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」に向けた意識啓発の難しさが課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」に向けて、引き続き、地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供、男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進、公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮に取り組んでいくとともに、男女別データの把握などジェンダー統計\*の充実に努めることとする。
- ② 取組に当たっては、男女共同参画社会は多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であることを踏まえ、特に男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、市町村、関係機関・団体等との連携により、地域に根ざした身近な情報発信に努めていく。  
→ 第2次基本計画において「男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備」を戦略的取組として位置付けて取り組む。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供〕

- 男女共同参画の現状に関する情報の提供に当たっては、国や他県との比較などにより、本県の男女共同参画の進展状況が的確に把握されるよう留意した。

#### 〔男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進〕

- 「県政かわら版」や「グラフかごしま」で使用する挿絵や写真の選定、テレビ番組制作に当たっては、男女の職業や役割のイメージを固定化しないよう配慮した。
- 人権啓発用パンフレットの作成に当たっては、性別にとらわれず、育児に男性が参加することにより、女性は自分の夢や仕事をあきらめなくても良いという内容の身近なテーマをエッセイ風に掲載することで読者の興味を引くように配慮した。また、日常生活の中でありがちな性別による固定的な役割分担意識の事例やセクシュアル・ハラスメント\*、DV等の防止のための相談機関等をなるべく多く掲載するように配慮した。
- 県の男女共同参画週間\*（7/25～7/31）を中心に、民間活動団体との協働により、県男女共同参画センター事業への参加が少ない男性や若い世代等の参加が見込める事業

を企画するなど、集中的・効果的な啓発活動を展開した。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 8（基本的事業5，関連事業3）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	3	1	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分，反映されたか。	1	3	1	—
③ 事業・取組は，次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	1	2	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	1	3	1	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	3	—	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	1	2	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は，「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	3	—	—	—
② 事業・取組の実施にあたり，「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて，「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	2	—	1	—

※ 4段階評価について（以下，同じ。）

・基本的事業

- ① 事業・取組は，「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。  
 順調に進捗している…A 概ね順調に進捗している…B  
 あまり進捗していない…C 進捗していない…D
- ② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは，「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分，反映されたか。  
 十分反映された…A 概ね反映された…B あまり反映されなかった…C  
 反映されなかった…D
- ③ 事業・取組は，次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。  
 〔複数選択可〕  
 十分に貢献した…A 一定の貢献ができた…B あまり貢献できなかった…C  
 貢献できなかった…D

・関連事業

- ① 事業・取組は，「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。  
 十分踏まえて実施した…A 概ね踏まえて実施した…B  
 あまり踏まえられなかった…C 踏まえられなかった…D
- ② 事業・取組の実施にあたり，「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて，「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。  
 十分に配慮できた…A 概ね配慮できた…B あまり配慮できなかった…C  
 配慮できなかった（配慮が難しかった）…D

## ■評価項目ごと（施策の方向）の評価

### 評価項目 1－① 地域や社会における制度や慣行の調査・情報提供

#### 1 施策の取組状況

##### 〔男女共同参画の現状に関する情報の収集・提供〕

- 本県における男女共同参画の状況や、県の関連施策・事業の実施状況及び市町村の男女共同参画の推進状況等を取りまとめた年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」を、毎年度、県ホームページに公表し、県民に対する男女共同参画の現状に関する情報提供を行った。

#### 2 成果と課題

##### 〔成果〕

- ① 男女共同参画の現状に関する情報の収集により、情報の蓄積がなされ、また、年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」を公表することで、関係機関、県民等に男女共同参画の現状に関する意識づけが図られた。
- ② 平成23年度の県民意識調査では、平成19年度調査と比べて、地域や社会通念・慣習・しきたり等における男女の地位の平等感について、男女平等であると感じる人の割合が上昇するなど、改善がみられた。

##### 〔課題〕

- ① 男女の地位の平等感については改善が見られるものの、平成21年度及び平成24年度の内閣府調査と比べてまだ低い状況にあることから、性別による役割分担等に基づいて社会的に定められた仕組みや慣行の見直しに繋がるような、男女共同参画の現状に関する情報の更なる収集に努める必要がある。

#### 3 今後の方向性

- ① 性別による役割分担等に基づいて社会的に定められた仕組みや慣行には、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものが含まれていることから、これらの見直しに繋げるため、本県の男女共同参画の進展状況を的確に把握するなど、今後とも、関係各課(室)と連携しながら幅広い観点で情報収集に努めるとともに、国、各県との比較などの情報提供にもより一層取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、統計情報について、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、可能な限り男女別データの把握などジェンダー統計の充実に努め、県民に分かりやすい形での公表、周知を図っていく。

#### 4 参考データ

##### 〔男女共同参画の現状に関する情報の収集・提供〕

- 男女の地位の平等感（県民意識調査 ※1）

※男女平等であると感じる人の割合

	H19	H23	H21(内閣府) ※2	H24(内閣府) ※3
地域社会の中で	24.6%	29.6%	—	—
男性	33.1%	37.9%	—	—
女性	17.8%	23.5%	—	—
社会通念、慣習、しきたり などで	11.8%	15.9%	20.6%	21.4%
男性	16.8%	22.2%	24.2%	26.3%
女性	7.8%	11.3%	17.5%	17.1%

※1 県民意識調査…「鹿児島県の男女の意識に関する調査」（以下、同じ）

※2 H21(内閣府)…「男女共同参画社会に関する世論調査(平成21年10月)」(以下、同じ)  
 ※3 H24(内閣府)…「男女共同参画社会に関する世論調査(平成24年10月)」(以下、同じ)

○ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方(県民意識調査)

	H19	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
「賛成」、「どちらかといえ ば賛成」と答えた人の割合	55.7%	52.9%	41.3%	51.6%
男 性	58.0%	57.0%	45.9%	55.1%
女 性	53.4%	49.6%	37.3%	48.4%

○ 女性が職業をもつことについての意識(県民意識調査)

	H19	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
「子どもができて、ずっと 職業を続ける方がよい」と考 える人の割合	20.4%	29.9%	45.9%	47.5%
男 性	22.6%	31.3%	44.0%	46.6%
女 性	18.1%	29.0%	47.5%	48.3%

○ 職場における性別による処遇の違い(県民意識調査)

	H19	H23
「特に性別により処遇が異な っていることはない」と答え た人の割合	38.3%	44.1%
男 性	37.0%	40.4%
女 性	39.9%	47.4%

○ 年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」

【記載事項】

男女の地位の平等感，性別による固定的な役割分担意識，進学・進路，女性の健康，女性に対する暴力等，高齢者福祉，農林水産業における女性の参画状況，商工業における女性の参画状況，地域における活動への参加状況，地域における女性の参画状況，女性と就業，賃金，育児・介護休業等の支援制度，保育事業の状況，仕事と生活の調和，政策・方針決定過程への女性の参画，産業分野への女性の参画，NPO法人の活動状況，市町村における男女共同参画計画の策定状況 など

【提供方法】

県ホームページでの公表，関係機関等への配布

## 評価項目 1 - ② 男女共同参画社会に関する広報・啓発の推進

### 1 施策の取組状況

#### 〔県政広報媒体、広報・啓発誌及び図書等による普及・啓発や情報提供〕

- 県政広報活動においては、電波媒体（テレビ、ラジオ）や活字媒体（広報紙(誌)、新聞)などの各種広報媒体を効果的に活用し、男女共同参画社会の普及・啓発や、男女共同参画の推進に関する講座・催し物等の案内など、県民に対する普及・啓発を実施した。
- 人権啓発用パンフレットを作成し、「女性の人権」として、性別による固定的な役割分担意識の事例やセクシュアルハラスメント、DV等の防止のための情報等を提供した。
- 県男女共同参画センターにおいて、「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行やホームページによる情報提供のほか、図書等の収集・貸出、広報素材（パネル、タペストリー等）の貸出などを行った。
- 農山漁村における男女共同参画推進に関する取組や成果等について、わかりやすい広報・啓発活動を実施するため、県HPにおいて情報提供を行った。

#### 〔男女共同参画週間を中心とした普及・啓発〕

- 民間活動団体との協働により、県男女共同参画週間（7/25～7/31）において、集中的・効果的な啓発活動を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 従来、県男女共同参画センター事業への参加が少なかった男性や若い世代等の参加が見込まれる事業の企画により、多様な県民の参加が促進された。
- ② 平成23年度の県民意識調査では、県男女共同参画センターの認知・利用経験が増加した。

#### 〔課題〕

- ① 県男女共同参画センターにおいては、関連図書やDVD等の収集、女性人材や活動団体の情報を整備し、県民の多様なニーズに、よりの確に対応していくことが必要である。
- ② 平成23年度の県民意識調査における関連用語の認知度については、平成21年度の内閣府調査と同程度ではあるものの、「DV防止法」、「男女雇用機会均等法\*」を除き、依然として2割～4割程度と低い状況にあることから、より一層の啓発を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 広報啓発に当たっては、特に男性や若年層の固定的性別役割分担意識の解消に努めるとともに、あらゆる人が男女共同参画の必要性を感じることができるよう、市町村等との連携により、地域に根ざした身近な情報発信を進めていく。
- ② 男女共同参画推進条例\*で定められた「男女共同参画週間」を中心とした普及・啓発に当たっては、県男女共同参画センターにおいて、魅力ある啓発活動を展開するとともに、市町村における取組の拡大を促進し、県民の間に広く男女共同参画についての関心の高まりと理解の深化が図られるよう取り組んでいく。

#### 4 参考データ

〔県政広報媒体、広報・啓発誌及び図書等による普及・啓発や情報提供〕

- 県男女共同参画センター情報紙の発行状況、図書等の整備状況
  - ・「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行  
12,000部/回（年2回）
  - ・図書の購入 282冊（H20～H24）
  - ・ビデオ、DVDの購入 17本（H20～H24）
- 県政広報媒体での広報・啓発状況  
県政広報番組（テレビ、ラジオ）、県政かわら版、グラフかごしま、新聞インフォメーション
- 県男女共同参画センターの認知・利用経験（県民意識調査）  
※「知っている、利用したことがある」と答えた人の割合

	H19	H23
「意識啓発・人材育成事業（セミナーや講座、イベント、展示等）」について	31.6% <sup>注①</sup> 27.6% <sup>注②</sup>	30.7%
「相談事業（電話相談・面接相談等）」について	27.8%	31.6%
「情報提供事業（センターだより、図書等）」について	26.0%	28.1%

注) ①フォーラムや講演会など ②人材育成の研修、講座等

- 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）  
※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用語	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
男女共同参画社会基本法*	40.5%	—	—
男性	43.2%	—	—
女性	38.4%	—	—
男女共同参画基本計画（第3次）*	24.0%	—	—
男性	27.3%	—	—
女性	21.5%	—	—
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）*	75.3%	—	—
男性	75.9%	—	—
女性	75.1%	—	—
女子差別撤廃条約*	38.8%	35.1%	34.8%
男性	41.3%	37.7%	37.8%
女性	36.9%	32.8%	32.2%
男女雇用機会均等法	78.6%	79.3%	79.6%
男性	81.6%	80.4%	83.0%
女性	76.5%	78.3%	76.6%
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*	20.7%	19.0%	20.0%
男性	23.2%	19.6%	20.4%
女性	18.6%	18.4%	19.7%
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*	31.6%	37.0%	41.3%
男性	34.5%	35.8%	41.4%
女性	29.6%	38.1%	41.3%
ジェンダー*	29.0%	31.9%	30.9%
男性	30.7%	31.3%	32.1%
女性	27.9%	32.4%	29.9%
鹿児島県男女共同参画基本計画	30.9%	—	—
男性	32.2%	—	—
女性	30.1%	—	—
鹿児島県男女共同参画推進条例	27.3%	—	—
男性	27.8%	—	—
女性	27.0%	—	—

※ 内閣府調査では、「これらの言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるもの

を全てあげてください。」と聞いている。

**〔男女共同参画週間を中心とした普及・啓発〕**

- 県男女共同参画センターにおける週間事業の開催状況
  - (平成20年度)  
ワークショップ, ビデオ上映, 調査研究の展示, 介護体験教室, 教育フォーラム
  - (平成21年度)  
基本法制定10周年記念セミナー, パネル展, 介護体験教室
  - (平成22年度)  
男性向け家庭科教室, ワークショップ, ひとり芝居&トークセッション, 展示
  - (平成23年度)  
ワークショップ, 人権・男女共同参画教育セミナー, インタビュー・ショートムービー上映会, 展示 等
  - (平成24年度)  
ワークショップ, 教職員対象セミナー, 対談&ライブ, 展示 等

## 評価項目 1 - ③ 公的機関の作成する広報・出版物等の表現に関する配慮

### 1 施策の取組状況

#### 〔「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」等を利用した意識啓発〕

- 県・市町村広報担当者を対象とした広報研修大会や新規採用職員研修において、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引（内閣府，平成15年3月発行）」を活用した研修を行い，広報・出版物作成の際の，男女共同参画の視点からの配慮について意識啓発を図った。
- 広報紙等の表現の妥当性について，男女共同参画室において，関係課(室)からの問い合わせに応じ，適切な表現となるよう努めた。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 広報紙等で使用する挿絵や写真の選定，テレビ番組制作，人権啓発用パンフレットの作成にあたり，男女の職業や役割のイメージを固定化しないような配慮がみられた。

#### 〔課題〕

- ① 広報担当者への研修だけでなく，様々な研修機会を確保し，職員の意識啓発を行う必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 公的広報の作成に当たっては，男女の多様性やバランスに配慮し，性別によるイメージの固定化につながらないような表現となるよう留意する必要があることから，新規採用職員研修や職場研修などの各種研修会等の機会を捉えて，「男女共同参画の視点からの公的広報の手引（内閣府，平成15年3月発行）」の活用により，行政担当者への男女共同参画に関する理解の浸透に，引き続き取り組んでいく。

### 4 参考データ

#### 〔「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」等を利用した意識啓発〕

- 行政職員を対象とした研修内容
  - ・ 県・市町村広報担当者を対象とした広報研修大会において，「男女共同参画の視点からの公的広報について」の講義を実施

	H20	H21	H22
参加者数	69名	61名	48名

- 県の施策（男女共同参画関係）に関する申出件数，知事へのたより
  - ・ 平成20年度～24年度の申出件数 7件（うち知事へのたより7件）

## (重点目標2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 1 評価

- 様々な分野での男女共同参画社会に関する教育・学習を充実させるため、学校における男女平等教育の推進や、多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実が図られるとともに、家庭生活や地域社会における人権尊重に基づいた男女平等の意識を高めるための学習機会の提供が行われた。
- さらに、行政職員や教育関係者等に対して男女共同参画社会に関する理解の浸透、意識の啓発を図るための研修等を実施したほか、地域において男女共同参画を推進する仕組みとして、男女共同参画地域推進員\*制度が設置された。
- なお、平成23年の県民意識調査では、各分野の男女の地位の平等感について、家庭、学校教育、職場、地域社会など、全ての分野において男女平等であると回答した人の割合が前回（平成19年度）調査と比較して上昇するなど、一定の成果がみられる。特に、学校教育の場において男女平等であると感じる人の割合は、他の分野に比べ相対的に高い水準となっている。
- また、男女共同参画地域推進員については、平成25年3月31日現在で26市町村に76名が委嘱されており、それぞれの地域で男女共同参画社会の実現に向けて活動する人材が育成された。
- 一方で、平成23年度の県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、肯定的な意見を持つ人が依然として半数以上を占めているなど、誰もが多様な生き方を選択できる社会である男女共同参画社会についての理解の浸透の難しさが課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人一人が男女共同参画社会についての正しい認識や自立の意識を有することが不可欠であり、このような意識を涵養し男女がともに個性や能力を発揮するために、教育・学習の果たす役割は極めて重要であることから、引き続き、学校、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画社会に関する教育・学習の充実、理解の浸透に取り組んでいく。  
また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、生涯を見通した総合的なキャリア教育\*や家庭教育に関する学習機会の提供などの取組を進めていく。  
→ 第2次基本計画において「子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進」を戦略的取組として位置付けて取り組む。
- ② 取組に当たっては、行政の施策や教育が男女共同参画の視点に立って行われるよう、行政・教育機関における人材の育成を図るとともに、男女が主体的で多様な生き方を選択できるよう、学校における男女平等教育の推進や、家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進など、人生のそれぞれの段階において、生涯を通じたきめ細やかな支援を行う。
- ③ 男女共同参画の学習について中心的機能を有する県男女共同参画センターにおいては、遠隔地における男女共同参画に関する学習機会の確保に努めていく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔学校における男女平等教育の推進〕

- 県立短期大学における教養科目の講義では、男女平等のためのグローバルスタンダードを示すだけでなく、男女の相互理解・協力の推進が、その方法論も含めて多様な文化

や宗教的背景の中で考える可能性があることを、それぞれの専門分野を持つ教員によって情報提供した。

- 県男女共同参画センターにおける学校への男女共同参画セミナーでは、高校生等を対象に、男女共同参画の視点からデートDV等暴力の未然防止や働き方・生き方、人権問題等をテーマにした講座を行った。

〔家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進〕

- 県男女共同参画センターにおいては、小学生を対象とした旗作りワークショップや男性を対象としたワーク・ライフ・バランス力向上セミナー、男性介護者支援セミナーなど、センター事業への参加が少ない男性や若い世代等をターゲットとした事業を企画した。

また、県民の学習ニーズや社会情勢の変化に対応し、様々なテーマ・切り口（家庭、地域、職場、学校、若者、男性、女性、防災等）での講座を企画した。

- 家庭教育に関する取組に当たっては、子どもたちを社会全体で育てていくという視点にたち、保護者や企業関係者等に広くセミナー等への参加を呼びかけるようにした。

〔多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実〕

- 男女共同参画相談事業では、相談者が抱える悩みや問題のほとんどの背景に、家庭・職場・地域における根強い固定的な性別役割分担意識があることから、そのことに敏感な視点を持って相談に当たった。また、若者を対象とする相談窓口「ぴあ・すてーしょん」では、人権や男女共同参画を学び、ピアカウンセラー\*の認定を受けた専門的知識を有する大学生が、同世代の若者の相談に対応した。

- 中・高校生のためのインターンシップ事業では、インターンシップ\*先は、男女の区別なく本人の進路希望等に基づき決定した。また、学校への講師派遣事業においては、講演内容が男女共同参画の視点に基づくよう留意した。さらに、進路指導においては、性別を理由とする進路の偏りがないように、本人の希望を尊重した指導に留意した。

〔行政・教育機関における人材の育成〕

- 行政職員に対しては、県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会において、男女共同参画の基本理念や男女共同参画の視点に立った行政のあり方等について理解を深めてもらうことを目的として、男女共同参画に造詣の深い有識者を講師に招いて講演等を実施した。

- 教育関係者に対しては、採用2年目の教職員等を対象とした人権教育教職員等研修会、任用2年目の管理職（校長・教頭）を対象とした人権教育管理職研修会、指導主事等を対象とした人権教育指導者育成研修会等において、平成21年度に作成・配布した、人権教育指導資料「仲間づくり」《男女平等教育編》を活用し、男女がお互いの人権を尊重するという視点に立った人間関係づくりができるよう児童生徒の発達の段階に応じた取組を行うことや、学校教育、社会教育において研修の推進・充実に努めることを指導した。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 26（基本的事業18、関連事業8）

(2) 集計表  
・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	16	1	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	1	16	1	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	5	12	1	—

2 社会における制度又は慣行についての配慮	5	11	1	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	1	6	2	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	3	6	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	1	7	—	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	1	7	—	—

## 評価項目 2-① 学校における男女平等教育の推進

### 1 施策の取組状況

〔学校教育全体を通じ、人権尊重を基盤とし、各人の持つ能力や個性を生かし主体的に生きることができる教育の充実〕

- 県立短期大学では、教養科目として「現代人権論」と「平和論」を隔年で開講し、女性等の人権の問題を取り上げた。
- 県男女共同参画センターでは、教職員や生徒、保護者の男女共同参画に関する理解を深め、学校における男女共同参画への取組の促進を図るため、学校の要請に応じて講師を派遣する「学校への男女共同参画お届けセミナー」を実施した。
- 道徳教育総合支援事業として、各種道徳教育実践事業を推進することにより、学校における男女平等教育等を踏まえた人間尊重の精神、生命に対する畏敬の念や豊かな心の育成を図った。
- 人権意識を培うための学校教育の在り方について、研究主題を設定し、教育活動全体を通じた実践的な研究を行い、多様な体験活動を取り入れるなど、人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図った。

### 2 成果と課題

〔成果〕

- ① 平成23年度に実施した県民意識調査では、学校教育の中において男女平等と感じる人の割合が平成19年度調査と比較して5%程度上昇した。  
なお、男性は、女性に比べて10ポイント高くなっているが、若者（高校生、大学・短大生）を対象としたアンケートではその割合は逆転している。
- ② 学校においては、道徳の時間を要とした道徳教育の推進により、児童生徒が男女の在り方を踏まえた自己の生き方についての考えを深める契機となった。
- ③ 人権教育研究指定校では、研究指定を受け、人権教育に係る研修や実践を重ねることを通じて、児童生徒に男女の相互理解の大切さに気付かせたり、一人一人の能力を生かして主体的に生きる力を育成したりすることができた。また、教職員自身も男女共同参画について正しい理解と認識を持つことができた。

〔課題〕

- ① 男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る必要がある。
- ② 県男女共同参画センターによる「学校への男女共同参画お届けセミナー」についての更なる充実を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女共同参画社会の実現には、教育・学習の果たす役割が極めて重要であることから、引き続き、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じた、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解の重要性等についての指導の充実を図るとともに、各人が持っている能力や個性を生かして主体的に生きる力の育成を図るための取組に努めていく。
- ② 取組に当たっては、性別による固定的な役割分担意識により、本来、児童生徒一人一人が持っている生きる力の育成が阻害されることのないよう留意し、また、教育に携わる者が知らず知らずのうちに男性、女性のあるべき姿のイメージを児童生徒に植

え付けたり、性別による固定的役割分担意識にとらわれた関わり方をしたりすることのないよう、男女共同参画の正しい理解のもとに進めていく。

- ③ 県男女共同参画センターによる「学校への男女共同参画お届けセミナー」については、対象校の拡大（中学校への派遣、派遣回数）などについて検討する。

#### 4 参考データ

〔学校教育全体を通じ、人権尊重を基盤とし、各人の持つ能力や個性を生かし主体的に生きることができる教育の充実〕

- 男女の地位の平等感

- ① 県民意識調査 ※男女平等であると感じる人の割合

	H19	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
学校教育の中で	59.4%	64.4%	68.1%	67.0%
男性	65.4%	70.5%	70.3%	68.5%
女性	54.9%	60.6%	66.1%	65.7%

- ② 若者(高校生, 大学・短大生)を対象とした男女共同参画に関するアンケート(H23)

	男性優遇	男女平等	女性優遇
学校教育の中で	7.8%	66.5%	16.0%
男性	6.1%	65.1%	21.9%
女性	9.3%	68.1%	10.4%

- 各種研修の内容・講座の実施箇所数

- ① 県立短期大学の教養科目(受講者数)

	H20	H21	H22	H23	H24
現代人権論	144人	—	117人	—	90人
平和論	—	123人	—	100人	—

- ② 学校への男女共同参画お届けセミナー(対象は全て高校)

	H20	H21	H22	H23	H24
実施箇所数	7校	5校	5校	10校	10校
受講者数	1,435人	1,675人	1,254人	3,392人	3,895人

## 評価項目 2-② 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔県男女共同参画センターにおける講演会や情報誌等による啓発の推進〕

- 県男女共同参画センターでは、県民が男女共同参画の理解を深め、男女共同参画社会の実現を目的として各種講座を開催したほか、県男女共同参画推進条例に定められている「男女共同参画週間（7月25日～31日）」を中心に、県民の男女共同参画に関する意識啓発を図るための各種啓発事業を集中的に実施した。
- 男女共同参画情報提供事業として、男女共同参画に関する国や県の動向、男女共同参画センターの事業内容及び民間団体の取組状況等の情報を掲載した情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」を発行し、公共機関、学校、企業等に配布した。また、男女共同参画に関する図書や映像を収集・整備し、男女共同参画サロン（かごしま県民交流センター1階）において、県民への閲覧、貸出に供した。

#### 〔市町村等の家庭教育に関する取組への支援〕

- 家庭教育に関する取組への支援として、家庭教育の重要性や、保護者のみならず、行政も含め、学校・地域・企業等が連携し、地域ぐるみで家庭教育を支援していこうとする気運の醸成を図るために、家庭教育に関するセミナー等の開催及び情報の提供、家庭教育啓発リーフレットを作成し配布した。

#### 〔人権教育における教育・学習の推進〕

- 人権教育啓発活動促進事業では、社会教育における人権教育の充実を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権教育指導者研修会等を実施した。
- 人権教育総合推進地域事業では、学校教育及び社会教育を通じて、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権尊重の精神を高める方策について実践的な研究を行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 各種の啓発や家庭教育、人権教育等の取組等により、平成23年度の県民意識調査では、「男女の地位の平等感」や「固定的な役割分担意識」に関する項目について、平成19年度と比べて改善されており、県民の男女共同参画に対する理解が浸透し、地域・職場・学校における男女共同参画の取組が促進された。
- ② 人権教育指導者研修会等を通して、指導者や社会教育関係団体のリーダー等の資質向上や人権意識の高揚を図ることができた。
- ③ 指定地域において、人権教育に係る研修や実践を重ねることを通じて、学校・家庭・地域の連携による人権や男女共同参画に関する教育・啓発が推進された。

#### 〔課題〕

- ① 県男女共同参画センターから遠隔の地域における男女共同参画に関する学習の機会の確保に努める必要がある。
- ② 平成23年度の県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について、肯定的な意見を持つ人が依然として半数以上を占めており、全国の状況と比較しても10ポイント以上高いことから、更なる啓発に努める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 引き続き、家庭や地域社会における男女の主体的な参画を促進するため、あらゆる機会を捉えて男女がともに生涯を通じて、人権の尊重に基づいた男女平等への意識を高めることができるような学習機会の充実に取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、家庭における親などのしつけや教育態度、生活習慣等が、子どもの持つ男女平等観や性別による役割分担意識に強く影響することを認識して、子どもが性別にとらわれずに個性を伸ばすことができるよう留意していく。
- ③ 県男女共同参画センターでは、遠隔地における男女共同参画に関する学習機会の確保に努めるとともに、特に家庭生活や地域社会への男性の参画を重視した広報・啓発活動の展開や若年層への理解の浸透を図っていく。

#### 4 参考データ

##### 〔県男女共同参画センターにおける講演会や情報誌等による啓発の推進〕

##### ○ 県男女共同参画センター講座の開催実績

##### ① 各種講座（受講者数）

	H20	H21	H22	H23	H24
男女共同参画地域講座	63人	56人	41人	300人	—
男女共同参画基礎講座	延べ167人	延べ243人	延べ290人	延べ352人	延べ349人
男女共同参画地域協働推進講座	延べ146人	延べ190人	延べ156人	延べ130人	延べ118人

※ 男女共同参画地域講座は、H20は屋久島町、H21は和泊町、H22は中種子町、H23は喜界町で実施

##### ② 男女共同参画週間事業（参加者数）

H20	H21	H22	H23	H24
1,698人	144人	266人	313人	407人

##### ○ 男女の地位の平等感（県民意識調査） ※男女平等であると感じる人の割合

		H19	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
家庭の中で		34.6%	38.6%	43.1%	47.0%
	男性	43.9%	47.5%	51.3%	53.8%
	女性	27.0%	32.2%	36.0%	41.0%
地域社会の中で		24.6%	29.6%	—	—
	男性	33.1%	37.9%	—	—
	女性	17.8%	23.5%	—	—

##### ○ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（県民意識調査）

		H19	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合		55.7%	52.9%	41.3%	51.6%
	男性	58.0%	57.0%	45.9%	55.1%
	女性	53.4%	49.6%	37.3%	48.4%

##### ○ 家庭における夫婦の役割分担（県民意識調査） ※夫と妻が分担していると答えた人の割合

		H19	H23
家事		17.7%	18.4%
	男性	21.3%	19.9%
	女性	14.5%	17.1%
育児		18.0%	17.5%
	男性	19.9%	17.2%
	女性	16.3%	17.7%
介護・看護		17.0%	16.2%
	男性	21.8%	17.7%
	女性	12.5%	14.9%
地域活動への参加		30.6%	31.4%
	男性	31.6%	30.7%

	女性	29.8%	32.0%
--	----	-------	-------

○ 夫婦の家事関連時間

	本県			全国		
	夫	妻	妻割合	夫	妻	妻割合
共働き世帯	26分	241分	90.3%	35分	258分	88.1%
夫が有業で妻が無業	45分	368分	89.1%	41分	414分	91.0%

務省「平成23年社会生活基本調査」)

## 評価項目 2-③ 多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実

### 1 施策の取組状況

#### 〔男女共同参画に関するセミナーの開催〕

- 県男女共同参画センターでは、男女共同参画を地域で推進する人材の育成や女性のエンパワメント\*等を図る各種講座や、男性を対象にしたセミナーを開催し、県民の男女共同参画に関する理解促進に取り組んだ。

#### 〔男女の人権、生き方等に関する相談及び自己啓発、自立等の支援〕

- 男女共同参画相談事業では、性別に起因する（男女共同参画を阻害する行為等に関する）問題や悩みを抱える県民を支援するため、男女共同参画相談員が対応する一般相談（電話相談・面接相談）及び弁護士や精神医等が対応する専門相談を実施した。

#### 〔生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成〕

- 産学官の連携による人材育成の一環として、県内の大学・短大・専門学校等の学生が企業等において行うインターンシップを推進した。
- 児童生徒に学ぶことの意味や楽しさを伝えるとともに、性別による役割の固定化を助長すること等のない男女共同参画の視点に立った勤労観・職業観の育成を図るため、小・中・高等学校の要望により、企業等から講師を派遣して出前授業や講演会等を行ったほか、夏季休業期間を活用したインターンシップ（就業体験）を行った。
- 生徒が主体的に自己の進路を選択・決定するなど、社会人・職業人として自立できるようにするために、普通科高校のキャリア教育の推進を図るとともに、インターンシップの企画や新規求人開拓等の高校生の就職支援を行うことを目的としてキャリアガイダンスカウンセラー配置事業を実施した。また、生徒や保護者の職業選択に関する相談や生徒への適切な就職指導等を充実させ、高校生の求人開拓を行うとともに、各高等学校における就職支援を充実させることを目的として就職支援員配置事業を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 県男女共同参画センターでの男女共同参画の視点を立てた相談対応で、相談者が自己尊重感を高め、エンパワメントすることにより、その抱える問題や悩みの軽減や解消、解決に向かうとともに、男女共同参画社会の阻害要因を把握し、各種施策・事業に反映できた。
- ② 講師派遣事業による外部講師（経営者、技術者等）の講演等やインターンシップ事業による就業体験を行うことで、児童、生徒、学生の進路選択意識がはぐくまれた。

#### 〔課題〕

- ① 県男女共同参画センターにおいては、県民の多様なニーズに対応した、課題解決型の実践的な講座を実施する必要がある。
- ② 生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成に当たっては、小学校段階からのキャリア教育を推進するとともに、学校現場で実践を重ねるための情報や研修機会の提供等のサポートをする必要がある。
- ③ 女子学生の進学割合が、理工系分野において低いなど、専攻分野における男女の偏りが見られることから、引き続き、性別による役割の固定化を助長することのないように配慮する必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女の多様な生き方の選択と自立を支援するため、引き続き、男女共同参画センタ

ーにおいて男女共同参画に関する学習や自己啓発等の機会の提供に努めるとともに、生き方や仕事の悩みに関する相談に依じていく。

- ② 学習や自己啓発等の機会の提供に当たっては、女性のエンパワメントの機会の提供、男性にとっての男女共同参画の意義と責任の理解、家庭・地域等への参画促進を重視した啓発活動の展開、若年層への理解の浸透といった点にも留意する。
- ③ 男女共同参画に関する相談対応に当たっては、男女の人権に配慮しつつ、男女共同参画社会の阻害要因を把握するように努め、社会的性別の視点に基づいた助言や支援を行っていく。
- ④ 学校での進路指導等に当たっては、今後とも、生徒や学生が性別にとらわれることなく自らの生き方を考え、将来の目的意識をもつよう育成していくとともに、本人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けることができるよう指導していく。

#### 4 参考データ

##### 〔男女共同参画に関するセミナーの開催〕

###### ○ 県男女共同参画センター講座の開催実績

	H20	H21	H22	H23	H24
男女共同参画地域講座	63人	56人	41人	300人	—
男女共同参画基礎講座	延べ167人	延べ243人	延べ290人	延べ352人	延べ349人
男女共同参画地域協働推進講座	延べ146人	延べ190人	延べ156人	延べ130人	延べ118人

※ 男女共同参画地域講座は、H20は屋久島町、H21は和泊町、H22は中種子町、H23は喜界町で実施

###### ○ 学校への男女共同参画お届けセミナーの実施実績

	H20	H21	H22	H23	H24
実施箇所数	7校	5校	5校	10校	10校
受講者数	1,435人	1,675人	1,254人	3,392人	3,895人

##### 〔生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成〕

###### ○ 高校へのキャリアガイダンスカウンセラー（平成21年度まではキャリアコーディネーター）、就職支援員の配置状況

	H20	H21	H22	H23	H24
キャリアコーディネーター	7人	7人	—	—	—
キャリアガイダンスカウンセラー	—	—	7人	7人	7人
就職支援員	—	12人	12人	15人	15人

###### ○ 県内の高等学校における学科別入学状況（平成24年5月1日現在）

	普通科	工業科	商業科	家庭科	看護科	その他
男性	46.3%	23.7%	10.9%	1.1%	0.9%	17.1%
女性	47.9%	3.3%	17.0%	8.0%	7.1%	16.2%

※ 「その他」は農業科、水産科、福祉科、総合学科等の合計（文部科学省、県統計課「学校基本調査」）

###### ○ 県内の高等学校卒業者の進学状況

	H20		H21		H22	
	男	女	男	女	男	女
大学	34.8%	23.6%	35.3%	24.7%	34.9%	25.6%
短大,高等学校専攻科等	1.5%	21.1%	1.7%	21.8%	1.8%	21.1%
計	36.2%	44.7%	36.9%	46.5%	36.7%	46.6%
	H23		H24			
	男	女	男	女		
大学	34.9%	26.2%	32.8%	26.1%		
短大,高等学校専攻科等	1.8%	21.3%	1.6%	20.3%		
計	36.7%	47.4%	34.4%	46.4%		

（文部科学省、県統計課「学校基本調査」）

###### ○ 専攻分野別にみた学生（学部）に占める女性割合（平成24年5月1日現在）

人文科学	社会科学	理学	工学	農学	医学・歯学
65.9%	33.2%	26.1%	11.7%	42.8%	33.5%
その他の保健	家政	教育	芸術	その他	
66.1%	90.0%	58.9%	71.5%	48.4%	

(文部科学省「平成24年度 学校基本調査」)

## 評価項目2-④ 地域や職場における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり

### 1 施策の取組状況

#### 〔県男女共同参画センターのセミナー、講座等による人材の育成〕

- 県男女共同参画センターでは、地域や職場における男女共同参画の推進役となる人材を養成するため、男女共同参画基礎講座等を実施した。

#### 〔地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり〕

- 平成20年度に、地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「男女共同参画地域推進員」を設置し、市町村から推薦を受けた者を知事が委嘱した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 県男女共同参画センターで実施した人材養成のための講座により、地域の中で男女共同参画を推進する男女共同参画地域推進員や、県男女共同参画センター事業を協働して運営するセンターサポーターなど、多くの人材が育成された。
- ② 平成25年3月31日現在で、26市町において76名の男女共同参画地域推進員が委嘱され、それぞれの地域での活動により、地域における男女共同参画の推進に貢献している。

#### 〔課題〕

- ① 県内全域で男女共同参画を推進するために、地域推進員の全市町村での設置及び男性の地域推進員の増員を目指すとともに、地域推進員の資質向上や情報交換のためのより実践的な研修を行うなどのフォローアップに努める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 県内全域で男女共同参画を推進していくためには、県や市町村など行政が取り組むだけでなく、事業所や各地域の中で、それらの特性を踏まえて推進していくことが重要であることから、引き続き、県男女共同参画センターにおけるセミナー・講座等による人材の育成に取り組むとともに、職場等において推進するための仕組みづくりを検討する。
- ② 地域の中で男女共同参画を推進する人材である男女共同参画地域推進員については、今後、地域推進員の全市町村での設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていく。

### 4 参考データ

#### 〔県男女共同参画センターのセミナー、講座等による人材の育成〕

- 県男女共同参画センターサポーターの活動状況

##### ① サポーター委嘱者数

16名（平成25年4月現在）

##### ② サポーターの活動事例

- ・「鹿児島県男女共同参画センターだより」の編集補助
- ・県男女共同参画センター事業実施の補助（準備、受付等）

#### 〔地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり〕

- 男女共同参画地域推進員委嘱者数（各年度3月31日時点）

	H20	H21	H22	H23	H24
市町村数	7市町	13市町	16市町	23市町	26市町
委嘱者数	13人	29人	45人	68人	76人

○ 男女共同参画地域推進員の活動事例

H20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治体において「男女共同参画基礎講座」の企画・運営</li> <li>・『男女共同参画ホンネでトーク』番外編しゃべり場』の企画・運営、出前講座、市職員との交流会等</li> <li>・コミュニティ協議会や公民館での男女共同参画の普及啓発(継続)</li> <li>・男女共同参画推進懇話会有志による学習会、広報紙の発行(継続)</li> <li>・同級生会、地域役員OB会等ミニ集会でのDV防止に係る啓発</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校文化祭でデートDVの資料展、チラシ配布(継続)</li> <li>・男女共同参画推進懇話会委員研修会の企画実施</li> <li>・小学校教職員研修、中学校出前講座の講師</li> <li>・小学校母親学級での講座、保育園長会でのミニ講座の講師</li> <li>・地域や職場など、各自の所属する身近な場での啓発、情報提供(継続)</li> <li>・「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターの公民館等への配付・掲示依頼(継続)</li> <li>・公民館活動、地域の婦人会で男女共同参画関係資料の配付による啓発(継続)</li> <li>・民生委員・児童委員研修会におけるDV防止に係る講話</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長会における男女共同参画セミナーを市と協働で企画・実施(講師)</li> <li>・行政担当者との意見交換会</li> <li>・男女共同参画市民講座を市と協働で実施(講師)</li> <li>・コミュニティの高齢者学級「男女共同参画講座」での講師</li> <li>・地域の集まりで男女共同参画のフリートーク</li> <li>・商工会女性部に啓発資料を配付</li> </ul>
H23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりフォーラム実行委員</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」のパープルリボンツリー等の設置(継続)</li> <li>・男女共同参画紙芝居の作成</li> <li>・農村若手女性を対象とした男女共同参画に関する勉強会の開催</li> <li>・小学校区コミュニティセンター等で出前講座を実施</li> <li>・インタビューショートムービー上映と意見交換会</li> <li>・小学校の教育講演会等、中学校の家庭教育学級等の講師</li> </ul>
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の集会等における普及・啓発活動</li> <li>・小学校の職員研修、家庭教育学級の講師</li> <li>・中学校への出前講座の実施</li> <li>・市町村広報誌、新聞、雑誌への投稿</li> <li>・男女共同参画啓発用寸劇の脚本作成</li> <li>・女性サロン室(交流スペース)を定期的に関催</li> <li>・高校文化祭での「デートDV資料展」の実施</li> </ul>

## 評価項目 2-⑤ 行政・教育機関における人材の育成

### 1 施策の取組状況

#### 〔県職員に対する研修の実施〕

- 新規採用職員研修（後期）において、「男女共同参画社会」の講義を実施したほか、職場研修を通じた啓発を実施した。
- 「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」を開催し、県男女共同参画推進本部推進員や県地域振興局・支庁の担当職員を対象に、男女共同参画の基本理念や男女共同参画の視点に立った行政のあり方等に関する研修を実施した。

#### 〔教育関係者に対する研修の実施〕

- 新任校長、新任教頭等を対象として実施する管理職研修会では、男女共同参画に関する講義等が実施され、男女共同参画の視点に立った管理職としての学校経営・管理能力の向上が図られた。
- 人権教育教職員等研修会では、採用2年目の教職員等に対して、学校教育における人権教育の在り方について、男女共同参画の視点からも研修を実施し、教職員の資質向上及び人権教育の充実を図った。
- 男女平等や男女の相互理解を含めた人権教育に対する正しい理解や個に応じた指導ができる教員としての資質と指導力の向上を図るため、初任者研修や現職教員等研修等の教員のライフステージに合わせた研修や県総合教育センターでの短期研修講座等を実施した。
- 人権教育管理職研修会では、任用2年目の管理職（校長・教頭）を対象に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、「管理職自身の人権意識の高揚を図るための講義」等を通して、職場における男女平等をはじめとした男女共同参画などの人権尊重の理念について十分認識し、人権尊重の視点に立った学校経営の推進・充実を図った。
- 教育事務所及び市町村教育委員会に配置された指導主事等を対象に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の内容についての講義や指導方法に関する演習等を内容とした人権教育指導者育成研修会を開催し、男女平等教育の重要性や基本的な考え方について、人権教育指導資料「仲間づくり」《男女平等教育編》の活用等により、地域や市町村、学校等へその成果を波及できる指導者の育成を図った。
- 様々な人権問題について正しい理解と認識を一層深め、男女共同参画など人権教育・啓発施策の積極的な推進に資するため、教育行政職員を対象とした人権教育の研修会を実施した。
- 各学校において、男女平等教育などの人権教育の一層の推進・充実を図るため、指導主事等を対象とした人権教育指導主事等研修会と各学校の人権同和教育担当者を対象とした人権教育授業実践研修会を教育事務所ごとに実施した。

#### 〔市町村職員に対する研修の実施〕

- 新規採用職員研修（後期）において、「男女共同参画社会」の講義を実施した。
- 「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」を開催し、市町村の担当職員を対象に、男女共同参画の基本理念や男女共同参画の視点に立った行政のあり方等に関する研修を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 新規採用職員研修（後期）において採用1年目の県・市町村職員に，県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会では県男女共同参画推進本部推進員，地域振興局・支庁の男女共同参画担当者及び市町村の職員に，男女共同参画についての意識を浸透させることができた。
- ② 教育関係者に対しては，新任校長研修会や新任教頭研修会，人権教育管理職研修会など管理職に対して研修を行い，男女共同参画社会の実現に向けた取組等について周知や指導を行うとともに，各種の人権教育研修により，多くの教職員に男女平等，男女の相互理解を含めた人権尊重について理解させることができた。

**【課題】**

- ① 教育委員会における研修会の中には，受講者が研修会後に学校教育や社会教育の場で講師を務める場合もあることから，講師としての資質向上が図られるよう，更なる内容の充実，情報の提供に努める必要がある。

**3 今後の方向性**

- ① 行政における施策の策定・実施に当たって，男女共同参画社会の形成への配慮を確保するためには，行政職員一人ひとりが男女共同参画の理念について正しく理解し，男女共同参画への意識を持って業務を遂行する必要があることから，引き続き，県や市町村の職員に対する研修を実施していく。
- ② 男女共同参画社会を実現するためには，学校，地域等における教育・学習の果たす役割は極めて重要であることから，今後とも，学校教育はもとより社会教育分野等，様々な教育関係者，指導者等の男女共同参画への理解が深められるような研修の実施に努めていく。

**4 参考データ**

〔県職員に対する研修の実施〕〔市町村職員に対する研修の実施〕					
○ 男女共同参画に関する内容を組み込んだ各種研修の開催実績					
① 新規採用職員研修（後期）					
	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数（県）	72人	97人	100人	126人	134人
受講者数（市町村）	209人	204人	253人	307人	290人
② 県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会					
	H20	H21	H22	H23	H24
出席者数（県）	24人	43人	35人	37人	29人
出席者数（市町村）	32人	37人	35人	37人	55人
〔教育関係者に対する研修の実施〕					
○ 教育委員会における男女共同参画に関する内容を組み込んだ各種研修（受講者数）					
	H20	H21	H22	H23	H24
新任校長研修会	122人	129人	80人	82人	70人
新任教頭研修会	152人	130人	76人	92人	74人
人権教育教職員等研修会	271人	286人	279人	293人	321人
人権教育管理職研修会	222人	263人	259人	163人	150人
人権教育指導者育成研修会	46人	41人	48人	48人	49人
教育行政等職員人権教育研修	219人	227人	244人	74人	243人

## （重点目標3） 生涯を通じた女性の健康支援

### 1 評価

- 「生涯を通じた女性の健康支援」を図るため、女性の健康問題に関する知識の普及・啓発、「女性にやさしい医療機関」等の指定・登録等による性差を考慮した医療環境づくりや、母子保健対策や周産期医療\*体制の整備、不妊治療の治療費助成の拡充やカウンセリング体制の充実などの取組が推進された。
- また、女性の健康をおびやかすエイズ・性感染症の予防や薬物乱用・喫煙・飲酒の有害性に関する正しい知識の県民や中高生への普及・啓発、市町村、関係機関・団体との協働による受動喫煙防止対策の取組などが実施された。
- これらの取組等により、女性の健康は、妊娠・出産・授乳期に限らず、生涯を通じて重要な課題であるとの認識が普及するとともに、乳がん・子宮がん検診の受診率、周産期死亡率、妊娠11週以内での妊娠届出率、10代の人工妊娠中絶率や性感染症の報告数、公共施設等や公共交通機関での禁煙・分煙の取組などにおいて、一定の効果を上げている。
- しかしながら、乳がんの死亡率が微増傾向にあること、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移していること、HIVの感染者・患者数が増加傾向にあること、若い女性の過剰なやせ志向などの課題がある。
- また、「生涯を通じた女性の健康支援」に不可欠な「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方が社会全般に十分に普及していないという課題もある。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 子どもを産む・産まないにかかわらず、女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康の保持増進ができるよう、女性の健康問題に関する知識の普及・啓発や性差を考慮した医療環境づくり、健康診査・検診を受診しやすい環境の整備、母子保健対策、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策、食育、スポーツ活動を推進していく。
- ② 望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について正しく適切に行動をとる必要があるため、家庭・地域と連携し、学校において、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観を基調とした発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。
- ③ 女性の健康をおびやかすエイズや性感染症については、予防啓発や相談・検査・治療体制の充実を図り、薬物乱用・喫煙・飲酒についても教育普及や情報提供を行うとともに、受動喫煙対策を徹底していく。
- ④ 取組にあたっては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に配慮し、社会全体にこの考え方が認識されるよう普及啓発を図っていく。
- ⑤ 女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療分野における女性の参画の拡大を図る必要があり、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備を推進していく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔生涯を通じた女性の健康の保持増進〕

- 「女性の健康支援セミナー」の実施に当たっては、女性の健康課題が多岐にわたることを考慮し、いくつかの健康課題について情報を提供できるよう工夫した。また、講演会だけでなく、個別健康相談等を実施し、女性が現在抱えている課題を解決できる機会の提供を行った。さらに、若い世代へのアプローチとして、主に学生を対象としたセミナーを大学等で実施し、学生、教員等が参加しやすいよう配慮した。

#### 〔妊娠・出産等に関する健康支援等〕

- ハイリスク母子の訪問指導にあたっては、母としてあるべき姿にとらわれすぎることなく、各人の状況に応じた支援を実施した。
- 不妊相談従事者研修会においては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方にに基づき、医学的知識・カウンセリングのあり方等について学習するとともに、不妊で悩む男女が安心して相談できるよう、人権やプライバシーに配慮した対応について、研修を行った。また、不妊治療を行う夫婦の経済的負担をできるだけ軽減するため、助成金額や回数など助成の拡充を図った。
- 保健所が実施する健康教育においては、子どもたちが、性に関する行動を自ら考え、自己決定する能力を身につけ、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取り組んだ。また、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係機関や団体などが連携を図るため、連絡会等を実施した。

#### 〔健康をおびやかす問題についての対策の推進〕

- エイズに関する啓発活動にあたっては、より多くの女性に広報・啓発の効果が及びよう女性が多く集まる場所でキャンペーンを行い、また若年層への啓発のため、比較的女性が多い短期大学においても新入生を対象に啓発物品を配布した。
- 相談や検査受診を呼びかける臨時検査を平日の夜間や休日に実施するとともに、相談時のプライバシーに配慮し、相談しやすい環境づくりに努めた。また、相談者及び検査受験件数の男女別統計をとり、実態の把握に努めた。
- 若年層の大麻事犯が増えていることから、薬物乱用防止対話集会を女子大学等で開催し、女性及び若年層への啓発に努めた。
- 妊婦や病弱者など喫煙による影響が特に顕著な者がいるところでの禁煙を推進するため、関係機関・団体に対し、受動喫煙防止の普及啓発及び受動喫煙防止対策の取組を要請した。

#### 【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 18（基本的事業5，関連事業13）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	4	—	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	2	3	—	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	—	5	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	5	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	3	—	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	3	2	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	6	7	-	-
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	7	6	-	-

## 評価項目3-① 生涯を通じた女性の健康の保持増進

### 1 施策の取組状況

#### 〔女性の健康問題に関する知識の普及・取組促進〕

- 女性が生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するために必要な、更年期障害、骨粗鬆症など女性特有の健康問題に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期発見が重要な乳がん、子宮がんに関する正しい知識の普及と検診の重要性の理解を図り、検診受診率向上を図るため、「女性の健康支援セミナー（講演会、健康相談）」を開催した。また、若い世代へのアプローチとして、学生を主な対象としたセミナーを実施した。

#### 〔性差を考慮した医療環境づくりの推進〕

- 性差医療の推進を図り、女性の心身の健康問題について相談・受診しやすい医療環境を整備するため、医療・保健関係者を対象に性差医療推進研修会を開催した。
- 女性が生涯を通じ自己の健康を適切に管理・改善するために必要な、更年期障害、骨粗鬆症など女性特有の健康問題に関する知識の普及啓発を図るとともに、早期発見が重要な乳がん、子宮がんに関する正しい知識の普及と検診の重要性の理解を図り、検診受診率向上を図るため、「女性の健康支援セミナー（講演会、健康相談）」を開催した。

#### 〔女性の健康づくり支援〕

- 女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関を「女性にやさしい医療機関」、女性が抱える様々な健康問題に専門的知識をもって対応する薬局を「女性の健康サポート薬局」、女性の心身の健康づくりを支援している店舗を「女性の健康づくり協力店」として指定・登録し、女性の健康を支援する環境を整備した。  
また、これらの医療機関等について県ホームページで周知するとともに、「かごしま健康サポーターショップガイド」を作成し、「かごしま健康イエローカードキャンペーン強化月間」に、市町村・地域振興局の窓口や関連団体、各種イベント等での配布を行い、女性の健康を支援する取り組みについて集中的に普及啓発を図った。
- 思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害等、女性の健康に関する情報提供や相談を行う窓口を鹿児島大学病院及び県内13保健所に設置するとともに、人権やプライバシーに配慮した相談体制の充実を図るため、相談従事者研修会を開催した。

#### 〔健康診査・検診を受診しやすい環境整備の促進〕

- 健康診査、検診を受診しやすい環境を整備するため、「女性にやさしい医療機関」を指定・登録し、周知を図った。

#### 〔乳がん検診の普及啓発及び早期発見・早期治療の促進〕

- 早期発見が重要な乳がん、子宮がんに関する正しい知識の普及と検診の重要性の理解を図り、検診受診率向上を図るため、「女性の健康支援セミナー（講演会、健康相談）」を開催した。また、若い世代へのアプローチとして、学生を主な対象としたセミナーを実施した。
- 乳がんに関する正しい知識を普及するため、10月の「鹿児島県ピンクリボン月間」に、関係団体と協働し、街頭キャンペーン等各種イベントを行うなど集中的な啓発活動を実施した。
- 成人式の際にリーフレット及び啓発グッズを配布し、子宮頸がん検診の対象開始となる新成人の女性やその保護者に啓発した。
- 乳がんの早期発見・確実な診断のため、認定マンモグラフィ撮影技師の撮影技術・精度の維持向上を図るフォローアップ研修を行った。

## 2 成果と課題

### 〔成果〕

- ① 女性の健康セミナーや10月のかごしま健康イエローカードキャンペーンの実施により、女性の健康問題に関する知識の普及を図ることができた。
- ② 乳がんの普及啓発月間である「鹿児島県ピンクリボン月間」に、関係団体と協働で、集中的に啓発活動やイベントを実施することにより、乳がん検診の受診率が増加しており、また、乳がんをきっかけとして、女性が健康全般に関心をもつことにつながり、子宮がん検診の受診率も増加している。
- ③ 女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進し、女性が受診・相談しやすい医療環境を整備している「女性にやさしい医療機関」の指定・登録数が、平成22年度末の数値目標である50機関に対して、55機関（平成24年度末60機関）となり、医療環境の整備が進んでいる。

### 〔課題〕

- ① 多くの女性が健康づくりについて関心を持ち、正しい知識を身につけられるよう、一層の推進を図る必要がある。
- ② 医療・保健関係者を対象とした性差医療推進研修会の実施により、性差医療の知識の習得等に一定の効果は図れたものの、引き続き、広く医療関係者等に知識習得の機会を提供する必要がある。
- ③ 「女性の健康サポート薬局」「女性の健康づくり協力店」については、登録店舗の数が伸び悩んでいるため、さらに周知を図り、拡大・充実を図る必要がある。
- ④ 乳がん検診の受診率は増加しているものの、乳がん及び子宮がんの死亡率は増減を繰り返しながらも微増傾向にあることから、さらに乳がん検診及び子宮頸がん検診の普及啓発に努める必要がある。

## 3 今後の方向性

- ① 女性の健康づくりを支援するため、多くの女性が女性特有の健康課題に関心を持ち、適切に健康管理を行うことができるように、また、早期発見が重要な乳がん、子宮がんについて、検診受診率向上を図るため、引き続き、「女性の健康支援セミナー」やキャンペーンなどを実施し、正しい知識の普及を図っていく。
- ② 「女性にやさしい医療機関」「女性の健康サポート薬局」などの指定・登録の拡充を図り、女性が受診・相談しやすい医療環境を整備するとともに、県民に対する性差医療の重要性に関する普及啓発や、医療関係者等に対する性差医療に関する知識の普及を図り、性差を考慮した医療環境づくりを推進していく。

## 4 参考データ

### 〔女性の健康問題に関する知識の普及・取組促進〕

#### ○ 女性の健康支援セミナーの実施状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数	3回	3回	3回	3回	3回
参加人数	594人	82人	470人	770人	276人

### 〔性差を考慮した医療環境づくりの推進〕

#### ○ 性差医療推進研修会の実施状況

平成20年度 対象：医療・保健関係者 延べ150人

### 〔女性の健康づくり支援〕

- 女性にやさしい医療機関の指定数〔数値目標〕

H19	H22	H24	H22目標
45機関	55機関	60機関	50機関以上

※ 女性にやさしい医療機関：女性が抱える様々な健康問題に対応する性差を考慮した医療を推進している医療機関

- 女性の健康サポート薬局の指定数〔数値目標〕

H19	H22	H24	H22目標
26薬局	29薬局	28薬局	35薬局以上

※ 女性の健康サポート薬局：女性が抱える様々な健康問題に専門的知識をもって対応する薬局

- 女性の健康づくり協力店の登録数

H19	H22	H24	H22目標
44店舗	55店舗	57店舗	60店舗以上

※ 女性の健康づくり協力店：女性の心身の健康づくりを支援している店舗

〔乳がん検診の普及啓発及び早期発見・早期治療の促進〕

- 子宮がん検診受診率〔数値目標〕

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24目標
20.6%	22.3%	22.8%	21.5%	30%以上

- 乳がん検診受診率〔数値目標〕

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24目標
21.1%	25.7%	26.4%	26.4%	30%以上

- 子宮がん死亡率（女性人口10万対）

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
率	8.9	10.6	9.1	10.5	10.9	11.7
人数	82人	97人	83人	95人	98人	105人

- 乳がん死亡率（女性人口10万対）

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
率	15.5	13.1	15.3	16.8	17.6	18.1
人数	143人	120人	139人	152人	159人	162人

（県保健福祉部「衛生統計年報」）

※ 参考データ中、基本計画に定めるに数値目標については、〔数値目標〕と記載し、目標値（数値，年度）を載せている。（以下，同じ）

## 評価項目3-② 妊娠・出産等に関する健康支援等

### 1 施策の取組状況

#### 〔母子保健対策の推進〕

- ハイリスク母子保健事業では、妊娠や出産、育児に支障をきたすおそれのある妊産婦の母体の健康管理及び未熟児や長期療養児等の健全な養育を促すための訪問指導を実施するとともに、関係機関との連携のもとに、地域全体の母子保健の一層の向上に努めた。
- ハイリスク母子保健訪問指導研修会を開催し、訪問指導を実施している保健師の資質向上を図った。
- 健やかな妊娠・出産支援事業では、低出生体重児の増加の背景等について調査分析し、具体的な早産防止対策を実施するとともに、医師会、歯科医師会等関係機関と連携して、早産予防・低体重児低減の普及啓発を行った。

#### 〔周産期医療対策の充実〕

- 周産期母子医療センター支援事業では、周産期医療体制の拠点である総合及び地域周産期母子医療センターに対し、運営費の補助を行うことにより、周産期死亡、新生児死亡の低減並びに周産期医療体制の充実を図った。
- 周産期医療協議会を開催し、推進体制の整備等について協議を行うとともに、総合的で中長期的な周産期医療体制の整備を推進するため、平成22年度に「周産期医療体制整備計画」を策定した。

#### 〔不妊に関する相談や治療の支援〕

- 不妊に悩む夫婦等に対し、専門的な相談や心理的支援及び自己決定への支援を行うため、鹿児島大学病院に専門相談窓口、県内13保健所に一般相談窓口を設け、相談体制の整備を図った。また、相談従事者が医学的知識、カウンセリングのあり方について学習する研修会を開催し、資質の向上を図った。
- 不妊治療指定医療機関において体外受精・顕微授精の不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の助成を行った。

#### 〔関係機関と連携した思春期保健対策の実施〕

- 保健所では、学校等の依頼に応じ、健康教育を実施し、思春期の子どもたちに、性について正しい情報を適切に提供し、子どもたちが、性に関する行動を自ら考え、自己決定する能力を身につけ、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取り組んだ。また、連絡会等を実施し、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係機関や団体などと連携を図り、社会全体で思春期の子どもたちを支える環境づくりを推進した。

#### 〔適切な性に関する指導の実施〕

- 小・中・高校では、保健学習のみでなく、学級担任と保健体育の担当教諭や養護教諭等がチームを組んで、他教科等と関連を図り、発達段階に即した性に関する指導を行い、人間の性を生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく異性観をもつことができるように指導した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 保健師による訪問指導により、ハイリスク妊産婦の育児不安やストレスの軽減を図り、未熟児などの健全な養育を促すための育児支援を行うことで、産後うつや育児ノイローゼ、虐待等の予防、早期発見につながっている。

- ② 総合周産期母子医療センター1箇所を指定，地域周産期母子医療センターを5箇所認定し，総合周産期母子医療センターを中心とする総合的な周産期医療体制の整備が図られ，周産期死亡及び妊産婦死亡の低減につながっている。
- ③ 不妊相談従事者の資質を向上し，不妊で悩む男女が，安心して相談ができるよう，人権やプライバシーにも配慮した不妊相談体制の充実が図られた。
- ④ 21年度から不妊治療費に対する助成額を引き上げ，23年度からは助成初年度の助成回数を拡充するなど，不妊に悩む夫婦の経済的支援を拡充した。
- ⑤ 10代の人工妊娠中絶率が減少傾向にある一因として，保健所が実施する思春期の子どもたちへの健康教育をはじめとする社会全体で思春期の子どもたちを支える環境づくりへの取組が貢献している。

**【課題】**

- ① 育児不安やストレス，虐待傾向などの様々な要因を持つ家庭に訪問指導等を行い，妊娠早期から，出産，育児期を通じた支援を実施する必要がある。
- ② 妊娠・出産の安全性や快適さを確保するために，総合(地域)周産期母子医療センターとその他の周産期医療機関との連携強化及び緊急搬送体制の整備，母親学級等における妊婦に対する保健指導，訪問指導の充実を図る必要がある。
- ③ 不妊の支援については，「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」や不妊に関する当事者の悩み等が社会全体に理解されるよう，また，不妊という状態からのストレスを生じさせないような家庭や社会の環境づくりを推進する必要がある。
- ④ 思春期の身体と心の問題は，10代の自殺や中高生の過剰なやせ志向，薬物乱用，喫煙，飲酒等の様々な問題が存在し，また，ひきこもり\*や不登校など，心に関する相談が増加傾向にある。

### 3 今後の方向性

- ① 今後も，乳幼児全戸訪問事業や養育支援訪問事業の実施主体である市町村と連携し，母子保健対策を推進していく。
- ② 妊娠・出産期は，女性の健康支援にとって大きな節目であり，地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるように支援体制を充実するとともに，仕事と生活の調和の確立など支援を受けやすい環境整備を進める。
- ③ 平成22年度に策定した「周産期医療体制整備計画」に基づき，総合的で中長期的な周産期医療体制の整備を推進していく。
- ④ 引き続き，不妊治療に関する経済的支援に取り組むとともに，不妊専門の相談体制の充実等を進めていく。
- ⑤ 思春期の子どもたちの心と体の問題については，今後も学校や地域，関係機関等と連携し，発達段階に応じた正しい知識の普及啓発を推進するとともに，思春期の子どもたちが抱える様々な問題に対するきめ細やかな対策を推進する。
- ⑥ 学校においては，人間の性を生理的側面，心理的側面，社会的側面などから総合的にとらえ，科学的知識を与えるとともに，生命尊重，人間尊重，男女平等の精神に基づく異性観をもつことができるように指導し，自ら考え，判断し，意思決定の能力を身に付けさせ，望ましい行動をとることができるように取り組んでいく。
- ⑦ これらの取組にあたっては，「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライフ）」の考え方が，社会全体に認識されるよう配慮しながら進めていく。
- ⑧ 若い女性のやせすぎが課題となっており，国の第3次計画に，中高年の肥満防止，

健康維持増進等のため、食育の推進が方向性として示されていることから、食育の推進について、検討する必要がある。

#### 4 参考データ

##### 【母子保健対策の推進】

- 妊娠11週以内での妊娠の届出率〔数値目標〕

H19	H20	H21	H22	H23	H24目標
61.4%	77.5%	84.1%	84.4%	86.6%	90%以上

- ハイリスク母子訪問活動実績（延件数）

	H20	H21	H22	H23	H24
未熟児	757件	454件	459件	439件	430件
妊婦	13件	27件	13件	5件	7件
産婦	660件	459件	455件	447件	424件
乳児	—	55件	68件	77件	64件
幼児	—	49件	42件	52件	39件
その他	—	78件	64件	26件	14件

（※ハイリスク母子訪問活動 妊娠や出産、育児に支障をきたすおそれのある妊産婦及び未熟児や長期療養児等の健全な養育を促すために訪問指導を実施）

##### 【周産期医療対策の充実】

- 出生数及び合計特殊出生率、周産期死亡、妊産婦死亡

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出生数	15,090	15,445	14,920	15,124	15,244	14,841
合計特殊出生率	1.54	1.59	1.56	1.62	1.64	1.64
周産期死亡数(県)	76	53	60	67	69	51
周産期死亡率(県)	5.0	3.4	4.0	4.4	4.5	3.4
周産期死亡率(国)	4.5	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0
妊産婦死亡数(県)	0	1	1	1	1	0
妊産婦死亡率(県)	0.0	6.3	6.5	6.4	6.4	0.0
妊産婦死亡率(国)	3.1	3.5	4.8	4.1	3.8	4.0

（厚生労働省「人口動態統計」、県保健福祉部「衛生統計年報」）

- 総合周産期母子医療センターの指定

1箇所（鹿児島市立病院 H19.10.31）

- 地域周産期母子医療センターの認定

5箇所（今給黎総合病院、済生会川内病院、県立大島病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター H21.3.27、鹿児島大学病院 H22.9.27）

##### 【不妊に関する相談や治療の支援】

- 不妊相談センターにおける相談件数

	H20	H21	H22	H23	H24
専門相談窓口（鹿大病院）	32件	26件	22件	26件	57件
一般相談窓口（県内13保健所）	630件	610件	577件	758件	779件

- 不妊治療費助成件数

	H20	H21	H22	H23	H24
助成件数（件）	539	587	631	808	881
助成金額（千円）	52,145	81,084	86,710	111,529	121,462

##### 【関係機関と連携した思春期保健対策の実施】

- 健康教室の開催状況（思春期保健対策）

	H20	H21	H22	H23	H24
実施回数	59回	59回	36回	39回	31回
人数	5,770人	6,665人	4,512人	5,934人	2,776人

##### 【適切な性教育の実施】

- 10代の人工妊娠中絶実施率〔数値目標〕（15歳以上20歳未満女子総人口千対）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24目標
県	8.9	8.2	8.4	8.4	7.6	6.5	7.4	減少させる
全国	8.7	7.8	7.6	7.1	7.0	7.1	7.0	—

(「鹿児島県の母子保健」)

- 10代の性器クラミジア感染症と淋菌感染症の報告数  
 (1 定点医療機関あたり)〔数値目標〕

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24目標
性器クラミジア	2.19	3.12	1.69	1.50	2.31	2.81	減少させる
淋菌感染症	1.06	1.50	0.81	0.44	2.13	1.44	減少させる
尖圭コンジローマ	0.56	0.44	0.19	0.19	0.38	0.31	減少させる
性器ヘルペス	0.56	0.25	0.56	0.56	0.50	0.44	減少させる

(「感染症発生動向調査」)

## 評価項目3-③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 1 施策の取組状況

#### 〔エイズを予防するための正しい知識の普及・啓発や相談・検査の実施〕

- エイズに関する正しい知識の普及・啓発を行い、感染防止を図るとともに、エイズ患者・HIV感染者に対する差別や偏見のない社会をつくるため、鹿児島レッドリボン月間（11/16～12/15）に、鹿児島大学桜ヶ丘キャンパスや鹿児島中央駅でエイズ予防街頭キャンペーンを行い、パンフレットやグッズを配付したほか、エイズ予防普及啓発講演会を実施した。また、大学・短期大学の新生に普及啓発物品を配布した。
- エイズの相談・指導者を養成するため、相談・指導業務に従事する職員を対象に、HIV研修会及びカウンセラー派遣事業を実施した。
- HIV感染者・エイズ患者の早期発見、早期治療及び感染の拡大防止を図るため、保健所において、HIV感染が疑われる者等を対象に、エイズ相談及びHIV抗体検査を実施した。

#### 〔薬物乱用防止のための啓発〕

- 薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発を行い、薬物乱用を許さない社会をつくるため、県内各地において『『ダメ。ゼッタイ。』普及運動』（6/20～7/19）、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10/1～11/30）、「シンナー・接着剤等乱用防止強調月間」（3/11～4/10）などにおける薬物乱用防止に関する街頭キャンペーンや地域対話集会、講習会等を実施した。
- 青少年による薬物乱用の根絶と規範意識の向上を図るため、中学生を中心に、学校薬剤師による専門的な啓発教育を行う「薬物乱用防止教室」や大学生等への出前講座を実施した。
- 薬物乱用者の早期発見・再乱用防止を図るため、薬務課、保健所及び県精神保健福祉センターの窓口において、薬物に関する相談受付を実施した。
- 県内に約330名の「薬物乱用防止指導員」を設置し、覚せい剤、シンナー、違法ドラッグ等の乱用を許さない環境づくりに努めた。
- 学校保健関係者を対象に、学校における薬物乱用防止教育の改善及び充実を図るため、大学教授の講演、学校での指導方法に関する講義等を行う「学校環境衛生、薬物乱用防止教育研修会」を地区ごとに実施した。

#### 〔喫煙、飲酒の健康への影響に関する情報提供や受動喫煙防止対策の普及促進〕

- 禁煙対策として、「世界禁煙デー」（5/31）、「禁煙週間」（5/31～6/6）に、県の機関、市町村、医師会、歯科医師会等関係団体等に、普及用ポスター掲示など、禁煙への取組を依頼した。また、統一標語により未成年者の喫煙防止を呼びかけた。
- 受動喫煙防止対策として、毎年度、市町村、関係機関・団体における「受動喫煙防止対策実施状況調査」を実施し、取組を促した。
- 平成20年度から、たばこ対策促進教育事業を実施し、中学校等の生徒等を対象に、学校薬剤師がリーフレットを用いて、健康保持、将来の生活習慣病などの予防及び早世防止の観点から、たばこの健康への影響について啓発し、「たばこと健康」に関する正しい知識についての教育事業を実施した。

## 2 成果と課題

### 〔成果〕

- ① HIV/AIDSは、妊娠や出産の可能性を持つ女性にとって、感染すると母体や子どもにも大きな影響を及ぼす疾病であるため、特に女性に対して広報・啓発の効果が及ぶよう配慮し、エイズについて正しい知識を広めることができた。
- ② 「薬物乱用防止教室」における啓発教育により、本県のシンナー等乱用少年の検挙補導者数は、平成18年以降、7年連続ゼロを維持している。
- ③ 学校環境衛生、薬物乱用防止教育研修会を地区ごとに開催することにより、薬物が性別にかかわらず心身に悪影響を及ぼすことが理解され、学校における薬物乱用防止教室の実施率が向上した。
- ④ 薬物だけでなく、薬物乱用への入口と言われている未成年の喫煙、飲酒についても小・中・高校で指導することにより、飲酒・喫煙等の問題行動の減少にもつながっている。
- ⑤ 多くの市町村・関係機関で受動喫煙防止及び喫煙対策に取り組んでおり、JRやタクシーなど公共交通機関における受動喫煙防止対策の取組の前進など、たばこをめぐる環境が変化しつつあり、たばこ対策について県民の関心も高まってきている。
- ⑥ たばこ対策促進教育事業の実施校数が平成20年度の44校から平成24年度は104校に増加し、中学生等に対して「たばこと健康」に関する正しい知識について、特に妊娠・出産の可能性を持つ女性にとっては、喫煙が母胎の健康を蝕み、胎児の発育に大きな影響を及ぼすものであることへの普及・啓発が進んでいる。

### 〔課題〕

- ① HIV感染者、エイズ患者数が増加傾向にあるため、予防に関する積極的な啓発を図る必要がある。
- ② 若年層の覚醒剤及び大麻事案は依然として後を絶たず、近年は違法ドラッグによる健康被害も報告されているため、引き続き関係機関、団体と連携して薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発を図る必要がある。

## 3 今後の方向性

- ① エイズや性感染症は、女性の健康に甚大な影響を及ぼすものであり、今後も引き続き、講演会・キャンペーンによる予防啓発や医療・検査・相談体制の充実など、予防から治療まで、総合的な対策を推進していく。なお相談員の養成に当たっては、リプロダクティブ・ヘルス・ライツへの理解の深化を図っていく。
- ② 薬物乱用防止については、引き続き、キャンペーンや学校等での教育・啓発、大学生等を対象とした出前講座などを実施するとともに、薬物乱用防止指導員、関係機関・団体と連携して、薬物乱用を許さない環境づくりを進めていく。
- ③ 禁煙対策及び受動喫煙防止対策については、行政機関の協働・連携を図り、関係機関・団体に要請するなど、実効性を持って持続的に推進するための努力を更に継続していく。

## 4 参考データ

### 〔エイズを予防するための正しい知識の普及・啓発や相談・検査の実施〕

#### ○ エイズ相談の相談者及び検査受検件数（男女別）

	H20	H21	H22	H23	H24
エイズ相談	2,327件	1,651件	1,601件	1,406件	1,267件
男性	1,424件	1,014件	1,009件	980件	840件
女性	902件	630件	590件	426件	427件

	不明	1件	7件	2件	0件	0件
HIV抗体検査の実施		1,412件	1,081件	1,116件	1,105件	1,086件
	男性	868件	665件	701件	773件	720件
	女性	544件	416件	415件	332件	366件

○ HIV感染者数及びエイズ患者数

		H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
感染者		6人	7人	7人	6人	5人
	男性	6人	7人	5人	6人	4人
	女性	0人	0人	2人	0人	1人
患者（すべて男性）		3人	3人	6人	7人	3人

〔薬物乱用防止のための啓発〕

○ 大麻事犯検挙人員（全国）

	H20	H21	H22	H23	H24
全体	2,758人	2,920人	2,216人	1,648人	1,603人
20歳代以下	1,730人	1,791人	1,350人	886人	781人
構成比率	62.7%	61.3%	60.9%	53.8%	48.7%

（警察庁「平成24年中の薬物・銃器情勢」）

○ 薬物乱用防止教室の実施率（小・中・高校）〔数値目標〕

	H20	H21	H22	H23	H24	75%
小学校	53.4%	54.5%	58.8%	63.4%	69.3%	
中学校	91.9%	94.0%	94.4%	96.7%	97.9%	
高校	71.4%	75.3%	78.4%	75.7%	95.8%	

〔喫煙、飲酒の健康への影響に関する情報提供や受動喫煙防止対策の普及促進〕

○ 習慣的にたばこを吸っている者の割合

	H18	H23	
県		24.0%	17.6%
	男性	37.1%	29.3%
	女性	4.0%	7.0%
全国		23.8%	20.1%
	男性	39.9%	32.4%
	女性	10.0%	9.7%

（県「平成18年度メタボリックシンドローム関連調査」「平成23年度県民の健康状況実態調査」）

（国 厚生労働省「国民健康・栄養調査」）

○ たばこ対策促進教育事業の実施校数

	H20	H21	H22	H23	H24
学校数	44校	70校	84校	92校	104校
人数	4,812人	5,989人	6,240人	7,942人	8,714人

※ 学校は、小・中・高・専門学校である。

○ 受動喫煙防止対策の実施状況調査結果

① 禁煙または分煙の割合

	H20	H21	H22	H23	H24
市町村	100%	100%	97.7%	100%	93.0%
25条施設	100%	100%	89.5%	92.8%	92.3%
25施設の団体	45.8%	39.1%	20.0%	38.4%	30.0%

（25条施設：健康増進法25条において規定された学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設）

（25条施設の団体：25条施設の管理者で構成する団体）

② 全面禁煙となっている公共交通機関及び施設

	H22	H23	H24
バス	2,150台	2,160台	—
タクシー	3,962台	3,787台	3,750台
旅客船	10隻	12隻	13隻
遊技場	2店	—	—

## (重点目標4) 女性に対する暴力の根絶

### 1 評価

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るため、関係機関・民間団体等と協働して「女性に対する暴力をなくす運動\*」期間を中心に、県民に対する意識啓発のためのキャンペーンやセミナーなどを実施したことにより、これまで潜在化していた暴力の実態が少しずつ顕在化するとともに、女性に対する暴力についての社会の認識は高まりつつある。  
一方で、配偶者暴力相談支援センター\*への相談件数、警察における暴力事案の認知件数は依然として高い水準にあり、平成23年度の県民意識調査によると、「配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験」は、女性では35.7%、3人に1人が「あった」と答えており、このうち「何度もあった」と答えた人が15.3%、7人に1人となっており、女性に対する暴力への取組は未だ十分とは言えない状況にある。
- 県女性相談センターや県男女共同参画センター、警察等の相談機関における相談員の資質向上や関係機関との連携により、相談・カウンセリング体制の充実が図られ、相談者の悩みの軽減や解消に資することができた。特に性犯罪被害者に対しては、女性警察官によるきめ細かな対応が図られた。  
相談、カウンセリングの内容が複雑化・多様化していることから、引き続き、相談員の資質向上や相談員の二次受傷への対応を図るとともに、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、各種相談機関の県民への周知が必要である。  
また、インターネットや携帯電話の急速な普及により、女性に対する暴力は多様化してきていることから、暴力の形態に応じた幅広い取組を推進する必要がある。
- 「配偶者等からの暴力\*」については、「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画\*」に基づき、県女性相談センターを中核とした県内10か所の配偶者暴力相談支援センター及び警察などの連携による、被害者への相談対応、一時保護、情報提供などが実施され、被害者の安全確保及び自立支援が図られた。  
また、「配偶者等からの暴力対策会議」等の開催、県男女共同参画センターによる講演会や相談業務研修会の開催、大学等との連携によるデートDV対策の実施により、関係機関・団体との連携が促進された。  
さらに、研修会の開催等による市町村への取組支援により、全市町村で総合調整担当課及び相談窓口担当課が定められたほか、16市町でDV基本計画を策定、21市町村でDV庁内連絡会議が設置されるなど、取組が進展してきてはいるが、「平成24年度までに配偶者からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合を100%にする。」という目標を達成していない。  
今後、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の強化、若年層へのDVの予防啓発、早期発見のための医療機関等との連携、DV被害者に対する支援のための市町村営住宅への優先入居の充実、市町村の庁内連絡体制の強化を図る必要がある。
- セクシュアル・ハラスメントの防止のための事業所への普及啓発、行政職員や教育関係者等に対する研修を実施したことにより、セクシュアル・ハラスメントについて対策を講じている事業所の割合は高まっているが、未対策の事業所もあることから、今後も法令等の周知徹底を図る必要がある。
- 性犯罪等への対策については、「性犯罪被害110番」の設置、女性警察官の「性犯罪指定捜査員」への指定などにより、被害者の潜在化防止や精神的不安の解消に努めるとともに、診断書料、緊急避妊経費等を公費負担することにより、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。  
今後とも、積極的な初期対応や被害者の心情に配慮したきめ細やかな対応を図る必要がある。
- 県青少年保護育成条例等に基づく有害図書、有害情報に対する対策については、青少年を性や暴力に関する有害な環境から守るための広報啓発や有害映画・図書等の指定、興業場等への立入調査及び事後指導の徹底、インターネットや携帯電話のフィルタリング\*設定の普及啓発などにより、青少年を取り巻く環境の浄化が図られた。  
今後も、青少年の非行防止・犯罪被害防止のためにも、県民や関係業者に対して県青

少年保護育成条例の周知に努め、有害環境対策及び地域ぐるみによる青少年健全育成の推進を図る必要がある。

## 2 今後の方向性・検討事項

- ① 女性に対するあらゆる暴力根絶に向け、引き続き、社会の認識を高め、暴力を防ぐ環境づくりを促進するため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、民間団体等と協働した普及啓発を行うとともに、民間企業等と連携した効果的な意識啓発活動に取り組んでいく。
- ② 女性に対する暴力の被害の潜在化を防ぐため、相談機関の相談員等の資質向上、女性相談員の配置等により被害者が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、相談窓口カードや県政広報媒体の活用による相談窓口の周知に努めていく。
- ③ 配偶者等からの暴力については、県女性相談センターを中核とした県内10か所の配偶者暴力相談支援センター及び警察、市町村などが相互に連携し、相談から保護、自立支援に至るまで、被害者のニーズに対応した切れ目のない支援を行う体制の構築を図っていく。  
→ 第2次基本計画において「配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実」を戦略的取組として位置付けて取り組む。  
  
また、若年層を対象とする予防啓発・普及の機会の拡充を図るとともに、実態の把握についても検討する。  
住民にとって最も身近な支援窓口となる市町村における相談体制の整備やDV基本計画等の策定を促進するため、引き続き、研修等を実施し取組を支援していく。
- ④ セクシュアル・ハラスメント防止のため、引き続き事業所への意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進していく。  
また、県職員、教育関係者及び警察職員に対しても、未然防止に向けた取組を推進していく。
- ⑤ 性犯罪等については、引き続き「性犯罪被害110番」や各警察署において女性警察職員による被害者の立場に立ったきめ細やかな相談対応など被害者が安心して相談や届出を行うことができる環境づくりや経済的支援を継続するとともに、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充等による捜査体制の強化を図っていく。
- ⑥ 青少年を取り巻く環境の浄化のための取組を継続するとともに、子どもに対する性暴力の根絶に向けた広報啓発や被害を受けた子どもに対する相談・支援を推進していく。  
また、人権に配慮したメディアの自主的取組を促進する。

## 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

### 〔女性に対する暴力の予防と支援体制の充実〕

- 県男女共同参画センターの相談事業においては、人権・男女共同参画の視点を立てた相談対応により、被害者のエンパワメントを図る支援を行うよう配慮した。
- DV被害者が自ら立ち上げた自助グループに対し、男女共同参画相談員が活動支援を行った。
- 県女性相談センター、県精神保健福祉センターにおける相談事業及び県精神保健福祉協議会におけるこころの電話相談においては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した相談対応を実施した。
- 警察による犯罪被害者のカウンセリングにおいては、平成21年度からは離島の犯罪被害者に対し臨床心理士を派遣するなど、県内統一的な被害者支援ができるよう配慮した。

〔配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進〕

- 県男女共同参画センターの相談事業においては、人権・男女共同参画の視点を立てた相談対応により、被害者のエンパワメントを図る支援を行うよう配慮した。
- 県女性相談センターの相談事業においては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した相談対応を実施した。
- 県営住宅への優先的入居については、援助の緊急性から、入居に係る審査を迅速に行い、DV被害者の早期の安全確保に配慮するとともに、DV被害者としての優先入居であることが外部に漏れることがないように、情報管理について特段の配慮をし、プライバシーについても細心の注意を払った。

〔セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進〕

- 労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査を行う中で、セクシュアル・ハラスメントに関する項目について調査を実施し結果を公表するとともに、広報誌「労働かごしま」を発行（県HPにも掲載）し、広く労使及び一般県民等に男女雇用機会均等関係法令、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の対応についての周知・啓発を行った。
- 警察においては、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントの相談対応・未然防止対策として、各所属で相談責任者及び相談員を指定しているが、人事異動期ごとに指定替えを行い、職員が相談しやすい環境整備に努めた。

〔性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進〕

- 警察署・交番においては、女性被害者からの相談には女性警察官が優先的に対応するほか、性犯罪指定捜査員に対し、毎年1回、研修会を実施することにより、同捜査員として必要な知識、事情聴取要領等の習得を図り、性犯罪等を認知した際の適切な対応が取れるように配慮した。
- 性犯罪の事件捜査の際は、被害女性に対して、今後の刑事手続やカウンセリング制度などについて説明した「被害者の手引」を交付するなどして、細やかな配慮を行い、被害者の事件処理に対する不安の軽減を図った。
- 県女性相談センターの相談事業においては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した相談対応を実施した。

〔メディアにおける男女の人権への配慮〕

- 県内の屋外電光掲示板の中でも、平日・休日ともに集客力が見込まれ広報効果が大きい「アミュビジョン」を活用した啓発を行った。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 43（基本的事業35，関連事業8）

(2) 集計表  
・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	8	27	—	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	7	28	—	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	10	25	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	9	17	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	3	11	5	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	4	15	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	-	8	-	-
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	-	8	-	-

## 評価項目4-① 女性に対する暴力の予防と支援体制の充実

### 1 施策の取組状況

#### 〔「女性に対する暴力をなくす運動」等による意識啓発〕

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、県、市町村、関係機関・団体が協働で、街頭キャンペーン・パネル展等を実施し、女性に対する暴力に対する意識啓発を行うとともに相談機関の周知を行った。県男女共同参画センターにおいては、県民向けの講演会や支援者向けのセミナーを実施し、女性に対する暴力への理解の深化や二次被害の防止に努めた。
- 県政かわら版やグラフかごしま、県政広報番組（テレビ・ラジオ）等を活用し、女性に対する暴力に対する県民への意識啓発を行い、相談窓口を周知した。

#### 〔相談・カウンセリング等の充実〕

- 県男女共同参画センターの男女共同参画相談事業において、女性に対する暴力の被害者を支援するため、男女共同参画相談員3名による相談対応を行った。また「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、女性弁護士による「女性のための法律110番」を実施し、被害女性からの相談を受けた。さらに、専門相談として、弁護士による法律相談、精神科医によるメンタルヘルス相談を行った。
- 県女性相談センターの女性相談において、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した婦人相談員4名による要保護女子等への相談支援を実施した。
- 県精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談及び県精神保健福祉協議会における「こころの電話相談」において女性に対する暴力に関する相談を受けた。また、相談内容に応じ、専門相談機関を紹介するなど、関係機関との連携を図っている。
- 県警察においては、犯罪被害者の精神的被害の回復・軽減を図るため、臨床心理士によるカウンセリングを行うほか、かごしま犯罪被害者支援センターと連携して、相談対応、裁判所等への付き添いなどの支援を行った。
- 県警察において、特別な研修を受けた女性警察官である「性犯罪指定捜査員」が性犯罪被害者からの事情聴取や病院への付き添いなどを行うとともに、「性犯罪被害110番」を設置し、性犯罪被害者からの相談に、原則女性警察官が対応した。

#### 〔女性被害相談所における相談及び指導助言〕

- 警察署・交番においては、女性被害者に対しては女性職員が対応に当たるなど、女性の要望や心情に配慮した対応に努めた。

#### 〔犯罪被害者等支援のための関係機関の連携の促進〕

- 県警察本部においては、犯罪被害者等に対応する相談員等のスキルアップを図るため、各警察署交番相談員や警察学校各専科入校者に対する教養や28警察署、全地域施設（交番・駐在所）勤務員への巡回教養を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」において、街頭キャンペーンの実施や民間企業の協力による観覧車のライトアップがマスコミで取り上げられるなど、効果的に啓発・普及を実施することができた。
- ② 県男女共同参画センターにおける講演会やセミナー等の実施により、「女性に対する暴力」防止と被害者支援に必要な知識が広まり、女性に対する暴力の未然防止、被害者の早期発見、支援の充実のための取組が促進された。

- ③ 県男女共同参画センターや県女性相談センターなどの各種相談事業により、相談者が抱える問題や悩みの軽減や解消、解決に向かう手助けが図られた。また、相談員の研修機会の確保や各相談機関との連携による相談対応の充実が図られた。
- ④ 県警察本部「性犯罪被害110番」や各警察署・交番等への女性からの相談には、原則女性が対応する体制をつくるとともに、全警察署の警察安全相談担当者や地域施設勤務員に対し教養（研修）を行い、女性の心情に配慮したきめ細かな対応を実施することができた。また、性犯罪被害者への事情聴取や病院への付き添いを、女性の「性犯罪指定捜査員」が行うこととし、これにより被害者からの捜査協力を得ることができた。

**【課題】**

- ① 女性に対する暴力の被害や相談の件数が依然として高い傾向にあるため、引き続き県民への広報・啓発が必要である。
- ② 女性に対する暴力の根底に、男女の不平等な関係や暴力に寛容な考え方があることについて、県民の理解をさらに深めるため、関係機関、団体との協働による普及啓発活動の拡大及びより効果的な啓発手法の検討が必要である。
- ③ 被害者に相談機関に関する情報が届くよう、引き続き、県男女共同参画センター相談室等各種相談機関の県民への周知が必要である。
- ④ 相談、カウンセリングの内容が複雑化・多様化しており、これに対応できるよう相談員の資質向上が必要である。
- ⑤ 被害者に二次被害を与えることなく適切な対応をとることができるよう、引き続き相談機関又は支援を行う可能性のある職務関係者等に対する分野別・専門職別による効果的な研修の実施が必要である。
- ⑥ 相談員等支援者は、疲れ果て燃え尽き（バーンアウト）てしまったり、被害者から聞くショッキングな話に傷つく（二次受傷）ことがあることから、支援担当者に対するケアが必要である。
- ⑦ 加害者から危害を加えられる可能性があるため、相談者や支援者の安全確保が必要である。
- ⑧ 警察署・交番等においては、女性警察官が不在・未配置であっても、女性からの相談に女性警察官が対応できる体制を構築する必要がある。また、女性の心情等に配慮した対応について、各機会を通じて警察職員への意識付けの徹底を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為であるとの認識を社会に徹底し、暴力の発生を防ぐ環境づくりを促進するため、引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、県、市町村、関係機関・団体が協働するとともに、広く民間企業・団体への協力を要請し、県民に対する効果的な意識啓発活動に取り組んでいく。
- ② 女性に対する暴力の被害の潜在化を防ぐため、被害者が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、相談窓口カードの店舗への設置や県政広報媒体の活用により相談窓口の周知に努めていく。
- ③ 相談員等支援関係機関の職員等が、常に人権擁護の視点に立ち、二次被害の防止に留意しながら、適切な相談対応や支援が行えるよう、DVに対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等の養成に取り組む。また、併せて相談員等支援者のケアにも取り組んでいく。
- ④ 女性に対する暴力の形態に応じて、関係機関や民間団体との連携・協力体制の強化

を図り、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応、総合的で切れ目のない被害者支援に努めていく。

#### 4 参考データ

##### 【「女性に対する暴力をなくす運動」等による意識啓発】

- 「女性に対する暴力をなくす運動」
  - ・市町村・関係団体等へのポスター・チラシ（内閣府作成）の配付
  - ・街頭キャンペーン 鹿児島中央駅前国際ソロプチミスト鹿児島等との連携によるDV関連チラシ・相談窓口カード等（1,000部）の配布
  - ・アミュランのパープル・ライトアップ
  - ・県男女共同参画センターにおける講演会・セミナー等の実施
  - ・「女性のための法律110番」（女性弁護士による法律相談）の実施
  - ・パネル展示・パープルリボンツリーの設置（県庁18階展望ロビー，かごしま県民交流センター2階展示ロビー）
  - ・県政広報番組等による広報
- 配偶者暴力相談支援センターの広報，認知状況
  - ・県広報紙「県政かわら版」情報ボックスに情報掲載
  - ・県民手帳に情報掲載（平成23年～）
  - ・相談窓口カードを県・市町村の関係機関，医療機関，コンビニ等に配付（平成21年度～）

##### 【相談・カウンセリング等の充実】

- 県内の主な相談機関における相談の受付状況・体制の整備（平成24年度）

区分	総数	うちDV関係	体制
県女性相談センター	1,903件	328件	婦人相談員（非常勤）4人
県男女共同参画センター	1,707件	625件	男女共同参画相談員（非常勤）3人
地域振興局・支庁の保健福祉環境部（7箇所）	62件	62件	各県職員1人（兼務）
市町村配偶者暴力相談支援センター	25件	25件	
配偶者暴力相談支援センターの計	3,697件	1,040件	
サンエールかごしま	1,809件	404件	男女共同参画センター相談員（嘱託職員）3人
5市福祉事務所の計	3,441件	269件	婦人相談員計8人
合計	8,947件	1,713件	

- 県内の主な相談機関における相談の受付状況の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24
総数	9,560件	9,012件	7,354件	7,573件	8,947件
うちDV関係	1,635件	1,491件	1,400件	1,363件	1,713件

- 「こころの電話」相談件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
総数	1,737件	1,719件	1,599件	1,707件	4,897件
うち配偶者	82件	102件	80件	66件	51件
うち男女関係	60件	40件	51件	46件	26件

※ H24年度 うち 女性 3,984件（81.4%） 男性 913件（18.6%）

- 性犯罪指定捜査員（女性警察官）の指定状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24
所属数	35所属	40所属	36所属	39所属	41所属
人数	66人	74人	82人	92人	92人

- 「性犯罪被害110番」電話相談受理状況

年	H20	H21	H22	H23	H24
件数	33件	41件	26件	28件	34件
うち被疑者検挙	1件	2件	0件	1件	1件

○ 警察による被害者へのカウンセリングの実施

年度	H20	H21	H22	H23	H24
人数	16人	19人	13人	15人	21人
回数	21回	30回	40回	19回	27回

○ かごしま犯罪被害者センターによる支援活動

年度	H20	H21	H22	H23	H24
相談受理件数	601件	462件	545件	539件	519件
直接支援活動件数	123件	114件	159件	86件	100件
街頭キャンペーン回数	9回	9回	7回	9回	10回

〔女性被害相談所における相談及び指導助言〕

○ 女性警察官が配置された交番

13警察署22交番43人（H24.4.現在）〔相談・カウンセリング等の充実〕

## 評価項目4-② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### 1 施策の取組状況

#### 〔配偶者暴力相談支援センターを中心とした配偶者等からの暴力被害者の保護、相談・支援体制の充実〕

- 県女性相談センターにおいて、県内の配偶者暴力相談支援センターの中核的施設として、他の配偶者暴力相談支援センターと連携を図り、常に被害者の人権擁護の視点に立つとともに二次被害の防止に留意した相談対応、指導及び一時保護を実施した。また、婦人相談員を研修会等に派遣し、資質の向上に努めた。
- 県が配偶者暴力相談支援センターとして指定した県男女共同参画センターにおいては平成23年4月から、県地域振興局・支庁においては平成24年6月から、配偶者からの暴力被害者に係る各種証明書等を発行することとし、被害者支援措置の拡充を図った。

#### 〔被害の防止及び被害者の保護〕

- 県警察本部においては、ストーカー規制法、配偶者暴力防止法、その他法制度に基づき、相談対応、加害者の検挙、指導・警告を行い、被害者の安全確保を図るとともに、支援制度の情報提供や利用にあたっての援助を行った。また、平成23年2月に「ストーカー・配偶者暴力対策室」を設置（名称変更）、4月には職員を増員するとともに、鹿児島市内3警察署に「ストーカー・配偶者暴力担当」の職員を配置するなど、体制の強化を図った。

#### 〔相談員等の資質の向上〕

- 県男女共同参画センターにおいて、市町村や民間団体等のDV被害者の支援を行う相談員等を対象に「ジェンダー視点」を立てた相談技術の向上を図るための相談業務研修会を開催するとともに、関係機関への出前講座を行った。また、男女共同参画相談員を対象としたスーパービジョン\*を年2回程度行い資質向上を図った。
- 県男女共同参画センター、県女性相談センター、鹿児島市男女共同参画センターの連携強化を図るため意見交換会や合同研修会を開催した。

#### 〔配偶者等からの暴力の防止に向けた県民に対する意識啓発〕

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、県、市町村、関係機関・団体が協働で、街頭キャンペーン・パネル展等を実施し、女性に対する暴力の現状・相談機関の周知など県民への意識啓発を行った。また、県男女共同参画センターにおいては、県民向けの講演会や支援者向けのセミナーを実施し、女性に対する暴力への理解や二次被害の防止を図った。
- 県男女共同参画センターにおいて、若年層に対する啓発を推進するため、大学の自主サークルに委託して、デートDV防止ワークショップ・セミナー、高校生のためのピアサポーター養成講座などを実施した。
- 配偶者暴力相談支援センター等の連絡先を記載した相談窓口カードを作成し、医療機関やコンビニエンスストア等に配布することにより、県民に対し相談機関を周知した。

#### 〔配偶者等からの暴力対策のための関係機関との連携の促進〕

- 県男女共同参画室において、県弁護士会、民生委員・児童委員協議会、その他の民間支援団体等、約30の関係機関が一堂に会し、「配偶者等からの暴力対策会議」を開催し、情報交換を行うとともに、連携強化、DV対策について協議した。なお、平成24年8月には、より実践的、効果的、効率的な協議を行うため、構成機関を見直し、被害者支援に直接的に関わっている機関を中心に31の機関・団体を構成機関とした。
- かごしま犯罪被害者支援センター、各警察署が密接に連携し、配偶者等からの暴力

被害者の相談対応，裁判所等への付き添い，医師・臨床心理士によるカウンセリングを実施した。

- 県警察本部において、「配偶者からの暴力事案相談業務に係る関係機関連絡会議」を，離島を含む県内7ブロック10か所において実施し，関係機関の連携，課題の共有を図った。
- 被害者を早期発見し，支援につなげるため，被害者と接する可能性のある医療関係者，民生委員などに対して，DVへの理解促進を図り，被害者を相談機関に引き継ぐためのリーフレット（簡易マニュアル）を作成し，配布した。

#### 〔配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先的入居の配慮〕

- 県住宅政策室において、「DV被害者の鹿児島県営住宅への入居に関する要綱」及び「鹿児島県営住宅優先入居実施要綱」を制定し，DV被害者の住宅確保による自立への支援を行った。

#### 〔市町村における配偶者等からの暴力対策の取組への支援〕

- 住民に身近な市町村における取組を推進するため，市町村の担当者や相談員等が「ジェンダー視点」を立てたDV被害者支援に必要な知識やスキルを修得し，また，支援センター機能の整備，基本計画の策定等の取組を促進するための研修会を実施するとともに，「支援者のための被害者相談対応マニュアル」等のマニュアル，リーフレットを作成・配付した。
- 男女共同参画室においては，市町村の取組の進度に応じて研修が実施できるよう，平成23年度から「DV防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣事業」を実施した。

## 2 成果と課題

### 〔成果〕

- ① 県女性相談センターにおいては，県内の配偶者暴力相談支援センターの中核施設として，他のセンターとの連携を図り，常に人権擁護の視点に立った支援及びDV被害者等からの各般の相談に応じた指導，一時保護を実施した。
- ② 県女性相談センターにおいては，被害者の安全確保の取組として，平成22年度に警察への緊急通報システム，防犯カメラの整備，夜間の機械警備設備の導入などを行った。
- ③ 県男女共同参画センターによる相談業務研修会の実施により，市町村や民間団体等のDV被害者の支援を行う相談員等のジェンダー視点が深化し，二次被害を与えない相談対応のスキルの向上が図られた。
- ④ 県警察本部において，積極的な広報活動や相談体制の充実・強化により，相談件数が増加している。また，配偶者暴力事案については，被害者保護を最優先に，徹底した再被害防止対策を図っているため，指導・警告や防犯指導の件数は多いが，事件に発展した数は少なかった。
- ⑤ 「女性に対する暴力をなくす運動」において，街頭キャンペーンの実施や民間企業の協力による観覧車のライトアップがマスコミで取り上げられるなど，効果的に啓発・普及を実施することができた。
- ⑥ 県男女共同参画センターにおける講演会やセミナー等の実施により，「女性に対する暴力」防止と被害者支援に必要な知識が広まり，女性に対する暴力の未然防止，被害者の早期発見，支援の充実のための取組が促進された。
- ⑦ 若者による若者を対象とした活動により，人権の視点からデートDVに対する理解を深めるとともに，大学の自主サークルの活動を各地に広げることができた。
- ⑧ 「配偶者等からの暴力対策会議」，「配偶者からの暴力事案相談業務に係る関係機

関連絡会議」の開催により、関係機関が一堂に会し、情報を共有することにより、ネットワークの構築を図ることができた。

- ⑨ 県営住宅の優先入居制度の活用を図り、援助の緊急性から、入居に係る審査を迅速に行い、プライバシーに配慮しながら、DV被害者の自立を支援することができた。
- ⑩ 男女共同参画室及び県男女共同参画センターによる市町村への取組の支援により、全市町村において総合調整担当課及び相談窓口担当課が決められており、また、平成21年度に2市、平成22年度に2市町、平成23年度に3市町、平成24年度に9市町がDV基本計画を策定し、平成25年4月1日現在、21市町においてDV庁内連絡会議が設置された。
- ⑪ 平成23年11月に県内市町村では初めての配偶者暴力相談支援センターが知名町において指定され、県内の配偶者暴力相談支援センターは10か所となった。

#### 【課題】

- ① 県女性相談センターにおいては、県内の配偶者暴力相談支援センターの中核的施設として被害者がいつでも相談できる体制について検討する必要がある。
- ② 地域振興局・支庁の配偶者暴力相談支援センターや市町村の相談担当課など専門の相談員が設置されていない機関については、相談体制の強化を図るための方法を検討する必要がある。
- ③ 自立支援のための適確な情報が提供されるよう、相談員等のレベルに合わせた研修を行うなど、相談員の理解不足による二次被害が生じることのないよう、引き続き、資質向上のための研修を充実させる必要がある。
- ④ 配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、ある程度高まっているものの十分とはいえ、被害者が周囲の人に相談しても周囲の無理解により二次被害を受けたり、暴力が潜在化したりすることがあることから、引き続き、被害者の人権擁護の視点に立った正しい理解を社会全体に広めていく必要がある。
- ⑤ 平成23年度に実施した県民意識調査では、10歳代又は20歳代に交際相手からの暴力\*や嫌がらせ等を受けた経験は、相当数にのぼることから、若年層への身体的な暴力はもとより、精神的・性的な暴力の予防啓発を強化するとともに、若者による自主的な活動に対する継続的な支援が必要である。
- ⑥ 被害者の早期発見を行うため、引き続き、DV被害者と接する可能性のある医療関係者や民生委員等に、それぞれの立場に合わせた啓発及び研修機会の提供が必要である。
- ⑦ 被害者に対する切れ目ない支援を行うため、引き続き、各相談・支援機関が円滑な連携を図る必要がある。  
また、DV被害者の子どもについても、暴力による影響を受けている可能性があるため、児童相談所との連携を十分に図る必要がある。
- ⑧ 市町村営住宅において、DV被害者の優先入居制度の導入促進を図り、県と市町村、又は市町村間の連携を行うことで、被害者の転居先の選択肢の拡大を図るなど、支援の充実を検討する必要がある。
- ⑨ 平成19年7月の配偶者暴力防止法の改正により、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの指定が努力義務となっていることから、引き続き、これらに対する市町村の取組を促進する必要がある。また、「平成24年度までに配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合を100%にする。」という目標設定をしていたが、市町村におけるDV庁内連絡会議の設置が21市町（48.8%）（平成25年4月1日現在）と目標を達成していないことから、設置を促進する必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 今後も、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、配偶者等からの暴力についての社会的認識を高めるための意識啓発、被害者の意思を尊重した支援に取り組んでいく。
- ② 被害者の支援に当たっては、県女性相談センター、県男女共同参画センター、鹿児島市男女共同参画センターの連携による研修会の開催や二次被害の防止の徹底など、相談員の資質向上を図る。
- ③ 引き続き、「配偶者等からの暴力対策会議」の効果的な開催などにより、関係機関が相互に連携し、早期発見、相談、保護、生活・就業等の支援など、被害者の保護から自立まで切れ目ない支援を行う。また、DVの早期発見を図るため、医療関係者に対する情報提供を行うとともに、民生委員等に研修機会の提供を行っていく。
- ④ 交際相手からの暴力については、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、引き続き若年層に対する予防啓発や相談窓口の周知に取り組むとともに、実態の把握についても検討する。
- ⑤ 住民にとって最も身近な支援窓口となる市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの指定、DV庁内連絡会議の設置について、引き続き、研修の実施等により市町村の取組を支援していく。

### 4 参考データ

#### 〔配偶者暴力相談支援センターを中心とした配偶者等からの暴力被害者の保護、相談・支援体制の充実〕

##### ○ 県内の主な相談機関における相談の受付状況・体制の整備（平成24年度）

区分	総数	うちDV関係	体制
県女性相談センター	1,903件	328件	婦人相談員（非常勤）4人
県男女共同参画センター	1,707件	625件	男女共同参画相談員（非常勤）3人
地域振興局・支庁の保健福祉環境部（7箇所）	62件	62件	各県職員1人（兼務）
市町村配偶者暴力相談支援センター	25件	25件	
配偶者暴力相談支援センターの計	3,697件	1,040件	
サンエールかごしま	1,809件	404件	男女共同参画センター相談員（嘱託職員）3人
5市福祉事務所の計	3,441件	269件	婦人相談員計8人
合計	8,947件	1,713件	

##### ○ 県内の主な相談機関における相談の受付状況の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24
総数	9,560件	9,012件	7,354件	7,573件	8,947件
うちDV関係	1,635件	1,491件	1,400件	1,363件	1,713件

##### ○ 県女性相談センターにおける一時保護件数の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24
総数	72件	53件	53件	63件	36件
うちDV関係	44件	36件	42件	45件	27件

#### 〔被害の防止及び被害者の保護〕

##### ○ かごしま犯罪被害者センターによる支援活動

年度	H20	H21	H22	H23	H24
相談受理件数	601件	462件	545件	539件	519件
直接支援活動件数	123件	114件	159件	86件	100件
街頭キャンペーン回数	9回	9回	7回	9回	10回

○ 警察における配偶者からの暴力事案認知状況・対応状況

種別	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
相談件数	427件	363件	456件	419件	441件
検挙件数	18件	17件	20件	20件	58件
指導・警告	246件	116件	147件	181件	202件
防犯指導	497件	637件	1,677件	2,172件	3,087件

○ 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（平成23年度県民意識調査）

暴力の種類	経験	男性	女性
身体に対する暴力	1, 2度あった	10.8%	17.2%
	何度もあった	3.0%	7.4%
精神的嫌がらせ・脅迫	1, 2度あった	7.7%	12.0%
	何度もあった	2.8%	9.2%
性的な行為の強要	1, 2度あった	2.7%	11.8%
	何度もあった	0.4%	7.9%

○ 10歳代又は20歳代に交際相手から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（平成23年度県民意識調査）

・あったと答えた人数

暴力の種類	男性	女性
身体に対する暴力	1.8%	7.6%
精神的嫌がらせ・脅迫	2.6%	10.2%
性的な行為の強要	1.2%	8.1%

【相談員等の資質の向上】

○ 県男女共同参画室・県男女共同参画センターが実施する講演、講座への参加者数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
DVに係る県・市町村行政担当者研修会	76人	69人	69人	62人	—
DVに係る相談業務研修会	100人	90人	87人	121人	177人

【配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先的入居の配慮】

○ DV被害者の県営住宅優先入居状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24
件数	3件	5件	8件	3件	1件

○ 市町村営住宅におけるDV被害者の優先入居制度の導入状況

・独自の要綱制定によるDV被害者の優先入居実施

平成25年3月31日現在 9市

（鹿児島市・鹿屋市・出水市・垂水市・霧島市・志布志市・奄美市・南九州市・伊佐市）

・公営住宅管理条例等の運用によるDV被害者の優先入居実施

平成25年3月31日現在 22市町

○ DV被害者の市町村営住宅優先入居状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24
件数	11件	20件	8件	9件	12件

【市町村における配偶者等からの暴力対策の取組への支援】

○ 市町村の取組

①市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定状況

平成25年4月1日現在 16市町（策定率：37.2%）

（霧島市・南九州市（H22年3月）、伊佐市・和泊町（H23年3月）、鹿児島市・奄美市・長島町（H24年3月）、肝付町（H24年10月）、薩摩川内市・いちき串木野市・志布志市・始良市・瀬戸内町・徳之島町・天城町・伊仙町（H25年3月））

②市町村における配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備状況〔数値目標〕

	H19	H23	H25	H24目標
庁内連絡会議の設置率	8.2%	32.6%	48.8%	100%

平成25年4月1日現在 21市町

（鹿児島市・鹿屋市・阿久根市・指宿市・西之表市・垂水市・薩摩川内市・  
曾於市・霧島市・いちき串木野市・志布志市・南九州市・伊佐市・始良市・  
さつま町・長島町・湧水町・瀬戸内町・天城町・和泊町・知名町）

③配偶者暴力相談支援センターの設置

平成25年3月31日現在 1町（知名町）

※平成25年度に2市（鹿児島市，薩摩川内市）において設置

## 評価項目4-③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

### 1 施策の取組状況

#### 〔労働条件実態調査の実施及び公表並びに法令・制度の普及・啓発〕

- 県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象に、労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的な調査を行う中で、3年に1度、セクシュアル・ハラスメントに関する項目について、調査しており、最近では、平成22年度に実施し結果を公表した。
- 広報誌「労働かごしま」を1,800部、年6回、発行（県HPにも掲載）し、広く労使及び一般県民等に男女雇用機会均等関係法令、セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の対応についての周知・啓発を行った。

#### 〔県職員、教育関係者及び警察職員に対する研修の実施〕

- 知事部局においては、年度当初に、職場研修等を通じた意識啓発を行うなどセクシュアル・ハラスメントの防止と排除に努めるよう通知するとともに、県職員の一般研修（階層別研修）の全階層において実施している「公務員倫理」の講義にセクシュアル・ハラスメントの防止に関する項目を設定し、実施した。
- 教育庁においては、年2回服務に関する通知を発出し、全ての公立小・中学校において、セクシュアル・ハラスメントの防止、相談体制や研修等のあり方の再点検について指導を行うとともに、指導状況調査を実施した。また、新任校長、新任教頭、経験者教頭、県立学校事務長を対象とした「管理職研修会」、採用2年目の教職員等を対象とした「人権教育教職員等研修会」、任用2年目の校長、教頭を対象とした「人権教育管理職研修会」において、女性が働きやすい環境づくりや人権教育の充実を図った。
- 警察本部においては、新規採用職員や全職員に対する教養を行うとともに、各所属においてセクハラ相談責任者及び相談員の指定及び研修を行った。また、「セクシュアル・ハラスメント防止週間」を設け、職員の意識啓発を図るとともに、警察本部に女性職員が対応する相談専用ダイヤル（セクハラホットライン）を設置し、相談しやすい環境整備に努めた。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 労働条件実態調査を実施し、その結果を公表することにより、県内の労働者の実態を明らかにすることができた。
- ② セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた企業・事業所等の取り組みについて周知・啓発を行った結果、「セクシュアル・ハラスメントについて何らかの対策を講じている事業所の割合」が平成19年度の48.8%から、平成22年度は56.6%に増加した。

#### 〔課題〕

- ① 平成19年4月1日より施行された改正男女雇用機会均等法を受けて、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくすために雇用管理上義務づけられた必要な措置について、未対策事業所もあることから、引き続き実施状況の把握に努めるとともに、法令等の周知徹底を図る必要がある。
- ② セクシュアル・ハラスメントの被害は潜在化しがちであり、個人的問題として矮小化されることもあるが、男女の固定的な役割分担、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題として把握し、対処していく必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① セクシュアル・ハラスメントは、人権侵害であるとの認識に立ち、防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知、相談体制の整備等により、雇用の場における防止対策を推進していく。
- ② 県職員、教育関係者及び警察職員に対して、様々な機会を捉えて研修を行い、未然防止に向けた取組を推進していく。

### 4 参考データ

#### 〔労働条件実態調査の実施及び公表並びに法令・制度の普及・啓発〕

- 鹿児島労働局に寄せられた職場からのセクシュアル・ハラスメント相談件数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
件 数	258件	123件	155件	134件	100件

(鹿児島労働局発表資料)

- セクシュアル・ハラスメント防止について何らかの対策を講じている事業所の割合

年 度	H19	H22
割 合	48.8%	56.6%

(県「労働条件実態調査」：県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象とした労働者の労働条件に関する諸制度等についての総合的な調査)

#### 〔県職員、教育関係者及び警察職員に対する研修の実施〕

- 県職員に対する研修（一般研修）受講者数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	720名	785名	730名	712名	726名

※H21年度から、主査研修・新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長級研修において「公務員倫理」の講義の時間を30分延長

- 教育庁（管理職研修会）受講者数

#### ① 新任校長研修会

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	122名	129名	80名	82名	70名

#### ② 新任教頭研修会

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	152名	130名	76名	92名	74名

#### ③ 経験者教頭研修会

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	125名	102名	118名	121名	100名

#### ④ 県立学校事務長会

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	86名	90名	84名	85名	83名

- 警察本部（新規採用者教養）の受講者数

年 度	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	100名	140名	107名	150名	144名

## 評価項目4-④ 性犯罪、売買春、ストーカー行為などへの対策の推進

### 1 施策の取組状況

#### 〔性犯罪被害者の立場に立った相談環境の充実〕

- 性犯罪被害は、被害にあった羞恥心により被害者が申告されず、潜在化する傾向にあることから、県警察本部捜査第一課内に専用電話「性犯罪被害110番」を設置し、性犯罪被害者からの相談に、原則女性警察官が対応した。また、捜査に当たっては、被害者の精神的不安を軽減するため、特別な研修を受けた女性警察官を「性犯罪指定捜査員」に指定し、事情聴取や病院への付き添いなど適切な対応に務めた。

#### 〔性犯罪等への迅速な対応〕

- ストーカー及び配偶者暴力相談等に対応するため、県警察本部において、また、平成23年2月に「ストーカー・配偶者暴力対策室」を設置（名称変更）、4月には職員を増員するとともに、鹿児島市内3警察署に「ストーカー・配偶者暴力担当」の職員を配置するなど、体制の強化を図った。

- ストーカー規制法、その他の法制度に基づき、被害者の安全確保を図るとともに、行為者に対して警告、検挙等を実施し、再発防止に向けた取組を強化した。

- 性犯罪の事件捜査の際は、女性の「性犯罪指定捜査員」が対応するなど、被害女性の心情に配慮しつつ、迅速な事件捜査を行い、早期に被疑者を検挙することにより、被害の拡大、再発防止を図り、被害女性の身の安全対策を推進するとともに、同種事案の未然防止を図った。

また被害女性に対して、今後の刑事手続やカウンセリング制度などについて説明した「被害者の手引」を交付するなどして、細やかな配慮を行い、被害者の事件処理に対する不安の軽減を図った。

#### 〔性犯罪被害者に対する経済的負担の軽減〕

- 性犯罪被害者の精神的・経済的負担を軽減するため、診断書料、人工妊娠中絶費用、検査料等の公費負担を実施した。

#### 〔少年の非行防止・犯罪被害防止対策の推進〕

- 県青少年保護育成条例に基づき、青少年保護育成審議会において、映画の推奨、有害映画・凶書等の指定を調査審議した。また、凶書等取扱店、がん具等販売店、興業場等の立入調査及び事後指導を強化し、各業者に対して青少年の有害環境対策の取組を徹底した。

- 女性や子どもが、出会い系サイトなどのインターネットを通して犯罪に巻き込まれるのを防止するため、「青少年環境づくり懇談会」において、関係業界や関係機関・団体との情報交換等を行うとともに、青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま」を関係機関・団体、各学校等に配布し、フィルタリング設定の普及・啓発に努めた。

- 大型電光掲示板「アミュビジョン」により、青少年の非行防止、インターネットのフィルタリングについて広報・啓発を実施した。

#### 〔売春防止のための啓発や売春対策の推進〕

- 県女性相談センターにおいて、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の被害者等からの相談に対応するため、婦人相談員4人を配置するとともに、婦人相談員の資質の向上に努めた。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 性犯罪への対応については、県警察本部「性犯罪被害110番」での女性警察官に

よる被害者の立場に立った相談対応や、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充、女性の心情に配慮した事情聴取や病院への付き添いなど、適切な対応がとられたことにより、被害者の捜査協力が得られ、管轄警察署への事件引継による迅速な事件処理の結果、早期の被疑者検挙につながった事案が見られた。

- ② ストーカー事案については、積極的な広報活動や相談体制の充実・強化や被害者保護を最優先にした徹底した再被害防止対策を図っているため、指導・警告や防犯指導の件数は増加しているが、事件に発展した数は少なかった。
- ③ 性犯罪被害者の診断書料等の公費負担制度については、被害届提出前であっても、必要性を勘案し、迅速な制度の適用を図った。

#### 【課題】

- ① 被害者の羞恥心からか匿名で終わる相談も多いため、引き続き、被害者感情に配慮した相談受理に努める必要がある。
- ② 性犯罪等に関しては、今後も積極的な初期対応及び継続対応を徹底し、被害者保護を図る必要がある。
- ③ 女性が被害者となる性犯罪は、犯行がエスカレートし、段階的に悪質化する特徴があることから、被疑者を早期に検挙することにより、被害の拡大、同種事案の未然防止を図る必要がある。また、被害者に与える精神的ダメージが大きいため、被害者の心情に配慮したきめ細かな対応を図る必要がある。
- ④ 女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充を図り、県内全警察署において、被害者の立場に立った対応を継続して実施するとともに、捜査員の能力向上に努める必要がある。
- ⑤ 性犯罪被害者の診断書料等の公費負担制度については、早期に有効に活用されるよう関係部署、機関等に周知徹底する必要がある。
- ⑥ 青少年を取り巻く環境の浄化については、今後も、県民や関係業者に対して、県ホームページや青少年環境情報誌等により県青少年保護育成条例の周知に努め、有害環境対策及び地域ぐるみによる青少年健全育成の推進を図っていく必要がある。
- ⑦ 要保護女子からの相談への対応に当たっては、常に人権擁護の視点に立つとともに、二次被害の防止に留意した対応が必要であることから、継続して婦人相談員の資質の向上に努める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 性犯罪被害は潜在化しがちであるため、引き続き「性犯罪被害110番」や各警察署において、女性警察職員による被害者の立場に立ったきめ細かな相談対応、二次被害の防止に努めるとともに、被害者が安心して相談や届出を行うことができる環境づくり及び広報を進めていく。
- ② 性犯罪の捜査に当たっては、女性の「性犯罪指定捜査員」の拡充を図るとともに、全警察署において、被害者の心情に配慮した事情聴取を行うように推進していく。
- ③ 性犯罪被害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、診断書料・検査料等などの公費負担を継続するとともに、早期に有効に活用されるよう関係部署・機関等に制度の周知を図っていく。
- ④ 青少年の非行防止や犯罪被害防止のため、引き続き、県青少年保護育成条例に基づき、青少年を取り巻く環境の浄化に地域ぐるみで取り組むとともに、県ホームページや青少年環境情報誌等によりインターネットや携帯電話のフィルタリング設定の普及・啓発を推進していく。
- ⑤ 子どもに対する性暴力の根絶に向け、積極的な広報啓発に努めるとともに、インタ

ーネットを介した児童買売の防止のため関係業界による自主的な取組を促進する。また、被害を受けた子どもに対する相談、支援を推進していく。

#### 4 参考データ

##### 〔性犯罪被害者の立場に立った相談環境の充実〕

- 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（平成23年度県民意識調査）

暴力の種類	経験	男性	女性
身体に対する暴力	1, 2度あった	10.8%	17.2%
	何度もあった	3.0%	7.4%
精神的嫌がらせ・脅迫	1, 2度あった	7.7%	12.0%
	何度もあった	2.8%	9.2%
性的な行為の強要	1, 2度あった	2.7%	11.8%
	何度もあった	0.4%	7.9%

- 10歳代又は20歳代に交際相手から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（平成23年度県民意識調査）

・あったと答えた人数

暴力の種類	男性	女性
身体に対する暴力	1.8%	7.6%
精神的嫌がらせ・脅迫	2.6%	10.2%
性的な行為の強要	1.2%	8.1%

- 「性犯罪被害110番」電話相談受理状況

年	H20	H21	H22	H23	H24
件数	33件	41件	26件	28件	34件
うち被疑者検挙	1件	2件	0件	1件	1件

##### 〔性犯罪等への迅速な対応〕

- 県警本部における性犯罪指定捜査員（女性警察官）の指定状況

年度	H20	H21	H22	H23	H24
所属数	35所属	40所属	36所属	39所属	41所属
人数	66人	74人	82人	92人	92人

- 県警察本部におけるストーカー行為の被害認知・検挙件数

種別	年	H20	H21	H22	H23	H24
相談件数		203件	209件	265件	249件	244件
検挙件数		15件	11件	12件	22件	31件
法による警告		1件	5件	5件	5件	23件
指導・警告		173件	164件	175件	202件	244件
防犯指導		208件	439件	688件	1,297件	1,930件

- 不安防止条例による検挙件数

年	H20	H21	H22	H23	H24
件数	17件	36件	44件	34件	51件

- 性犯罪事件の認知・検挙状況

年	H20	H21	H22	H23	H24
件数	68件	62件	40件	39件	59件
うち被疑者検挙	56件	50件	37件	33件	48件
検挙率	82.4%	80.6%	92.5%	84.6%	81.4%

##### 〔性犯罪被害者に対する経済的負担の軽減〕

- 性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費の公費負担  
（性犯罪被害者の診断書料等の経済的支援実績）

年度	H20	H21	H22	H23	H24
件数	27件	42件	48件	30件	24件

## 評価項目4-⑤ メディアにおける男女の人権への配慮

### 1 施策の取組状況

#### 〔県青少年保護育成条例等に基づく有害図書、有害情報に対する対策の推進〕

- 青少年を取り巻く有害環境の浄化に取り組むため、青少年保護育成審議会を年2回開催し、県青少年保護育成条例に基づき、映画の推奨、有害映画・図書等の指定、有害がん具刃物等を指定した。
- 青少年環境づくり懇談会を、地域振興局・支庁単位で開催し、業界関係者、関係機関団体と、関係業者の対策や関係機関・団体の取組等について情報交換を行い、互いに連携し、地域ぐるみで社会環境浄化の推進に取り組んだ。
- 県、各地域振興局・支庁が、県青少年保護育成条例に基づき、図書等取扱店、がん具等販売店、興業場等の立入調査及び事後指導を強化し、各業者に対して青少年の有害環境対策の取組を徹底した。
- 大型電光掲示板「アミュビジョン」により、インターネットのフィルタリング等について広報・啓発を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成24年度の図書取扱店の立入調査によると、成人コーナーの設置が99%、青少年購入等禁止表示が94%となっており、指定された有害図書等を青少年に販売、閲覧させない取組が推進されている。
- ② 平成24年度のがん具等販売店、興業場等への立入調査によると、古物商店等での年齢確認実施は100%、がん具・刃物店の年齢確認実施は93%、カラオケボックスの深夜立入禁止表示は92%、年齢確認実施は98%、インターネットカフェ等の深夜立入禁止表示は95%となっており、青少年を有害な環境から守るための取組が進んでいる。

#### 〔課題〕

- ① 有害図書等の指定、図書等取扱店での青少年購入禁止表示等により、青少年に販売、閲覧させない取組が推進されているものの、有害図書等は次々と出版されているため、徹底が困難である。
- ② 新規の販売店等が発生するため、今後も調査対象店舗を見直していく必要がある。
- ③ 人権に配慮した表現について、メディアの自主的取組を促進する必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 性や暴力に関する有害な図書等などの有害情報から青少年を守るための環境浄化対策を推進し、有害情報からの青少年の保護に努める。
- ② インターネットにアクセスできるスマートフォン等の携帯電話の普及により、青少年の有害サイトに起因する性犯罪に係る被害が懸念されることから、インターネットのフィルタリングについて広報啓発を実施していく。
- ③ 人権に配慮したメディアの自主的取組を促進する。

#### 4 参考データ

〔県青少年保護育成条例等に基づく有害図書，有害情報に対する対策の推進〕

○ 県青少年保護育成条例に基づく有害図書等指定件数

年度	H20	H21	H22	H23	H24
図 書	151冊	174冊	169冊	141冊	141冊
映 画	111本	108本	111本	108本	111本

○ 県青少年保護育成条例に基づく立入調査件数（店舗数）

年度	H20	H21	H22	H23	H24
件数	1,287店舗	1,011店舗	1,180店舗	1,093店舗	1,208店舗

（調査結果）

- ・ 図書等取扱店 成人コーナー設置99%，青少年購入等禁止表示94%
- ・ 古物商店等 年齢確認実施100%
- ・ がん具・刃物店の年齢確認実施93%
- ・ カラオケボックスの深夜立入禁止表示92%，年齢確認実施98%
- ・ インターネットカフェ等 深夜立入禁止表示95%

## (重点目標5) 高齢者等が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進

### 1 評価

- 高齢者や障害者が安心して暮らせる男女共同参画の視点に立った環境づくりの促進に当たっては、高齢者等が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送れるよう、地域住民のネットワークの構築や生活福祉資金の貸付等による支援体制の整備を行ってきたほか、高齢者等の社会参加を促進するため、ボランティア活動や社会福祉事業への参加の支援やシルバー人材センターの運営指導、事業所における障害者雇用の促進等に取り組んだ。
- また、歩道のバリアフリー\*化や高齢者の利便性に配慮した住宅の供給など、高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備が図られた。
- 高齢者等の介護等支援体制の充実を図るに当たっては、介護の負担が要介護者の家族、とりわけ女性に集中することがないように、社会全体で支える仕組みである介護保険制度の推進を中心として、県民への介護知識等の普及、認知症介護や介護予防への支援、高齢者の虐待防止の推進等が行われた。
- これらの取組等により、高齢者等の社会参加の機会の拡大や地域で支援する仕組みづくりが促進されるとともに、介護保険制度の推進が図られ、男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境が整備されてくるなどの成果がみられた。
- しかしながら、高齢単身女性の高い相対的貧困率に現れているように高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていることが例えば高齢男性の地域における孤立につながっているなど、高齢者が自立できる環境整備には依然として課題が多い。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代と共に、社会を支える重要な一員として参加することが大切であることから、就業機会の確保、ボランティア活動やスポーツ活動等への参加など、社会参加を促進する。
- ② 定年等により退職した男性が、これまでの経験を活かして地域活動等に参画し、生きがいのある生活を送れるよう支援するとともに、孤立しがちな高齢男性などに対する日常生活自立に向けた支援を行っていく。
- ③ 高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送るため、高齢者等くらし安心ネットワーク事業などの高齢者等を地域で支え合う仕組みの構築や推進に努める。
- ④ 取組に当たっては、家族介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実等と努めるとともに、男女の違いに配慮した介護予防対策を進めていく。
- ⑤ 障害者の支援については、男女の人権の尊重という観点から、それぞれのニーズの把握や対応に配慮しつつ、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備促進・充実を図っていく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔高齢者等の自立と社会参画の促進〕

- すこやか長寿社会運動におけるイベントの開催に当たっては、老人クラブ等関係団体

と連携を図りながら、高齢者の生きがい・健康づくりを促進するために、性別にとらわれることなく広く参加者の募集を行った。

- 老人クラブの活動に当たっては、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見のないように配慮して役割分担を行い、各々の意欲と能力に応じた活動を行うよう市町村を通じて助言した。
- 「高齢者を中心とした地域貢献活動団体」の募集に当たっては、各地域振興局・両支庁が管内の応募団体の中から特に優れた団体を1団体選定する際の審査項目例の中に、団体の男女別構成比に関する項目を設けた。

〔高齢者等の介護等支援体制の充実〕

- 平成21年度は、県男女共同参画センターと共催で「男女で学ぶ介護体験教室」を開催した。また、平成22年度からは、できるだけ多くの県民が参加しやすいよう、土日に開催する講座等を設定した。
- 地域で孤立しがちな男性介護者を対象に、参加者同士が互いの困難を共有することで、孤立化の予防に繋げるとともに、男性自身の生き方について考える契機となる男性介護者支援セミナーを開催した。
- 家庭内虐待に関する事例報告・検討会等研修では、市町村や地域包括支援センター\*の職員を対象に、家庭内虐待への警察の介入事案や司法と高齢者虐待との関係など現場のニーズを考慮した講義等を実施した。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 33（基本的事業4，関連事業29）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	2	1	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	1	2	1	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	1	3	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	1	2	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	1	1	1	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	1	3	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	7	22	—	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	6	23	—	—

## 評価項目5-① 高齢者等の自立と社会参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔要援護者が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送るための支援体制の整備〕

- 高齢者等くらし安心ネットワーク事業では、地域住民のネットワークによる見守り活動等の促進に資する事業に対して補助を行った。また、福祉サービス利用支援事業では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助等を行った。
- 障害者介護給付事業では、障害者が地域において日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供に伴う費用について市町村が負担した額の一定割合を県が負担した。

#### 〔地域におけるボランティア活動や社会福祉事業への参加の支援〕

- 「団塊の世代」の人々を中心としたシニア世代が、自分の暮らす地域に興味や関心を持ち、地域の様々な活動に参加し、自分なりの生きがいを見つけられるようにするため、ボランティア活動に興味・関心のある方を対象としてシニアボランティア養成講座を開催した。
- 福祉人材センター運営事業では、地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるためのイベントや説明会や福祉・介護分野への参画や就職支援のための研修会を開催したほか、福祉・介護職場における職場体験事業を実施した。

#### 〔高齢者等に対する資金の貸付と援助指導〕

- 低所得世帯等に対し、生活の安定や自立を図ることを目的に、必要な資金を低利又は無利子で貸付けを行う生活福祉資金貸付制度について、県の広報媒体を活用して広報に取り組み、周知を図った。

#### 〔高齢者の健康の保持増進、社会参加及び生きがいづくりの促進〕

- すこやか長寿社会運動では、9月と10月の2か月間を「高齢者元気・ふれあい推進月間」として定め、「シルバー文化作品展」や「いきいきシルバースポーツ大会」をはじめ、文化・スポーツ大会などの各種大会を集中的に実施し、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進を図った。  
また、県老人クラブ連合会が行う健康づくりリーダーの養成、体力測定などを通じて、老人クラブ会員等の体力の維持向上と健康の保持増進を支援した。  
さらに、県のホームページや県社会福祉協議会の広報誌に、事業の紹介やイベント等への参加者の募集情報を掲載し、すこやか長寿社会運動に係る広報を行った。
- かごしまねりん大学管理運営事業では、地域活動に意欲のある高齢者に対し、社会参加のために必要な知識や技能を習得する機会を提供し、「共生・協働の地域社会\*づくり」の担い手としての高齢者リーダー等の育成を図った。
- 健康・福祉に関する総合的な普及啓発イベントである「全国健康福祉祭」に選手を派遣することによって、高齢者の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図った。
- 元気高齢者チャレンジ推進事業では、各地域振興局・両支庁単位で選定した「高齢者を中心とした地域貢献活動団体」の表彰式や事例発表会を開催するとともに、「高齢社会における地域づくり等」の基調講演会を開催した。また、表彰団体の地域貢献活動の取組を中心とした事例集を作成し、関係機関・団体等に配付するとともに、県のホームページにも、その内容を掲載した。
- いきいきシニア活動推進支援事業では、「共生・協働の地域社会づくり」の主な担い手として期待されるシニア世代に対し、その豊富な知識や経験・技能を生かした社会参加を促進するとともに、引き続き活躍できるような環境整備を図るため、シニア世代の社会参加のあり方、支援方策等を検討する委員会の開催や情報窓口を掲載した

ハンドブックの作成等を行った。

- 単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会に助成を行う市町村、県老人クラブ連合会等に対し補助金を交付し、老人クラブの育成発展を図った。
- すべての県民が、主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、コミュニティスポーツクラブ\*の設置促進や県立高等学校の開放の推進など、「健やかスポーツ100日運動」推進事業等の充実を図った。
- 高齢者施策担当部署（長寿・生きがい推進室）と連携して、「男性のための地域デビュー講座」を開催し、男性の地域活動の促進とともに、地域における高齢男性の居場所と出番づくりの契機となった。

#### 〔シルバー人材センターの運営指導・設置促進〕

- シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の開拓等を実施するため、社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会に対して運営費等補助を行った。

#### 〔事業所における障害者雇用の促進〕

- 障害者の雇用経験のない企業において、障害者の雇用体験を実施し、事業主の雇用に関する不安を払拭することで、障害者の雇用の場の拡大や雇用率未達成企業数の改善を図った。

#### 〔高齢者等に配慮したまちづくりの整備促進〕

- 福祉のまちづくり推進事業においては、福祉のまちづくり条例に基づき、特定公共的施設を整備基準に適合させるための指導、助言を行ったほか、福祉のまちづくり広報誌の発行やバリアフリー研修会を開催した。
- 人にやさしい道づくり事業では、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全に安心して通行できる歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を図ることを目的として、歩道と車道の段差を解消し適切な勾配を確保するなどの改善を行った。
- ふれあいとゆとりの道づくり事業では、市街地または市街化の進む地域において、商店街の活性化や個性ある街づくりのための景観に配慮し、また高齢者等も歩きたくなるような歩道の整備を行った。

#### 〔高齢者等に対応した住宅の供給促進〕

- 県営住宅建設事業（シルバーハウジングプロジェクト）では、高齢者の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者の安全や利便に配慮し、福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を促進した。
- 優良賃貸住宅共同施設等整備事業及び優良賃貸住宅供給促進事業では、民間の土地所有者等が建設する高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅に対し、整備や家賃減額に要する費用の一部を助成することで、優良な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進した。

## 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成24年度において在宅福祉アドバイザーを中心とした見守り活動のネットワークに取り組む地域公民館の割合は84.1%となっており、地域に定着してきている。また、平成24年度末における福祉サービス利用支援事業の実利用件数は810件となっており、年々増加傾向にある。
- ② 各種イベント等の開催に当たっては、老人クラブ等関係機関・団体と連携を図りながら、性別にとらわれることなく広く参加者の募集を行い、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進が図られた。
- ③ 企業による障害者雇用体験事業を実施し、障害者の雇用経験のない183事業所に

において、障害者の雇用体験を行った結果、体験終了後に正式雇用に至ったケースが、平成20～24年度に115件あり、障害者の雇用の場の拡大が図られた。

〔課題〕

- ① 団塊の世代が60歳代に到達しており、今後、働く意欲を持った高齢者がますます増加することが見込まれることから、関係機関と連携しながら、シルバー人材センター事業の発展・拡充を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 高齢者や障害者が住み慣れた家庭や地域の中で、意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、様々な形で充実した生活を実現できるよう、引き続き、自助努力の支援や社会参画の機会の提供等、支援体制の整備・充実を図っていく。
- ② 高齢者の取組に当たっては、男女の生活実態、意識等の違いに配慮したきめ細かい施策の展開が必要であり、経済的自立が困難な場合が多い高齢女性へは就業支援が、地域における孤立が深刻化している高齢単身男性へはボランティア活動やスポーツ活動などの社会参加や生きがいを持てるような支援を進める。
- ③ 高齢者等に配慮したまちづくりの整備に当たっては、計画段階からの女性の参画を進めるとともに、利用者の利便性を考慮し、性別の違いによるニーズにも配慮する必要がある。
- ④ 高齢者や障害者の社会参画を促進する際には、性別による役割の固定化を助長することのないように配慮し、取組を進めていく。

### 4 参考データ

〔要援護者が住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送るための支援体制の整備〕

- 見守り活動のネットワークに取り組む地域公民館の割合

H20	H21	H22	H23	H24
81.7%	80.2%	85.6%	86.1%	84.1%

- 福祉サービス利用支援事業の実利用件数

H20	H21	H22	H23	H24
557件	589件	659件	747件	810件

〔地域におけるボランティア活動や社会福祉事業への参加の支援〕

- シニアボランティア養成講座の受講者数

H20	H21	H22	H23	H24
149人	73人	94人	56人	46人

〔高齢者等に対する資金の貸付と援助指導〕

- 生活福祉資金貸付決定件数、金額

	H20	H21	H22
貸付決定件数	93件	332件	553件
金額	98,169千円	109,256千円	147,766千円
	H23	H24	
貸付決定件数	456件	423件	
金額	110,527千円	137,231千円	

〔高齢者の健康の保持増進、社会参加及び生きがいづくりの促進〕

- いきいきシルバースポーツ大会参加者数

H20	H21	H22	H23	H24
7,829人	8,599人	9,751人	8,909人	8,471人

- 老人クラブ数、会員数

	H20	H21	H22

老人クラブ数	2,376	2,313	2,257
会員数	129,577人	125,125人	120,315人
	H23	H24	
老人クラブ数	2,210	2,174	
会員数	115,826人	112,803人	

○ 元気高齢者チャレンジ推進事業の表彰団体構成員総数に占める女性の割合

	H20	H21	H22	H23	H24
構成員総数	464人	676人	431人	291人	345人
うち女性の人数	355人	434人	301人	236人	203人
女性の割合	76.5%	64.2%	69.8%	81.1%	58.8%

〔シルバー人材センターの運営指導・設置促進〕

○ シルバー人材センター会員数，就業率，設置状況（各年度3月末時点）

	H20	H21	H22
会員数	11,663人	11,762人	11,529人
男性	6,962人	7,118人	7,097人
女性	4,701人	4,644人	4,432人
就業率	84.4%	84.1%	86.0%
設置状況	36センター	34センター	34センター
	H23	H24	
会員数	11,365人	11,013人	
男性	7,091人	7,016人	
女性	4,274人	3,997人	
就業率	85.6%	86.2%	
設置状況	34センター	34センター	

〔事業所における障害者雇用の促進〕

○ 企業による障害者雇用体験事業実施後の正式雇用者数

H20	H21	H22	H23	H24
14人	20人	24人	23人	34人

## 評価項目5-② 高齢者等の介護等支援体制の充実

### 1 施策の取組状況

#### 〔介護保険制度の推進〕

- 介護保険制度推進事業では、介護保険サービスの提供が適正に行われるよう、指定基準によりサービス事業所を指定するとともに、指定事業所等が指定後も指定基準を遵守しているかについて検査を実施した。さらに、介護保険給付に関する処分等に対する審査請求事件の処理を行う介護保険審査会の運営や、介護保険サービスに関する苦情処理を行う県国保連合会への助成を行った。
- 要介護認定適正実施指導事業では、要介護認定の精度の管理がなされるよう、認定調査に従事する認定調査員や審査判定業務を行う認定審査員に対する研修等を実施するとともに、主治医意見書を記載する医師に対する研修を行った。
- 介護支援専門員養成研修事業では、介護支援専門員実務研修受講試験に合格者に対して介護支援専門員実務研修を実施し、介護支援専門員の養成を図った。介護支援専門員現任研修事業では、介護支援専門員の現任者等に対して、資質向上のための研修を実施した。また、各種研修の指導者を養成する介護支援専門員等指導者研修や介護支援専門員の資質向上のための研修や指導・支援体制のあり方について評価委員会を開催した。

#### 〔県民への介護知識、介護技術の普及〕

- 介護実習・普及センター運営事業では、介護に関する情報収集・提供を行ったほか、介護知識・技術の普及のため、一般県民向けの講座や介護専門職員向けの研修を実施した。

#### 〔認知症介護への支援〕

- 認知症介護実践者等養成研修事業等による介護実践者や指導者に対する各種研修を行うとともに、認知症理解普及促進事業等により、交流会や電話相談等を実施したほか、モデル地域での地域支援体制を構築した。また、認知症対策連携・体制整備事業では、認知症疾患医療センターの運営や、認知症総合支援対策促進協議会を開催した。
- 高齢者等くらし安心ネットワーク事業では、地域住民のネットワークによる見守り活動等の促進に資する事業に対して補助を行った。また、福祉サービス利用支援事業では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方が自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用援助等を行った。

#### 〔介護予防と地域における支援の推進〕

- 地域ケア・介護予防推進支援事業では、地域包括支援センター職員等の資質向上を図るための研修を実施したほか、様々な地域資源を活用して介護予防への取組を推進し、高齢者の自立支援や生活の質の向上を図るため、かごしま介護予防力強化委員会の設置・開催や、NPO法人等との協働による介護予防力強化、介護予防の効果検証等を行った。
- 高齢者元気度アップ推進体制づくり事業では、高齢者が健康診査・介護予防教室等へ参加して行う自らの健康づくりや社会参加活動に対してポイントを付与し、蓄積されたポイントに応じて地域商品券等に交換することにより、高齢者の積極的な健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防を図った。
- 介護や家事を担う男性を対象にセミナーを開催し、互いの困難を共有することで孤立の予防に繋げるとともに、男性が抱えている介護の問題に男女共同参画の視点からアプローチすることにより介護に当たったの考え方や取組を見直す契機とした。

#### 〔高齢者の虐待防止の推進〕

- 高齢者虐待防止推進事業では、高齢者に対する虐待を防止するため、高齢者虐待防止推進会議の開催や施設や家庭における虐待防止のための各種研修を行うとともに、

各種広報媒体による普及・啓発を行った。

#### 〔障害者のニーズに応じたサービスの充実〕

- 障害者介護給付事業では、障害者が地域において日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供に伴う費用について市町村が負担した額の一定割合を県が負担した。

#### 〔障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成〕

- 障害福祉人材育成事業では、指定相談支援事業所の相談支援専門員や、指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者及び指定行動援護事業所のサービスを提供する者を養成するための研修を実施した。

#### 〔障害者の虐待防止の推進〕

- 相談窓口担当職員等を対象に研修を行い、虐待の未然防止と権利擁護に関する意識啓発とともに、障害者支援に関する専門的知識や援助技術、事業所における虐待防止の組織・運営体制づくり、通報受信時の対応等の習得を図ったほか、ホームページやリーフレットなどによる県民への情報発信に努めた。

## 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成18年度の介護保険法の改正に伴い、介護支援専門員は5年おきに更新研修を受講することが義務づけられるようになったため、定期的な研修の受講により、資質向上が図られる環境が整ってきた。
- ② 介護実習・普及センターが実施する講座等の受講者数は、男性も含めて増加傾向にあり、介護に女性だけでなく男性も取り組むようになってきている。
- ③ 各種研修等を通して認知症の理解普及がなされ、また、認知症疾患医療センターの設置・運営により、医療と介護の連携強化が図られてきた。
- ④ 在宅福祉アドバイザーを中心としたネットワークの見守り活動が地域に定着することにより、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制の整備が進んできた。
- ⑤ 介護福祉政策担当部署（介護福祉課）との連携により、男性介護者を対象にセミナーを開催し、同じ境遇の男性同士が困難を共有し孤立化の予防に繋げるとともに、介護者は性別により抱える悩みや困難が違い、支援のあり方に留意する必要性への理解が深まった。
- ⑥ 研修等を通して、高齢者の権利擁護や高齢者虐待の未然防止の意識向上につながった。

#### 〔課題〕

- ① 高齢者の尊厳ある暮らしの確保や家族の介護負担の軽減を図るため、早期の段階から医療や介護を受けられる体制の整備に努める必要がある。
- ② 高齢者に対する家庭内虐待については、被虐待者の7割が女性となっており、その救済や介護に悩む養護者の支援に取り組む必要がある。
- ③ 障害のある人が、安心して暮らすことができるためには、男女を問わず人権を尊重し、障害者に対する理解を深める取組を進める必要がある。

## 3 今後の方向性

- ① 高齢者等の介護の負担を要介護者の家族に集中することなく、社会全体で支えるための介護支援体制の充実を図る。

- ② 取組に当たっては、介護の担い手としてその負担が女性に偏っている現状から、介護は女性の役割と固定化されることのないよう配慮し、男女の人権を尊重した取組を進める必要がある。
- ③ 介護の負担軽減のため、今後とも、県民に対する介護知識や介護技術に関する研修を実施するとともに、高齢者の虐待防止の推進や地域における支援体制の整備促進を図っていく。
- ④ 高齢者虐待に関する相談・通報窓口である市町村等の担当者が、被虐待者の救済や介護に悩む養護者の支援に適切に取り組めるよう、研修内容の更なる充実努める。
- ⑤ 障害者への支援については、男女の人権の尊重という観点からそれぞれのニーズの把握や対応に配慮しつつ、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備促進・充実を図っていく。

#### 4 参考データ

〔県民への介護知識、介護技術の普及〕					
○ 介護実習・普及センターの来館者数					
	H20	H21	H22	H23	H24
男性	20,930人	19,461人	19,385人	19,362人	19,839人
女性	24,917人	25,350人	25,832人	26,184人	26,714人
計	45,847人	44,811人	45,217人	45,546人	46,553人
○ 介護実習・普及センターが実施する講座、研修受講者数					
	H20	H21	H22	H23	H24
男性	188人	178人	260人	312人	270人
女性	669人	800人	930人	818人	950人
(不明)	—	346人	176人	684人	702人
計	857人	1,324人	1,366人	1,814人	1,922人
〔高齢者の虐待防止の推進〕					
○ 高齢者虐待防止に関する研修の実施状況等					
	H20	H21	H22	H23	H24
権利擁護推進員養成研修	50人	48人	46人	50人	49人
看護指導者養成研修への派遣	2人	2人	2人	2人	2人
看護実務者研修	51人	52人	68人	53人	52人
事例報告・検討会等研修	92人	66人	62人	54人	64人
○ 養護者による高齢者虐待の状況					
	H20	H21	H22	H23	H24
市町村における相談・通報件数	326件	368件	302件	333件	270件
市町村が虐待と判断した件数	220件	270件	177件	190件	155件

## (重点目標6) 農林水産業、商工業の自営業等における男女共同参画の促進

### 1 評価

- 農林水産業における男女共同参画を促進するため、家族経営協定\*の普及・啓発や、農山漁村において男女共同参画を推進する女性リーダーを育成するための各種研修会等が開催された。  
これらの取組等により、女性農業経営士\*の認定者や家族経営協定の締結数が概ね目標を達成したほか、平成22年度には初めて女性の漁業士\*が誕生するなどの成果があがっている。
- また、商工業の自営業等における男女共同参画の促進については、巡回指導・窓口指導の実施や講習会等の開催、関係法令や制度の周知・啓発により、事業所における男女共同参画意識が高まったほか、講習会等の実施により商工会等における女性部の組織強化と部員の意識啓発が図られるなど、一定の効果がみられた。
- 一方で、農協や商工会等の団体役員や、農業委員における女性の登用が依然として進まないなど、団体等における女性の参画を図ることが課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 生産や経営の担い手として重要な役割を果たしている女性が、持てる力を十分に発揮・活用できるように、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らせるような環境整備に配慮し、女性農業者の資質向上や家族経営協定の普及・啓発、女性の起業支援等を実施する。
- ② 商工業の自営業等においては、講習会等の実施による商工会等を通じた男女共同参画に関する普及・啓発や、広報誌による関係法令・制度の周知・啓発、商工会等における女性部活動の支援に取り組み、女性の適正な労働環境の整備や商工会等の女性部員の意識啓発を図っていく。  
→ 第2次基本計画において「産業分野における女性の活躍の促進」を戦略的取組として位置付けて取り組む。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔農林水産業における男女共同参画の促進〕

- 農山漁村の環境づくりや地域活性化に功績のあった農山漁村女性の表彰や研修会等により、成果が地域へも波及するよう配慮した。
- 県男女共同参画センターだよりで、「農業と男女共同参画」をテーマに特集を組んだ。

#### 〔商工業の自営業等における男女共同参画の促進〕

- 県商工会連合会主催の研修会等において、小規模事業者等に指導を行う経営指導員等に対し、「県男女共同参画基本計画」について説明し、日頃の指導の際の参考としてもらった。

#### 【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

- (1) 事業・取組数 9（関連事業9）
- (2) 集計表
  - ・関連事業

	評 価			
項 目	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	6	2	1	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	5	4	—	—

## 評価項目6-① 農林水産業における男女共同参画の促進

### 1 施策の取組状況

〔女性農業経営士の養成や女性の認定農業者の育成を通じた女性農業者の資質向上及び経営改善への取組の促進〕〔家族経営協定の普及・啓発〕

- がんばる女性農業者育成支援事業では、女性農業経営士の養成・認定、農村女性海外農家体験研修への派遣、農山漁村女性活動功労者の表彰、意識啓発のための研修会の開催、家族経営協定の普及・啓発等を行った。
- 認定農業者\*育成支援事業では、女性認定農業者の資質向上及び経営改善に向けた研修会や家族経営協定の普及・啓発のための研修会を実施した。

〔農村女性による起業活動の支援に向けた普及活動の実施〕

- 普及活動事業では、普及指導計画に基づき、起業活動の指導・支援を行った。

〔地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の支援〕

- 漁村女性など中核的な担い手グループの育成を図るための支援や、活動実績発表大会の開催、漁業士の認定、低利用資源の活用促進等を行った。また、漁村女性を対象とした資質向上のための就業者研修、現地応用講座、コンサルタント派遣等を行った。

### 2 成果と課題

〔成果〕

- ① 女性農業経営士の認定者数は、247人(H18)→332人(H22)と増加しており、目標を達成している。
- ② 研修会の実施、パンフレットの配布等により、家族経営協定の締結数は、1,190戸(H18)→1,596戸(H22)と増加し、概ね目標を達成するなど、農業に従事する女性が経営の担い手として位置づけられ、農村における男女共同参画が促進された。
- ③ 中核的な漁業者の確保育成対策の一環として、平成20年度から平成24年度において4つの「漁村女性起業化グループ」の認定がなされ、また、平成22年度には初めて女性の漁業士が誕生するなど、水産業における男女共同参画の推進が図られた。

〔課題〕

- ① 農業においては、就業人口の半数近くを女性が占めているにもかかわらず、農協等の団体における役員や農業委員に占める女性の割合は依然として低い状況になっており、団体等における女性の参画を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 農林水産業に従事する女性が、経営や地域づくりの担い手として明確に位置づけられ、その持てる力を十分に発揮・活用できるよう、引き続き、女性農業経営士や女性認定農業者の育成、家族経営協定の締結等を推進し、女性の意欲と意識の改革を図ることで、農山漁村における男女共同参画が促進されるよう取り組む。
- ② 農業・農村においては、加工・直売、食育活動などで女性が重要な役割を果たしていることから、女性農業委員の積極的登用を促進し、女性が一人も登用されていない農業委員会の解消を目指すなど、農業委員や農協役員等の女性の登用を図っていく。
- ③ 起業支援に当たっては、起業活動が継続性をもち、地域で適正な評価を得られるよう、地域内でのネットワーク形成等に努めていくこととする。

#### 4 参考データ

〔女性農業経営士の養成や女性の認定農業者の育成を通じた女性農業者の資質向上及び経営改善への取組の促進〕〔家族経営協定の普及・啓発〕

- 農業就業人口（販売農家）に占める男女の割合

	就業者数	割合
女性	34,832人	46.8%
男性	39,532人	53.2%

※ H22農林水産省「農業センサス」より

- 女性農業経営士の認定者数〔数値目標〕

H18	H22	H24	H22目標
247人	332人	355人	330人

- 家族経営協定締結数〔数値目標〕

H18	H22	H24	H22目標
1,190戸	1,596戸	1,770戸	1,600戸

- 女性の認定農業者数〔数値目標〕

H18年度	H22年度	H24	H22目標
379人	534人	524人	600人

- 農業委員における女性の農業委員数及び割合（平成24年10月1日現在）

	総数	うち女性数	女性委員比率
選挙委員	641人	33人	5.1%
選任委員	227人	34人	15.0%
計	868人	67人	7.7%

※ H23.10.1時点の女性委員割合：7.6%（全国9位，全国平均5.7%）

- 農協等の団体における女性の参画状況

	役員数	うち女性数	女性割合
農業協同組合	383人	26人	6.8%
森林組合	196人	1人	0.5%
漁業協同組合	449人	1人	0.2%

※ 農業協同組合はH24.2末現在，森林組合はH24.6末現在，漁業協同組合はH23.12末現在

〔農村女性による起業活動の支援に向けた普及活動の実施〕

- 農業関連女性起業活動数，売上額

（H24年度実績）起業活動数：190 売上額：1,669百万円

〔地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の支援〕

- 漁業就業者に占める男女の割合

	就業者数	割合
女性	938人	11.1%
男性	7,546人	88.9%

※ H20農林水産省「漁業センサス」より

- 水産加工場従業者数に占める男女の割合

	就業者数	割合
女性	3,592人	59.9%
男性	2,401人	40.1%

※ H20農林水産省「漁業センサス」より

## 評価項目6-② 商工業の自営業等における男女共同参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔商工会等を通じた男女共同参画に関する普及・啓発の促進〕

- 県広報誌「労働かごしま」の発行により、広く労使及び一般県民等に男女雇用機会均等法等関係法令の周知・啓発を行った。
- 経営改善普及事業においては、商工会等に設置した経営指導員等が、小規模事業者等に対して実施する巡回指導や講習会を通じて、男女共同参画について普及・啓発を行った。

#### 〔商工会等の女性部活動の促進〕

- 青年部・女性部活動推進事業においては、商工会等に設置されている女性部活動を推進するための講習会等を実施することで、女性部の組織強化と部員の資質向上を図った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 講習会等の実施により商工会等における女性部員の資質向上が図られた。

#### 〔課題〕

- ① 小規模事業者では事業と家庭の境界が曖昧で、踏み込んだ指導が難しく、比較的規模の大きな事業所と比べてまだ男女共同参画への意識の高まりが十分とは言えない状況にあることから、小規模事業者等における男女共同参画の促進を図る必要がある。
- ② 商工会等の団体における役員に占める女性の割合は依然として低い状況になっていることから、商工会等女性部の組織強化と部員の資質向上を図り、女性の意見を商工会等の運営方針に反映させていく必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 商工業の自営業や中小零細企業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、引き続き、関係機関と連携を図りながら、男女雇用機会均等法等の関係法令や制度の周知・啓発に努める。  
実施に当たっては、とりわけ女性に仕事と家庭の負担が偏らないよう、男性も含めた働き方の見直しについても取り組んでいく。
- ② 女性が事業の担い手として活躍できるよう、今後とも商工会等が実施する巡回指導や講習会を通じて、小規模事業者等における男女共同参画を促進していくとともに、講習会等の実施により商工会等における女性部の組織強化と、女性部員の資質向上を図っていく。

### 4 参考データ

#### 〔商工会等を通じた男女共同参画に関する普及・啓発の促進〕

- 「労働かごしま」の発行部数、配布先、広報内容等
  - ・発行回数：年6回（隔月発行）
  - ・発行部数：各回1,800部
  - ・主な配布先：県内事業所、市町村、その他関係機関
  - ・掲載内容：男女雇用機会均等月間（H20～H24）、妊娠、出産等を理由とした解雇その他不利益取扱いの禁止について（H21）
- 男女共同参画関連用語の周知度（県民意識調査）

※「よく知っている、聞いたことがある」と答えた人の割合

用語	H23	H21(内閣府)	H24(内閣府)
男女雇用機会均等法	78.6%	79.3%	79.6%
男性	81.6%	80.4%	83.0%
女性	76.5%	78.3%	76.0%

○ 経営指導員研修会等の実施内容及び件数

①巡回指導・窓口指導の実施、講習会等の開催

	H20	H21	H22
巡回指導・窓口指導	144,428件	147,067件	141,057件
講習会等	964回	865回	742回
	H23	H24	
巡回指導・窓口指導	140,623件	137,131件	
講習会等	704回	732回	

※ 小規模事業者の経営の改善・発達を目的として実施

○ 商工会等の団体における女性の参画状況（平成25年7月1日現在）

	役員数	うち女性数	女性割合
商工会連合会	20人	1人	5.0%
商工会	855人	65人	7.6%
商工会議所	298人	4人	1.3%
計	1,173人	70人	6.0%

〔商工会等の女性部活動の促進〕

○ 商工会女性部等の活動状況

	H20		H21		H22	
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数
講習会等	13回	1,119人	11回	1,214人	8回	1,037人
研修会	27回	963人	21回	907人	37回	1,050人
交流会	6回	521人	15回	863人	6回	313人
	H23		H24			
	開催回数	参加者数	開催回数	参加者数		
講習会等	11回	993人	12回	1,079人		
研修会	33回	992人	26回	1,398人		
交流会	5回	244人	5回	232人		

※ 女性部を対象として実施したものを記載

## (重点目標7) 男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進

### 1 評価

- 男女共同参画地域推進員制度の創設をはじめとして、安全・安心なまちづくり、景観、観光及び環境などの分野における多様な発想、ニーズを生かした取組や地域社会におけるNPO等の活動支援が行われたことにより、男女共同参画の視点に立った地域づくりが促進された。
- また、地域社会の中で男女平等であると感じている人の割合は約3割に過ぎず、特に女性の多くが不平等と感じており、その解消が課題である。
- 一方で、公共的団体や自治会組織、公立小学校・中学校のPTAにおける方針決定過程への女性の参画は依然として進んでいないことから、このような状況を改善するための住民への意識啓発など、実効性のある取組を実施することが課題として挙げられる。
- 防災・災害復興の分野においては、男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう市町村への働きかけを行ったことにより、男女共同参画の視点に立った地域防災計画等の策定が促進された。
- また、国際性豊かな人的ネットワークの形成や国際的視野を持った女性リーダーの育成が図られ、青年海外協力隊等により海外へ派遣された女性が社会開発に貢献するなどの成果があがっている。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女がともに地域で生活する者としての視点に立ち、課題の解決や地域の活性化を図っていくことは重要であるため、引き続き、行政、自治会、ボランティア、NPO、企業など地域の多様な主体が協働して地域課題の解決に向けた取組を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていく。  
→ 第2次基本計画において「誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進」を戦略的取組として位置付けて取り組む。
- ② 地域社会における活動の場では、実際には多くの女性が活躍しているにも関わらず、方針決定過程に参加している女性は多くないことから、地域の方針決定過程における女性の参画を進めるために、市町村とも連携して、町内会など自治会組織を中心に、住民への意識啓発による理解の促進に努めていく。
- ③ 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進については、地域防災計画の見直し等にあたり、東日本大震災への対応に関する男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会の提言等、男女共同参画の視点を踏まえた検討を進めていく。
- ④ 国際交流における男女共同参画の促進については、引き続き、国際的視野をもった女性リーダーの育成等を進めていく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔男女共同参画の視点に立った地域づくり〕

- 男女共同参画地域推進員の資質向上や情報交換等のための連絡会議及び研修会等を実施する際は、地域推進員だけでなく、市町村担当者にも参加してもらい、地域推進員と行政が連携して男女共同参画を推進できるよう努めた。
- 「新しい公共支援事業」のモデル事業として、NPO等民間団体との協働により、「男の居場所 男談事業」、「パーソナル・サポート・システムを構築する／しあわせパートナーズ事業」を実施し、一人ひとりが尊重され、誰もが出番と居場所のある地域づく

り活動の支援促進を図った。

- 県が主催する景観セミナーのパネリスト等や県が委嘱する景観アドバイザーに女性を積極的に登用した。
- 防犯キャンペーンや各種交通安全キャンペーンの実施に当たっては、より多くの女性に広報・啓発の効果が及ぶよう、女性が多く集まる場所、時間帯（買い物時間帯等）を選定して実施した。
- 環境フェアの開催に当たっては、育児中の男性や女性も参加しやすいよう、会場に託児所を設置した。
- 設立されたコミュニティスポーツクラブに対して、キッズプログラムの導入や託児機能の付加等について県広域スポーツセンター・県体育協会等と連携して啓発を行うこととした。

【防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進】

- 「市町村災害時要援護者避難支援プラン」の中で、男女双方の視点に配慮した災害時要援護者の避難支援対策を策定するよう要請を行った。
- 県男女共同参画センターと危機管理防災課の共同企画で、男女共同参画の視点に立った防災セミナーを開催した。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 19（基本的事業3，関連事業16）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	1	1	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	1	1	1	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	1	1	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	2	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	2	—	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	—	2	1	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	2	1 2	2	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	1	1 3	2	—

## 評価項目7-① 男女共同参画の視点に立った地域づくり

### 1 施策の取組状況

#### 〔男女共同参画の視点に立った共生・協働の地域社会づくりの推進〕

- 平成20年度に、地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「男女共同参画地域推進員」を設置し、市町村から推薦を受けた者を知事が委嘱した。  
また、地域推進員の資質向上や情報交換等のための連絡会議及び研修会を開催した。
- 男女共同参画の地域づくり協働事業では、NPO等地域の多様な主体との連携による、地域における男女共同参画の推進役となる人材の養成や男女共同参画の視点を立てた地域課題解決型実践活動の促進を図った。
- 自治会等地域コミュニティ組織やNPO、大学、行政等の協働による地域コミュニティ\*の機能を高める先駆的・モデル性のある取組に対して助成を行ったほか、「県共生・協働センター」における情報提供や相談対応を行った。

#### 〔男女共同参画の視点に立った景観形成の促進〕

- かがしま景観形成推進事業では、景観セミナーの開催や表彰を実施したほか、市町村に対する景観アドバイザーの派遣等を行った。

#### 〔「くらし安全・安心まちづくり」の推進〕

- くらし安全・安心まちづくり推進事業では、県、県民、事業者等の連携・協働による安全安心なまちづくりを展開するための「犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議」を開催したほか、防犯ボランティア団体の代表者等に対する研修会や、県民の防犯意識、交通安全意識、犯罪被害者に対する支援意識の高揚を図るための「くらし安全・安心県民大会」、「防犯キャンペーン」などを実施した。
- 県民総ぐるみで交通安全活動を積極的に行うことにより交通事故の防止を図るため、「県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動」を展開した。

#### 〔地球温暖化防止活動をはじめ、身近にできる環境保全活動の全県的な取組の促進〕

- 地球環境を守るかがしま県民運動推進事業では、地球温暖化などの地球環境問題に適切に対応し、かけがえのない地球環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、各家庭や事業者等において、地球環境の保全のための具体的な実践活動を推進した。

#### 〔観光地の人づくりの支援〕

- 観光かがしま「よかところ案内人」ネットワーク事業では、観光ボランティアガイド・語り部の発掘、育成や資質向上とネットワーク化を図るための研修会等を実施した。  
また、観光まごころ県民運動推進事業では、「観光まごころ県民運動推進会議」の運営、おもてなし等に功績のあった団体等の表彰等を実施した。

#### 〔地域における生涯スポーツ環境の取組〕

- すべての県民が、主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、コミュニティスポーツクラブの設置促進や県立高等学校の開放の推進など、「健やかスポーツ100日運動」推進事業等の充実を図った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成25年3月31日現在で26市町76名の男女共同参画地域推進員が委嘱されており、推進員の啓発活動により、差別的な取扱いや固定的な役割分担意識の解消に寄与できた。

- ② コミュニティスポーツクラブについては、平成24年度末で26市町に45クラブが設置されており、県民が主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる場を提供している。

〔課題〕

- ① 地域においては、高齢化、過疎化の進行などを背景に男女がともに担わないと立ち行かなくなる状況にあるが、自治会組織における代表者の女性の占める割合は依然として低い状況にあり、実効性のある取組が必要である。

### 3 今後の方向性

- ① 地域の中で男女共同参画を推進する人材である男女共同参画地域推進員については、今後、地域推進員の全市町村での設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていく。
- ② 男女共同参画地域推進員を中心に、市町村等との連携のもと、男女共同参画に関する意識啓発を更に進めるとともに、男女共同参画の視点に立った分野横断的なネットワークを構築し、課題解決型実践的活動を推進する。
- ③ 引き続き、安全・安心なまちづくり、景観、観光及び環境などの分野において、多様な発想、ニーズを生かした取組を進めるとともに、地域社会におけるNPO等の活動の支援を行い、男女共同参画の視点に立ったニーズの把握や課題の解決により、共生・協働の地域づくりが図られるよう支援していく。
- ④ 地域において、女性の自治会組織等への参画を促進し、性別にかかわらず多様な視点を持った人々が地域の方針決定過程に参画できるような環境づくりに取り組んでいく。

### 4 参考データ

〔男女共同参画の視点に立った共生・協働の地域社会づくりの推進〕

- 地域における活動への参加状況（県民意識調査）

	H19	H23
「特に何もしていない」と答えた人の割合	39.2%	37.8%
男性	43.3%	39.5%
女性	36.6%	36.8%

- 男女の地位の平等感（県民意識調査） ※男女平等であると感じる人の割合

	H19	H23	H21(内閣府)
地域社会の中で	24.6%	29.6%	—
男性	33.1%	37.9%	—
女性	17.8%	23.5%	—

- 公共的団体、自治会組織等における女性の参画状況

- ① 公共的団体（県）における女性の参画状況（平成24年4月1日現在）

	役員総数	うち女性	割合
PTA連合会	15人	2人	13.3%
社会福祉協議会	13人	2人	15.4%
老人クラブ連合会	15人	2人	13.3%
民生委員児童委員協議会	26人	6人	23.1%
子ども会育成連絡協議会	10人	3人	30.0%

- ② 自治会組織における女性の参画状況（平成25年4月1日現在）

	代表者総数	うち女性	割合
市	5,678人	335人	5.9%
町村	1,332人	77人	5.8%
計	7,010人	412人	5.9%

③公立小学校・中学校のPTAにおける女性の参画状況（平成25年4月1日現在）

	役員総数	うち女性	割合
市	2,352人	983人	41.8%
町村	713人	203人	28.5%
計	3,065人	1,186人	38.7%

〔男女共同参画の視点に立った景観形成の促進〕

- 「景観アドバイザー」への女性の在籍状況（平成24年度末現在）

	総数	うち女性
景観アドバイザー	14名	2名

〔地球温暖化防止活動をはじめ、身近にできる環境保全活動の全体的な取組の促進〕

- 「地球温暖化防止活動インストラクター」、「環境学習アドバイザー」への女性の在籍状況（平成24年度末現在）

	総数	うち女性
地球温暖化防止活動インストラクター	9名	4名
環境学習アドバイザー	18名	4名

〔観光地の人づくりの支援〕

- 「観光まごころ県民運動推進会議」への女性団体の参画状況

H20	H21	H22	H23	H24
3団体	3団体	3団体	3団体	3団体

〔地域における生涯スポーツ環境の取組〕

- コミュニティスポーツクラブの設置状況

H20	H21	H22	H23	H24
40クラブ	41クラブ	41クラブ	44クラブ	45クラブ

## 評価項目7-② 防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔市町村における男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」等の策定等の促進〕

- 市町村に対し、「男女双方の視点に配慮した避難所の運営」や「災害時要援護者の避難支援対策」について、防災対策を行う上で市町村が行う施策として地域防災計画に位置づけるよう要請した。
- 市町村が策定する「災害時要援護者避難支援プラン」の指針となる「市町村災害時要援護者避難支援モデルプラン（H18.9作成）」に基づき、市町村におけるプラン（全体プラン及び個別支援プラン）の策定を促進した。
- 県婦人防火クラブ連絡協議会において、婦人防火クラブ研修会を実施し、女性による火災予防の活動の育成強化及び防火思想の啓発を図った。

#### 〔市町村における「避難所管理運営マニュアル」策定の促進〕

- 県において「避難所管理運営ガイドライン」を策定し、その中で、避難所における女性のニーズに配慮した生活用品の配備、着替えや授乳場所の確保などプライバシーに配慮したスペースづくりなどを具体的に記載して、各市町村の策定する避難所管理運営マニュアルに反映されるよう依頼等を行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成24年度末現在での市町村の地域防災計画において、「男女双方の視点に配慮した避難所の運営」については27市町村、「災害時要援護者の避難支援対策」については35市町村が記載しており、市町村が行う施策としての位置付けが進んでいる。

#### 〔課題〕

- ① 市町村における避難所管理運営マニュアルについては、平成24年度末現在において13市町村しか策定していないことから、引き続き、市町村におけるマニュアル策定の促進に努める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 防災対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、引き続き、市町村に対し、男女双方の視点に十分配慮すべき事項を盛り込んだ地域防災計画等の策定を促すとともに、計画策定への女性の参画の拡大を促進していく。
- ② 避難所管理運営マニュアルの策定に当たっては、女性の参画の拡大を促すとともに、避難所における女性のニーズに配慮した生活用品の配備、着替えや授乳場所の確保などプライバシーに配慮したスペースづくりなど、女性の人権への配慮を盛り込んだマニュアルを策定するよう促していく。
- ③ 東日本大震災への対応に関しては、予防、応急対応、復旧、復興という防災のすべてのプロセスにおいて、「男女共同参画の視点」を入れていくため、復旧・復興に関する検討、決定、推進を行う会議や組織等において、女性の参画を拡大すること等の提言が男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会からなされており、本県においても、それらを踏まえた取組を進めていく。

#### 4 参考データ

〔市町村における男女共同参画の視点に立った「地域防災計画」等の策定等の促進〕

○ 男女共同参画の視点を入れた地域防災計画を策定した市町村数

・ 地域防災計画への記載

	H20	H21	H22
男女双方の視点に配慮した避難所の運営	15市町村	20市町村	26市町村
災害時要援護者の避難支援対策	23市町村	27市町村	34市町村
	H23	H24	
男女双方の視点に配慮した避難所の運営	26市町村	27市町村	
災害時要援護者の避難支援対策	34市町村	35市町村	

〔市町村における「避難所管理運営マニュアル」策定の促進〕

○ 男女共同参画の視点を入れた避難所管理運営マニュアルを策定した市町村数  
13市町村（平成24年度末現在）

## 評価項目7-③ 国際交流における男女共同参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔国際協力の普及活動の支援〕

- 開発途上国から技術研修員を受け入れ、アジア・太平洋農村研修センターにおける日本語研修及びそれぞれの受入機関における実技研修を実施し、その国の発展と繁栄に貢献しうる人材育成と研修における県民とのふれあいを通じ、相互の経済・文化の交流促進を図った。

#### 〔国際交流の促進による人材の育成〕

- ユースウィングかごしま事業では、国際的感覚とふるさとを愛する心を醸成するとともに、研修を通じて正しい判断力や自立の精神を養い、地域をリードする人材を育成するため、県内の青年を海外へ派遣した。
- JICAが実施する青年海外協力隊等募集説明会への参加及び新聞等による広報、ポスターの配付等の普及活動を実施した。
- 外国人留学生の勉学・生活の安定化と将来の人的ネットワークの形成を促進するため、県内在住の私費外国人留学生に対し、奨学金を給付した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① ユースウィングかごしま事業では、半数を超える女性団員の参加がなされており、国際的視野を持った女性リーダーの育成が図られている。
- ② 平成25年4月末までに本県から300名の女性が青年海外協力隊員として派遣され、派遣先国の経済開発や社会開発に貢献している。
- ③ 外国人留学生へ県からの奨学金の給付により、留学生の勉学・生活の安定化が図られ、地域における交流活動への参加の機会が増え、異文化理解や地域の国際化の促進に貢献している。

#### 〔課題〕

- ① 事業・取組の効果がより多くの女性に及び、国際的視野を持つ女性の育成につながるような広報に努める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 国際交流における男女共同参画の促進に当たっては、引き続き、様々な分野において、研修生や留学生の受け入れ等による国際交流や、海外派遣等による国際協力を進める中で、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな人的ネットワークの形成を図っていくこととする。  
また、取組等を通して国際的視野を持った女性リーダーの育成に努め、男女共同参画に関する幅広い活動を促進していく。

### 4 参考データ

#### 〔国際協力の普及活動の支援〕

- 県内の海外技術研修員の受入状況

	H20	H21	H22	H23	H24
男性	4人	1人	1人	1人	1人
女性	0人	2人	1人	1人	2人

計	4人	3人	2人	2人	3人
---	----	----	----	----	----

〔国際交流の促進による人材の育成〕

○ ユースウィングかごしま事業における団員の状況

	H20	H21	H22	H23	H24
男性	8人	3人	3人	3人	5人
女性	12人	6人	7人	7人	5人
計	20人	9人	10人	10人	10人

○ 青年海外協力隊派遣状況

平成25年4月末現在 716人（男性416人，女性300人）を81カ国に派遣

	H20	H21	H22	H23	H24
青年海外協力隊等 説明会参加者数	236人	259人	190人	69人	108人

○ 県からの奨学金を給付されている外国人留学生の状況

	H20	H21	H22	H23	H24
男性	10人	5人	5人	5人	4人
女性	5人	5人	5人	5人	6人
計	15人	10人	10人	10人	10人

## (重点目標8) 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

### 1 評価

- 仕事と生活の調和を図るための環境づくりを促進するため、労働関係法令や諸制度についての普及・啓発、再就職等に関する情報の提供、事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進、各種保育対策の促進及び育児に関する相談支援、母子家庭の母等の就業支援及び自立の支援などの取組が実施された。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という考え方の普及・啓発が図られ、育児休業制度の利用率の上昇等に繋がるとともに、「かごしま子育て応援企業」の登録企業数が増加するなど、仕事と生活の調和を図るための環境づくりに一定の成果がみられた。
- 一方で、平成23年度の県民意識調査においては、「仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方」について、現実に比べ、いずれも優先したいと望んでいる人が多くなっていることや、また、男性の育児休業取得者が依然として非常に低い水準に止まっていることなどから、意識の浸透に対して、現状はまだ十分に進んでいるとはいえない状況にあることが課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要であることから、引き続き、多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及、女性のチャレンジ支援、仕事と生活の両立支援と働き方の見直し、多様なライフスタイルに対応した子育て支援及び子育てに伴う社会的支援等に取り組んでいく。  
→ 第2次基本計画において「女性が働き続けることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実」を戦略的取組として位置付けて取り組む。
- ② 従来の職場中心の意識や生き方から、職場・家庭・地域の調和のとれた生き方へ転換する意識の改革や気運の醸成に努めていく。  
→ 第2次基本計画において「男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備」を戦略的取組として位置付けて取り組む。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔女性のチャレンジ支援〕

- 県男女共同参画センターにおける女性の再就職に関する相談では、ライフプランや経済的自立、仕事と生活の調和を視野に入れた相談対応を行った。
- 女性医師復職研修事業においては、離職中の女性医師が、自らが専門とする診療科の研修が受講できるよう、県内医療機関の協力の下、多くの診療科での研修を可能とした。また、離職中の女性医師が研修を受講しやすいよう、研修時間や研修内容を女性医師の希望に応じて柔軟に対応できる仕組みにするとともに、研修受講料を無料とした。
- マザーズコーナー\*については、再就職を希望する人が子育てしながら安心して働くことが出来るよう、ファミリー・サポート・センター\*等のチラシを設置し、子育て支援に関する情報提供の場としても活用した。
- 起業支援に関する取組の実施に当たっては、より多くの女性の参加を得るため、女性起業家のサークル等への周知を行った。
- 林業に関する就業相談会においては、林業における女性の就業状況について実際の就業例等により情報の提供を行い、就業しやすい環境づくりに努めた。

- 就農相談活動等においては、女性農業者や女性青年農業者クラブ員の活動の事例紹介などにより、女性が農業に可能性ややりがいを感じられるような支援に配慮した。

〔多様なライフスタイルに対応した子育て支援〕

- 平成21年度から、「子ども・家庭110番」の相談受付時間を、夜間の電話相談にも対応できるよう、従来の午前9時から午後5時までを午前9時から午後10時までに延長することにより、ライフスタイルが多様化している相談者の利便性の向上を図った。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 44（基本的事業5，関連事業39）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	—	4	1	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	—	4	1	—
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	—	5	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	5	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	3	2	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	—	5	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	10	29	—	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	12	27	—	—

## 評価項目8-① 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の普及

### 1 施策の取組状況

#### 〔国や関係機関と連携した労働関係法令や諸制度についての普及・啓発〕

- 県広報誌「労働かごしま」の発行により、広く労使及び一般県民等に男女雇用機会均等法、次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の関係法令や助成金等の周知・啓発を行った。
- 労使の相互理解と意思疎通を促進するため、毎年テーマを設定して講師を派遣し、年3～5回、労働問題懇話会（労働セミナー）を開催した。

#### 〔県内事業所の労働条件等に関する実態調査及び公表〕

- 県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象に、男女雇用機会均等法の措置状況など、労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査を行い結果を公表した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 事業所に対する労働関係法令や諸制度等の普及・啓発が図られたことなどにより、長期的にみて男女間の賃金格差がわずかながらも縮小傾向となっていることや、平成23年度に実施した県民意識調査において、職場における性別による処遇の違いについて「特に性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合が増加するなど、一定の効果が上がった。

#### 〔課題〕

- ① ポジティブ・アクションに取り組んでいる企業の割合や企業における女性管理職の比率は依然として低い状況にあることから、取組を進める必要がある。
- ② 非正規労働者と正規労働者の格差が大きいことから、非正規労働者の労働条件の明示方法や通常の労働者へ転換する制度等の実施状況を把握し、周知していく必要がある。
- ③ 平成23年度に実施した県民意識調査では、職場における性別による処遇の違いについて、依然として、「賃金に格差がある」と答えた人が22.0%、「女性に補助的な業務や雑用に従事させる傾向がある」と答えた人が19.1%おり、いずれも前回調査より1ポイント程度減少しているものの、解消する必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 労働者が、その価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件の確保等が図られるよう、引き続き、事業所等に対し労働関係法令や諸制度等の普及・啓発を図っていく。
- ② 今後も事業所の労働条件の実態調査を行い、その結果を公表することで、労働条件の改善等に繋がるよう啓発を行っていく。

### 4 参考データ

#### 〔国や関係機関と連携した労働関係法令や諸制度についての普及・啓発〕

- 「労働かごしま」の発行部数、配布先、広報内容等
  - ・発行回数：年6回（隔月発行）
  - ・発行部数：各回1,800部
  - ・主な配布先：県内事業所、市町村、その他関係機関

- ・掲載内容：男女雇用機会均等月間（H20～H24）、仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー（H20）、育児・介護雇用安定等助成金（H20～H23）、改正パートタイム労働法の概要（H20）、パートタイマー均等待遇推進助成金（H20～H22）、改正次世代育成支援対策推進法の概要（H21～H23）、改正育児・介護休業法の概要（H21～H22、H24）、均等待遇・正社員化推進奨励金（H23～H24）、両立支援助成金（H23～H24）

○ 労働セミナーの開催実績

	H20	H21	H22	H23	H24
箇所数	3か所	3か所	5か所	5か所	5か所
参加者数	209人	194人	258人	292人	233人

○ 国勢調査による女性の労働力人口、労働力率

①労働力人口（本県）

	H7	H12	H17	H22
	373,286人	377,404人	381,869人	372,749人

②労働力率

		25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
本県	H17	73.8%	64.9%	66.2%	73.0%
	H22	77.9%	70.8%	71.1%	75.9%
全国	H17	71.6%	61.6%	62.3%	69.5%
	H22	78.7%	69.4%	68.0%	72.5%

○ 職場における性別による処遇の違い（県民意識調査）

		H19	H23
「特に性別により処遇が異なっていることはない」と答えた人の割合		38.3%	44.1%
	男性	37.0%	40.4%
	女性	39.9%	47.4%
「賃金に格差がある」と答えた人の割合		23.4%	22.0%
	男性	19.2%	19.0%
	女性	26.6%	24.7%
「女性に補助的な業務や雑用に従事させる傾向がある」と答えた人の割合		20.4%	19.1%
	男性	20.5%	18.7%
	女性	20.6%	19.3%

○ 本県における男女間所定内給与格差（男性の所定内給与額=100）

H20	H21	H22	H22	H23
69.5	72.8	70.7	67.7	73.7

（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）

〔県内事業所の労働条件等に関する実態調査及び公表〕

○ 労働条件実態調査の調査結果

①ポジティブ・アクションの実施状況

	H19	H22
実施している事業所	30.5%	34.8%

②女性の管理職等（係長、課長、部長等に相当する職）への登用状況

	H19	H22
登用率	13.6%	14.0%

（県雇用労政課「労働条件実態調査」）

## 評価項目8-② 女性のチャレンジ支援

### 1 施策の取組状況

#### 〔再就職等に関する情報の提供〕

- 県男女共同参画センターでは、再就職等就労に悩みや問題を抱える女性を対象に、男女共同参画相談員が対応する一般相談（電話相談・面接相談）と、必要に応じて弁護士や精神科医等が対応する専門相談を実施した。
- ナースセンター事業では、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与することを目的として、看護職員で未就業の者に対し、就業促進に必要な支援事業を行った。
- 女性医師復職研修事業では、産休や育休等により離職中の女性医師の再就業を支援するため、県内の基幹型臨床研修病院及び県立病院のうち、復職研修の協力申出のある病院による研修実施体制を整備するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行った。

#### 〔子育て女性に対する再就職支援制度（マザーズコーナー）の普及・啓発〕

- 県広報誌「労働かごしま」の発行により、子育て中の女性に対する再就職支援を行うマザーズコーナーの周知・啓発を行った。

#### 〔起業支援に関する取組の推進〕

- 創業・経営革新支援事業では、ビジネスプラン作成方法や経営に関する諸課題等をテーマとする講習会等を通じ、創業・経営革新や経営基盤の安定・強化のための具体的な解決に向けた取組を支援した。
- 起業支援に関する取組として、創業を意図する人を対象に、ビジネスプランの策定方法や経営に関する基礎知識を習得するセミナーを実施したほか、起業家や新たな事業分野への展開を目指す中小企業等に対し、活動拠点を提供するとともに、事業展開を進める中での経営や技術等に関し多様な支援を実施した。また、ベンチャー企業等が開発した新製品・新技術を紹介するための発表や情報交換等を行う交流の場を提供した。

#### 〔人材の育成や技能習得の機会の提供〕

- 創業・経営革新支援事業では、ビジネスプラン作成方法や経営に関する諸課題等をテーマとする講習会等を通じ、創業・経営革新や経営基盤の安定・強化のための具体的な解決に向けた取組を支援した。
- 森林整備担い手育成確保総合対策事業では、林業の就業に必要な技術・技能の習得及び女性の就業に係る情報の提供、相談等を行い、新規就業の促進を図るため、「鹿児島きこり塾」を開催した。
- 漁業生産の担い手育成確保事業では、Uターンフェア等において就業相談を実施するとともに、漁業就業希望者を対象に研修（ザ・漁師塾）を実施した。また、中核的な担い手グループの育成を図るため、活動実績発表大会の開催や漁業士の認定等を行ったほか、漁村女性を対象とした資質向上のための研修等を実施した。

#### 〔福祉サービスに関する啓発と職業紹介〕

- 福祉人材センター運営事業では、地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、新たな福祉人材を育成するとともに、潜在する福祉人材の就労を促進し、もって福祉人材の確保を図るため、福祉人材無料職業紹介や福祉職場就職ガイダンス、福祉職場就職支援講座を実施した。

#### 〔就業等や社会参画に関する相談・助言〕

- 県男女共同参画センターにおいては、女性が就業に必要な知識やスキルを習得できたり、自らの「生きること」や「働くこと」を見つめ直したり、職域を超えた意見・

情報の交換や仲間づくりができる機会を提供するため、チャレンジ支援講座等を実施した。

〔母子家庭の母等に対する職業訓練の実施〕

- 雇用セーフティネット対策事業では、母子家庭の母等に対して、民間教育訓練機関等の委託先を活用し、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施した後に、職業訓練を実施した。

〔就農を促進するための相談活動や啓発等各種支援の実施〕

- 新規就農支援事業では、新規就農体制の整備と経営定着等の支援を行うとともに、現地就農トレーナーによる助言・指導や、活動検討会を実施した。また、青年農業者等育成センターの運営を行った。

## 2 成果と課題

〔成果〕

- ① ナースセンター事業の実施により、多くの看護職（保健師、助産師、看護師、准看護師）が就業し、医療機関等の看護職員の不足解消に寄与できた。
- ② 商工会等が実施する創業講座等の開催により、起業を希望する女性等に対する支援の機会を提供できた。
- ③ 女性を含め林業で働きたい多くの方にとって、林業についての知識・技術を習得する機会が少ないことから、マスメディア等を活用し広報に努めることにより、技能習得の機会が提供できた。
- ④ 平成22年度に本県で初めてとなる女性の漁業士が1名誕生したことにより、漁村地域における女性のリーダーが育成された。

〔課題〕

- ① 平成23年度に実施した県民意識調査では、県男女共同参画センターに期待する役割として、「女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための講座の開催」が25.0%と最も多く挙げられるなど、県男女共同参画センターにおいて、就労に関する意識啓発や就職に直接結びつく技能訓練等の事業の実施が必要である。また、職域を超えた意見や情報の交換、仲間づくりができる機会を提供する必要がある。
- ② 女性医師復職研修事業について、病院による研修実施体制の整備はなされているものの、研修実施に至った事例は平成21年度の1件と少ないことから、より多くの女性医師の復職に繋がるよう、事業の積極的な広報に努める必要がある。
- ③ 平成24年度の新規就農者は396人で12年連続300人台を確保している。各種支援制度の説明等に当たっては、特に女性が農業に可能性ややりがいを感じられるような支援に配慮する必要がある。

## 3 今後の方向性

- ① 性別による固定的な役割分担等により、現状では様々な分野においてまだ女性がその能力を十分に発揮できていない状況にあるため、引き続き、女性がチャレンジできる環境づくりに取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、子育て中の女性が子ども連れでも落ち着いて相談や求職活動を行えるよう、再就職支援制度（マザーズコーナー）の利用を促すとともに、再就職等に関心を持っている女性に対する情報提供、相談、能力開発の学習機会の提供といった支援を行っていく。
- ③ 育児等のために退職した女性が再チャレンジとして起業に取り組む際に、事業経営等の知識が十分でない場合が多いことから、起業に関心を持っている女性に対する支援にも取り組んでいく。

#### 4 参考データ

##### 〔再就職等に関する情報の提供〕

- 「県男女共同参画センター」に期待する役割（県民意識調査）

	H19	H23
女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための講座の開催	22.7%	25.0%
男性	14.9%	18.3%
女性	28.6%	30.3%

- 県男女共同参画センターにおける再就職及び仕事と家庭との両立に関する相談実績

H20	H21	H22	H23	H24
11件	11件	9件	12件	25件

- ナースセンター事業による就業者数

H20	H21	H22	H23	H24
522人	497人	436人	396人	435人

- 医療機関における女性医師復職に関する研修実施体制の整備

H20	H21	H22	H23	H24
15病院	16病院	17病院	17病院	15病院

##### 〔起業支援に関する取組の推進〕

- 商工会等が実施する創業講座等の開催状況

	H20	H21	H22	H23	H24
開催回数	14回	22回	25回	34回	44回
参加者数	214人	349人	379人	422人	445人

※ 男女別集計なし

##### 〔人材の育成や技能習得の機会の提供〕

- 「鹿児島きこり塾」の受講者数

H20	H21	H22
17人(男17人)	24人(男23人,女1人)	16人(男15人,女1人)
H23	H24	
10人(男10人)	19人(男19人)	

##### 〔福祉サービスに関する啓発と職業紹介〕

- 福祉職場就職ガイダンス等での採用者数

H20	H21	H22	H23	H24
99人	101人	79人	55人	85人

##### 〔就業等や社会参画に対する相談・助言〕

- チャレンジ支援講座等の開催実績（延べ受講者数）

	H20	H21	H22	H23	H24
チャレンジ支援講座	63人	39人	—	—	—
キャリアアップ講座	—	24人	—	—	—
女性の働き方講座	—	—	72人	143人	135人

##### 〔母子家庭の母等に対する職業訓練の実施〕

- 県立高等技術専門学校における訓練科の修了者及び就職者

	H20	H21	H22	H23	H24
修了者	18人	15人	18人	10人	11人
就職者	13人	7人	10人	10人	9人

##### 〔就農を促進するための相談活動や啓発等各種支援の実施〕

- 新規就農者数

H20	H21	H22	H23	H24
314人	337人	320人	307人	396人

※ 男女別集計なし

## 評価項目8-③ 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し

### 1 施策の取組状況

〔国や関係機関と連携した両立支援のための労働関係法令や諸制度（育児・介護雇用安定等助成金等）の普及・啓発〕

- 県広報誌「労働かごしま」の発行により、広く労使及び一般県民等に次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の関係法令や助成金等の周知・啓発を行った。
- 県男女共同参画センターでは、事業所における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス等についての理解促進を図るため、県内企業の事業主や従業員を対象とするお届けセミナーを実施した。

〔事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進〕

- 子育て応援企業登録事業では、一般事業主行動計画\*（次世代育成支援対策推進法に基づく。）を策定した旨を労働局に届け出ており、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録するとともに、登録企業の名称・取組内容等を県ホームページ・広報誌、ハローワークや若者就職サポートセンターにおける各就職窓口等において紹介した。
- 県男女共同参画センターにおいて、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに講演やワークショップ、事業所のセミナーへの講師派遣を行った。

〔建設工事入札参加資格の評価制度による両立支援の取組の促進〕

- 仕事と家庭生活との両立支援に取り組む県内建設業者への優遇措置として、県建設工事入札参加資格の格付にあたり、就業規則に育児休業制度を設けている場合及び次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出している場合に、各2点、技術的事項等評価点数に加点した。

### 2 成果と課題

〔成果〕

- ① 労働条件実態調査によれば、育児休業制度の導入事業所や利用率、介護休業制度の導入事業所は増加してきている。
- ② 「かごしま子育て応援企業」の登録企業数は平成24年度末で168社と年々増加してきており、仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進が図られた。
- ③ 建設工事入札参加資格の格付に当たっての優遇措置により、建設業において、性別にかかわらず職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の導入促進に一定の効果을上げている。

〔課題〕

- ① 各種の制度について、まだ県内事業所等に十分認知されていないことから、仕事と子育ての両立支援に対する理解を深めるためにも、県ホームページや広報誌により、一層の普及・啓発に努める必要がある。
- ② 平成23年度の県民意識調査においては、「仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方」について、現実に比べ、希望としてはいずれも優先したいと考えている人が多いことから、今後も、企業等の取組を推進する必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女が仕事と育児や介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、引き続き、事業所等に対して労働関係法

令や労働施策等に係る普及・啓発を図るとともに、事業所等における仕事と育児や介護等の両立支援の自主的な取組を促進していく。

- ② 取組に当たっては、多様な就業ニーズを踏まえ、性別にかかわらず職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の利用が促進されるように努めるとともに、特に男性については、従来の職場中心の意識やライフスタイルから働き方の見直しや仕事以外の活動（特に家事・育児・介護など家庭的責任）に関わりやすくするため、労働関係法令・諸制度等の普及・啓発を、事業者、労働者双方に行っていく必要がある。

また、平成22年度から実施している、職場等で子育てしやすい環境づくりに取り組む「育児の日\*」の普及・啓発に努める。

- ③ 建設業においては、性別にかかわらず職業生活とそれ以外の活動を両立できる柔軟な就業形態の普及や諸制度の導入を促すため、これらの活動を行っている事業者の取組を適切に評価する仕組みを設けていることから、今後も引き続き、同制度の更なる周知に取り組んでいくこととする。

#### 4 参考データ

〔国や関係機関と連携した両立支援のための労働関係法令や諸制度（育児・介護雇用安定等助成金等）の普及・啓発〕

- 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方（県民意識調査(H23)）

	現実(現状)	希望
仕事を優先	18.7%	5.7%
家庭生活を優先	22.0%	23.4%
仕事、家庭生活をともに優先	23.5%	25.3%
家庭生活、地域・個人の生活をともに優先	10.4%	11.9%
仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先	10.8%	17.5%

- 労働条件実態調査の調査結果

① 育児休業制度

	H20	H21	H22	H23	H24
制度を導入している事業所	81.4%	82.7%	85.3%	79.7%	87.3%
正規労働者における制度の利用率	男：1.9% 女：89.0%	男：1.0% 女：92.7%	男：1.3% 女：96.9%	男：1.4% 女：95.3%	男：6.1% 女：96.8%
有期契約労働者における制度の利用率	男：0.0% 女：52.8%	男：0.0% 女：80.0%	男：0.0% 女：93.3%	男：－ 女：90.0%	男：0.0% 女：94.8%

※H23男性の有期契約労働者については、集計数が少なかったため掲載していない。

② 介護休業制度

	H20	H21	H22	H23	H24
制度を導入している事業所	77.8%	74.9%	79.6%	73.7%	83.0%

③ 次世代育成支援対策

	H20	H21	H22	H23	H24
法に基づく一般事業主行動計画を策定している事業所	－	18.4%	18.5%	27.6%	33.0%

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

〔事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進〕

- 「かごしま子育て応援企業」登録企業数（各年度3月31日時点）

H20	H21	H22	H23	H24
29社	52社	81社	124社	168社

〔建設工事入札参加資格の評価制度による両立支援の取組の促進〕

- 建設業者（入札参加資格者）における育児休業制度導入者数、一般事業主行動計画策定・届出者数、育児休業制度、一般事業主行動計画両制度導入者数

	H20	H21	H22	H23	H24
入札参加資格者数	3,351	3,393	3,190	3,216	3,054
育児休業制度導入者数	1,423	1,423	1,439	1,442	1,471
一般事業主行動計画策定・ 届出者数	218	218	233	234	257
育児休業制度，一般事業主 行動計画両制度導入者数	216	216	232	234	255

## 評価項目 8-④ 多様なライフスタイルに対応した子育て支援

### 1 施策の取組状況

#### 〔各種保育対策の促進及び育児に関する相談支援〕

- 病院内保育所運営費補助事業では、病院内に保育施設を有する医療法人等に対し、保育所の運営費を助成した。
- 保育対策等促進事業においては、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを総合的に推進するため、休日保育、延長保育及び病児・病後児保育等の保育需要への対応を図るとともに、待機児童の解消や保育環境の改善に努めた。
- 各地域振興局等に設置された「家庭児童相談室」において、社会福祉主事及び家庭相談員が児童の各種相談に応じた。また、各家庭相談員の資質の向上並びに相談業務の積極的な推進を図るとともに、相互の連携を密にし家庭児童福祉の充実に資するため、家庭相談員の研修会を実施した。
- 「子ども・家庭110番」を設置し、児童を有する家庭等の悩み、問題等に対し、電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行った。
- 母子自立支援員を設置し、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う等、母子家庭等の自立の促進や福祉の増進に努めた。
- 健やか育児サポート事業では、産後うつ病、育児ノイローゼなどのリスクがある母親及び子どもが低出生体重児や慢性疾患児であるなど、虐待ハイリスク群の保護者等に対して、グループミーティングや情報提供のための教室等を実施することで、母親等の不安やストレスの軽減を図り、児童虐待の発生を予防した。
- 乳幼児発達相談指導事業では、各種乳幼児健康診査、育児相談等の結果、発育面や運動及び精神機能等の発達面に問題がある乳幼児等を対象に、離島4保健所において、専門スタッフによる診察又は日常生活等に関する発達相談指導（乳幼児発育発達クリニック）を定期的実施した。
- 福祉人材センター運営事業では、地域住民の福祉に関する理解と関心を高め、新たな福祉人材を育成するとともに、潜在福祉人材の就労を促進し、もって福祉人材の確保を図るため、福祉人材無料職業紹介や福祉職場就職ガイダンス、福祉職場就職支援講座を実施した。

#### 〔児童の健全な育成のための支援〕

- 地域において子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談の実施等を行う子育て支援拠点（ひろば型、センター型）の身近な場所への設置を促進した。
- 児童館を創設することにより、児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を集団的及び個別的に指導して児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全な育成を図った。
- 放課後児童クラブ\*において、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年等の児童を対象に遊びを主とする指導を行い、児童の健全育成を図るため、市町村説明会などを通じて設置促進に努めた。

#### 〔ボランティア活動の促進〕

- ボランティア活動促進事業では、ボランティア活動に参加するきっかけづくりや、ボランティアの掘り起こし、ボランティア活動者の組織化を図るため、地域住民を対象として講座を開催したほか、ボランティア活動の普及・啓発を図るため、ボランテ

ィアの種類や活動内容等をホームページ等に掲載した。

#### 〔ファミリー・サポート・センターの設置の促進〕

- 急な残業など、既存の保育では応じきれない変動的、変則的な需要に対応し、労働者が仕事と家庭を両立し安心して働ける環境を整備するため、国や市町村と連携を図りながら、市町村におけるファミリー・サポート・センターの設置促進に努めた。

#### 〔家庭教育における相談体制の整備〕

- 家庭教育相談員の養成研修会を実施し、子育て等に悩みを抱く親等の相談及び家庭教育に関する研修会の講師等として活動できる人材を養成した。また、家庭教育相談に関する資料や情報の提供を行った。

## 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 病院内保育所の運営費助成の補助施設数は年々増加しており、潜在看護職員の再就業が促進されるとともに、就業中の職員の仕事と子育てを両立できる環境づくりに貢献できた。
- ② 一時預かり、延長保育及び病児・病後児保育等の実施箇所は年々増加しており、多様な保育需要に対応することで、子育てしやすい環境づくりに貢献できた。
- ③ 放課後児童クラブの設置箇所数は着実に増加してきており、共働き等により保護者が昼間家にいない児童の健全育成が図られた。

#### 〔課題〕

- ① 保育所に入所を希望しても入所できない待機児童は、平成24年4月1日現在、230人であり、特に鹿児島市の待機児童の解消を図る必要がある。
- ② 多様化する保育ニーズに対して、引き続き、延長保育や病児・病後児保育等の充実に努めるとともに、行政だけでなく、ボランティアやNPO、企業などと連携・協力したきめ細やかな保育サービスの充実に努める必要がある。
- ③ 小学校に就学している児童について、保護者が労働等の理由により昼間家にいない家庭が増加していることから、放課後児童クラブの設置を促進し、放課後児童の健全な育成を図る必要がある。
- ④ ファミリー・サポート・センターの設置については、県内各地でサービスが受けられるよう、国や市町村と連携を図りながら、未設置市町村への働きかけに努める必要がある。

## 3 今後の方向性

- ① 多様化するライフスタイルに対応した子育てしやすい環境づくりを推進するため、引き続き、待機児童の解消を図るとともに、病院内保育所の運営費補助や、一時預かり、休日保育、延長保育、病児・病後児保育等の保育需要への対応、子育て支援拠点の設置や児童館の創設、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの設置促進等に努め、多様な保育サービスの提供や児童の育成のための支援に取り組んでいく。
- ② 子育てに関する相談に当たっては、引き続き、「家庭児童相談室」や「子ども・家庭110番」、母子自立支援員、家庭教育相談員等による人権尊重の視点に立った対応を行っていくとともに、相談体制の整備にも努めていく。

#### 4 参考データ

##### 〔各種保育対策の促進及び育児に関する相談支援〕

###### ○ 病院内保育所（補助施設数）及び保育人員数

	H20	H21	H22	H23	H24
補助施設数	26か所	27か所	30か所	33か所	36か所
保育人員数	450人	479人	447人	495人	591人

###### ○ 県内の認可保育所における待機児童数

H20	H21	H22	H23	H24
268人	443人	387人	143人	230人

###### ○ 一時預かり、休日保育の実施か所数〔数値目標〕

	H18年度	H22年度	H24年度	H24年度目標
一時預かり	97か所	103か所	106か所	132か所
休日保育	24か所	25か所	24か所	45か所

###### ○ 病児・病後児保育の実施か所数

H20	H21	H22	H23	H24
14か所	15か所	15か所	18か所	20か所

###### ○ 家庭児童相談室への相談件数

H20	H21	H22	H23	H24
2,182件	2,152件	2,152件	2,418件	2,078件

###### ○ 子ども・家庭110番への相談受付件数

H20	H21	H22	H23	H24
316件	366件	374件	444件	497件

###### ○ 母子自立支援員相談件数

H20	H21	H22	H23	H24
16,554件	16,821件	16,040件	16,327件	15,915件

※ 母子自立支援員とは、ひとり親家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行うことを職務とする。

##### 〔児童の健全な育成のための支援〕

###### ○ 地域子育て支援拠点の設置か所数〔数値目標〕

H18年度	H22年度	H24年度	H24年度目標
58か所	70か所	74か所	73か所

※ H18の数値はセンター型のみで、ひろば型及び児童館型は含まない。

###### ○ 児童館・児童センター設置状況

H20	H21	H22	H23	H24
16市町 35か所	16市町 35か所	16市町 34か所	17市町 35か所	17市町 35か所

###### ○ 放課後児童クラブの設置数〔数値目標〕

H18年度	H22年度	H24年度	H24年度目標
212か所	266か所	295か所	295か所

###### ○ 母親クラブの設置数〔数値目標〕

H20	H21	H22	H23	H24	H24年度目標
28か所	29か所	32か所	34か所	35か所	32か所

##### 〔ボランティア活動の促進〕

###### ○ 市町村社協における県内のボランティア登録者数

H20	H21	H22	H23	H24
161,827人	162,171人	152,512人	156,893人	158,124人

##### 〔ファミリー・サポート・センターの設置の促進〕

○ ファミリー・サポート・センターの設置か所数〔数値目標〕

H20	H21	H22	H23	H24	H24年度目標
8か所	9か所	8か所	8か所	10か所	10か所

〔家庭教育における相談体制の整備〕

○ 家庭教育相談員養成研修会の受講者数

H20	H21	H22
23人(男14人,女9人)	26人(男11人,女15人)	20人(男10人,女10人)
H23	H24	
38人(男13人,女25人)	35人(男11人,女24人)	

## 評価項目8-⑤ 子育てに伴う社会的支援

### 1 施策の取組状況

#### 〔母子家庭等への貸付及び給付の支援〕

- 母子・寡婦福祉資金貸付事業では、配偶者のない女子で、20歳未満の児童を扶養している者又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行った。
- 母子・寡婦・父子家庭等に対して、経済的・社会的自立や児童の福祉を増進するために、県母子寡婦福祉連合会が母子会の会員等の日常生活の安定を図る上で必要な緊急な出費に対処する経済的支援となる貸付事業を実施するための貸付原資を貸し付けた。
- 父又は母と生計を同一にしていないか、父又は母が重度の障害の状態にある児童（18歳に到達する年度末までの者、ただし、重度の障害状態にある場合は20歳未満）を監護する母、父又は養育する者に児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図った。
- ひとり親家庭医療費助成事業では、母子家庭、父子家庭等の健康を保持し、生活の安定と福祉の向上を図るため、母子家庭、父子家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、県がその経費の一部を補助した。

#### 〔母子家庭の母等の就業及び自立の支援〕

- 母子家庭等就労支援対策事業では、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、就業相談、就業支援講習会、養育費等に関する専門家による相談（特別相談）等を実施した。また、母子家庭の母の自立促進を図るため、母子家庭の母の就職に有利となる資格取得に対して、生活費の一部を給付する等の支援を実施した。
- 県母子寡婦福祉連合会に対し、運営費の補助を行い団体の育成強化、母子寡婦の福祉の増進を図った。また、母子対策事業として、各地区で母子家庭の母と子の研修会を実施するとともに、母子・寡婦・父子対策事業として、母子会の連携、活性化を図るため、運動会等を実施した。
- 母子家庭等日常生活支援事業では、母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により、一時的に支援等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣し必要な援助等を行った。

#### 〔修学のための学資金の貸与〕

- 学業及び人物が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生生徒に対して、学資金の貸与を行っている(財)鹿児島県育英財団に対して、育英奨学制度の充実を図るために奨学資金貸与事業に必要な資金の貸付を行う。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の支給により、母子家庭の母の就職に有利となるような、医療事務や看護師等の専門的な資格の取得に繋がった。
- ② 年間5,000人を上回る学生生徒に対して学資金の貸与が行われたことにより、ひとり親家庭等の子どもの修学が支援された。

#### 〔課題〕

- ① 母子家庭等の生活の安定が図られるよう派遣される家庭生活支援員について、まだ支援員が登録されていない市町村があることから、支援員登録のための講習会等を今

後とも実施していく必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① ひとり親家庭，特に，母子家庭の母については，専門的な職業能力を有していない場合が多いことから，引き続き，就職に有利な専門的資格を取得するための機会の提供に取り組んでいく。  
 なお，職業訓練中は，収入を得る手段がなく経済的に不安定な状態に置かれる場合が多いことから，訓練中の生活のための経済的支援や育児との両立にも配慮する。
- ② ひとり親家庭については，子どもの修学のための収入を十分に得られないケースも多いことから，ひとり親家庭の学生・生徒が，経済的な理由により，修学を断念することのないよう，今後とも，事業を継続するとともに様々な機会を捉えて制度の周知に努めていく。

### 4 参考データ

#### 〔母子家庭等への貸付及び給付の支援〕

##### ○ 母子・寡婦福祉資金の貸付件数及び貸付金額（県実施分）

	H20	H21	H22	H23	H24
貸付件数 (件)	243	274	262	254	204
貸付金額 (千円)	120,689	131,134	126,844	131,285	104,174

#### 〔母子家庭の母等の就業及び自立の支援〕

##### ○ 自立支援教育訓練給付金，高等技能訓練促進費（いずれも県実施分）の成果調査結果

	H20	H21	H22	H23	H24	内訳
自立支援教育 訓練給付金	2件	1件	2件	1件	2件	調剤薬局事務(1), 医療事務(2), 訪問介護員2級(5)
高等技能訓練 促進費	6件	8件	6件	9件	8件	看護師(22), 准看護師(11), 介護福祉士(1), 柔道整復師(1), 保育士(2)

##### ○ 家庭生活支援員派遣家庭数，派遣延べ回数

	H20	H21	H22	H23	H24
派遣家庭数	46世帯	45世帯	30世帯	10世帯	13世帯
派遣延べ回数	242回	217回	108回	100回	64回

※ 家庭生活支援員とは，母子家庭の母等が，修学等の自立促進に必要な事由や疾病等により，一時的に生活援助，保育サービスが必要な場合などに派遣され，必要な援助，保育等を行うことを職務とする。

#### 〔修学のための学資金の貸与〕

##### ○ (財)鹿児島県育英財団の奨学金制度を利用している奨学生数

	H20	H21	H22	H23	H24
高校	6,193人	6,485人	6,099人	5,653人	5,135人
大学	477人	446人	402人	351人	359人
計	6,670人	6,931人	6,501人	6,004人	5,494人

## (重点目標9) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 1 評価

- 社会の構成員である男女双方の意思を公正に反映させるため、審議会等への女性委員の登用や県・市町村における女性職員の登用の促進が進められてきた。  
また、社会のあらゆる分野における意思決定過程への女性の参画が促進されるよう、人材の育成や現状の調査・情報の提供に取り組んだ。
- これらの取組等により、特に県の審議会等における女性委員の登用率は、基本計画に定める目標を概ね達成するなど、一定の成果をあげている。
- しかしながら、県や市町村職員における女性管理職の割合、教職員における女性管理職の割合など、分野によっては依然として全国平均と比較して低い状況にあることから、実効性のある取組の実施が課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けて、引き続き、審議会等への女性委員の登用促進や、県・市町村における女性職員の登用促進、社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画の促進に取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、女性があらゆる分野に進出しやすくするための環境整備や意識啓発を行うほか、ポジティブ・アクションの取組への理解促進や、女性の登用などについての関係機関への働きかけ、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデル\*の発掘や活躍事例の提供についても、より一層努めていく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔審議会等への女性委員の登用促進〕

- 県の審議会等委員の改選時における登用計画について、女性委員登用促進要領に基づき、関係各課(室)は、男女共同参画推進本部長(副知事)の決裁を経た上で委嘱を行うこととしており、登用に向けた主体的な取組の促進につながった。
- 農業委員統一選挙の際には、各市町村農業委員会あてに通知文を送付し、女性委員の積極的登用について働きかけた。

#### 〔県、市町村における女性職員の登用促進〕

- 公立学校における管理職の登用促進に資するため、女性教職員について、校内外において中心的な役割を担おうとする意欲を持ち、自らの資質を高めるよう指導するとともに、校長に対してもできるだけその機会を与えるよう指導した。

#### 〔意思決定過程への女性の参画の促進〕

- 企業の管理職等との情報交換会では、先輩女性管理職の体験談をロールモデルとして紹介した。

【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

(1) 事業・取組数 13（基本的事業8，関連事業5）

(2) 集計表

・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	—	6	2	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分，反映されたか。	—	6	2	—
③ 事業・取組は，次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	1	3	1	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	4	1	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	7	1	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	—	4	1	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は，「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	1	4	—	—
② 事業・取組の実施にあたり，「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて，「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	1	4	—	—

## 評価項目9-① 審議会等への女性委員の登用促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔県の審議会等への女性委員の登用促進〕

- 県の政策決定過程への女性の参画を拡大するため、女性委員登用促進要領に基づき、改選又は新設を予定する審議会等において、年次別登用計画書に即した登用の促進を図った。

#### 〔農業委員会への女性委員の登用促進〕

- 農業分野における女性の参画を進めるため、県農業会議との連携等により、各市町村農業委員会に対して女性委員の積極的な登用について働きかけを行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 女性委員登用促進要領に基づく全庁的な取組により、審議会等における女性委員の登用率は平成24年度末において34.4%と上昇してきており、目標を概ね達成している。

#### 〔課題〕

- ① 法令等により職指定委員が多数を占める審議会について、女性の登用が難しい状況にある。
- ② 平成24年10月1日現在における女性農業委員の比率は7.7%であり、全国的には高い位置にあるが、女性委員の積極的な登用について更なる働きかけを行う必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 県の審議会等への女性委員の登用の促進に当たっては、引き続き、女性委員登用促進要領に基づく取組を進めるとともに、人材情報の収集や推薦母体となっている関係機関への働きかけに努める。
- ② 国が「第3次男女共同参画基本計画」において、地方公共団体の審議会等委員への女性の参画の拡大にあたり、「職指定委員に係る法令上の規定について、検討して必要な見直しを行うとともに、地方公共団体に対し柔軟な対応を働きかける」としていることから、県においても、呼応する形で検討を行っていく。
- ③ 農業委員会への女性委員の登用促進に当たっては、今後とも県農業会議と連携を取りながら、女性の登用がさらに進むよう、農業委員統一選挙に合わせた各市町村農業委員会に対する働きかけを行い、農業分野における女性の参画の促進を図っていく。

### 4 参考データ

#### 〔県の審議会等への女性委員の登用促進〕

- 県における審議会等への女性委員の登用率

- ① 委員総数に占める女性割合〔数値目標〕 目標値：平成24年度までに35%

H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H23)
31.8%	34.3%	34.8%	33.9%	34.4%	34.7%

※各年度3月31日時点

- ② 職指定委員を除く委員に占める女性の割合〔目標：平成24年7月までに50%〕

H20	H21	H22	H23	H24
49.9%	53.4%	53.8%	53.4%	53.2%

※各年度3月31日時点

○ 各種委員会等における女性委員の占める割合

H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H23)
12.6%	12.6%	12.8%	14.9%	14.9%	16.9%

※各年度3月31日時点

〔農業委員会への女性委員の登用促進〕

○ 農業委員における女性の農業委員数及び割合（平成24年10月1日現在）

	総数	うち女性数	女性委員比率
選挙委員	641人	33人	5.1%
選任委員	227人	34人	15.0%
計	868人	67人	7.7%

※ H23.10.1時点の女性委員割合：7.6%（全国9位，全国平均5.7%）

## 評価項目9-② 県、市町村における女性職員の登用促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔県における女性職員の登用促進〕

- 県においては、採用、昇任、昇格、職務内容等について、男女平等を徹底するとともに、女性職員の人材育成を図り、登用を積極的に促進した。

#### 〔公立学校における女性教職員の登用促進〕

- 学校のリーダーとしての人格、識見及び能力等を有する管理職登用を進めるための客観的な資料とするため「管理職任用標準試験」を実施した。

#### 〔市町村における女性職員の登用等に関する助言〕

- 女性の公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう、総務省通知に基づき、市町村の主体的かつ積極的な取組を促すための助言及び、情報の収集・提供を行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成24年4月1日現在の県における職員全体に占める女性の割合は27.2%、係長ポスト以上の職員に占める女性の割合は12.3%となっており、わずかながら上昇してきている。
- ② 公立学校における「管理職任用標準試験」については、受験資格を有する教職員への受験を男女を問わず促した結果、全受験者に占める女性教職員の割合は20%程度を確保できている。

#### 〔課題〕

- ① 県職員、教職員及び市町村職員における女性の管理職の登用率は、近年横ばい傾向にあり、いずれも全国平均と比較すると低い水準にあることから、より積極的な取組を行う必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 県職員における女性の採用及び登用促進については、今後とも重要な課題として取り組み、公平・平等の原則を前提としつつ、女性職員の採用拡大を図るとともに、人材育成や働きやすい環境づくりに努めていく。
- ② 公立学校においては、女性教職員に学校内外で種々の分掌を担当させ、学校運営への意欲や自らの資質を高めるよう学校長への指導を行い、管理職への意識を醸成するような環境づくりに努めていく。
- ③ 市町村における女性職員の登用等に関しては、今後とも情報提供及び助言を行い、市町村の主体的かつ積極的な取組を促していく。

### 4 参考データ

#### 〔県における女性職員の登用促進〕

- 県における女性の管理職の登用率（各年度4月1日時点）

	H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H24)
総数	3.5%	3.3%	3.6%	3.9%	4.1%	6.5%
一般行政職	3.2%	3.0%	2.9%	3.2%	3.6%	5.5%

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

○ 県職員における女性職員の比率（各年度4月1日時点）

	H20	H21	H22	H23	H24
職員全体	26.0%	26.1%	26.5%	27.0%	27.2%
課長・主任	11.4%	11.3%	11.7%	12.0%	12.3%

〔公立学校における女性教職員の登用促進〕

○ 教職員における女性の管理職の登用率（各年度5月1日時点）

	H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H24)
小学校	10.2%	10.6%	10.8%	10.9%	11.3%	20.2%
中学校	5.1%	4.5%	4.7%	5.8%	5.5%	6.9%
高等学校	3.9%	4.0%	4.8%	4.7%	4.9%	6.9%
特別支援学校	13.5%	13.5%	16.7%	16.7%	13.2%	21.3%

（文部科学省「学校基本調査」）

〔市町村における女性職員の登用等に関する助言〕

○ 市町村職員における女性の管理職の登用率（各年度4月1日時点）

H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H24)
3.6%	3.7%	4.0%	4.4%	4.3%	11.0%

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

## 評価項目9-③ 意思決定過程への女性の参画の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔男女共同参画に関する広報・啓発〕

- 県男女共同参画センターにおいて、キャリアアップや再就職を目指す女性を対象に、女性の雇用の現状や管理職としての心得等について意見交換を行う「企業の管理職等との情報交換会」等を実施した。

#### 〔地域社会における女性の人材の育成〕

- 活力ある地域づくりを目指し、主体的に取り組む生涯学習リーダーを養成するために、子どもたちの体験活動、家庭教育、学校等の支援の在り方の学習や地域教育資源の調査等の実践活動を実施した。また、社会教育関係団体の活動を活性化し、本県社会教育の振興を図るために事業費を補助した。

#### 〔各分野における女性の参画の状況の調査及び公表〕

- 本県における男女共同参画の状況や、県の関連施策・事業の実施状況及び市町村の男女共同参画の推進状況等を取りまとめた年次報告書を、毎年度、県ホームページに公表し、県民に対する男女共同参画の現状に関する情報提供を行った。
- 県広報誌「労働かごしま」の発行により、広く労使及び一般県民等に労働条件実態調査における男女雇用機会均等法の措置状況の結果を周知するとともに、ポジティブ・アクションへの取組促進に対する意識の向上及び男女雇用機会均等法等の関係法令の周知・啓発を図った。
- 県内の常用労働者5人以上の1,000事業所を対象に毎年実施している、労働者の労働条件に関する諸制度等についての総合的な調査である「労働条件実態調査」の中で、平成22年度はポジティブ・アクションに関する項目についての調査を実施し、結果を公表した。

#### 〔女性の人材に係る情報の収集及び提供〕

- 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大につなげるため、審議会等委員の候補となる人材（女性）情報を収集し、審議会等の主務課に提供した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 社会のあらゆる分野における「指導的地位」に女性が占める割合は、各分野において徐々に増加してきている。
- ② 生涯学習リーダー養成研修会では、研修内容や方法に工夫・改善を加えたことにより参加者が増えるなど人材の育成につながった。

#### 〔課題〕

- ① 自治会や職能団体などにおける女性の役員等の割合は依然として低い水準にあることから、具体的な目標の設定を促すための実効性のある取組についての検討を行う必要がある。
- ② 平成23年度の県民意識調査によれば、政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない原因として、女性の積極性が不十分であるためと回答した人が31.2%いるなど、ロールモデルの不足などの環境整備が不十分だったこと等により、女性自身も「指導的地位」に立つことを敬遠する傾向が見られた。

### 3 今後の方向性

- ① 社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画が促進されるよう、引き続き、人材の育成や男女共同参画に関する広報・啓発を行っていく。
- ② 取組に当たっては、研修会の実施等により地域で活動する女性リーダーを養成するなど人材の育成に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら、企業の発展や活性化につながるポジティブ・アクションの取組への理解促進や、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供に努めていく。
- ③ 現状の調査・情報の提供については、各分野における女性の参画状況を幅広く調査し、広く県民に周知することで意識の啓発につながることから、今後とも、より一層情報収集に努める。また、個人情報保護に配慮しつつ、幅広い分野の女性の人材の情報収集・提供を行い、女性の政策・方針決定過程への参画の促進を図っていく。
- ④ 社会のあらゆる分野における女性の参画の促進に当たっては、女性の能力発揮がそれぞれの団体等の活性化に不可欠という認識の醸成を図る。

### 4 参考データ

#### 【各分野における女性の参画の状況の調査及び公表】

##### ○ 県・市町村議会における女性議員の占める割合（平成24年12月31日現在）

鹿児島県	都道府県平均	県内市	全国市区平均	県内町村	全国町村平均
5.9%	8.7%	8.0%	13.4%	3.7%	8.6%

（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員等調」）

##### ○ 事業所における女性の管理職の割合

	H19	H22
部長相当職	7.6%	7.7%
課長相当職	11.5%	10.0%
係長相当職	17.8%	19.0%

（県雇用労政課「労働条件実態調査」）

##### ○ 自治会組織、PTAにおける女性の参画状況

###### ①自治会組織における女性の参画状況（平成25年4月1日現在）

	代表者総数	うち女性	割合
市	5,678人	335人	5.9%
町村	1,332人	77人	5.8%
計	7,010人	412人	5.9%

###### ②公立小学校・中学校のPTAにおける女性の参画状況（平成25年4月1日現在）

	役員総数	うち女性	割合
市	2,352人	983人	41.8%
町村	713人	203人	28.5%
計	3,065人	1,186人	38.7%

##### ○ 政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない原因（県民意識調査）

		H23
家庭生活との両立が困難であるため		57.4%
	男 性	52.6%
	女 性	61.1%
男性優位の組織運営がなされているため		38.0%
	男 性	36.0%
	女 性	39.5%
家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため		34.4%
	男 性	32.6%
	女 性	35.8%

女性の積極性が不十分であるため		31.2%
	男 性	31.9%
	女 性	30.6%
女性の参画への支援が少ないため		23.7%
	男 性	22.7%
	女 性	24.7%
女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため		23.5%
	男 性	21.7%
	女 性	24.8%

〔地域社会における女性の人材の育成〕

○ 生涯学習リーダー養成研修会参加者数

	H20	H21	H22	H23	H24
受講者数	93人	175人	207人	286人	262人
うち女性受講者数	48人	104人	101人	160人	135人

〔女性の人材に係る情報の収集及び提供〕

○ 女性の人材リスト掲載者数

133名（平成25年3月31日現在）

## (重点目標10) 県民や事業者、NPO等との連携

### 1 評価

- 男女共同参画社会の形成には、県、県民、事業者、NPO等が有機的に連携した様々な取組が必要であるため、県が実施する事業の自治会やNPO等との協働化や、地域社会の課題解決を目的とした、県や市町村との協働事業の公募、助成が行われ、共生・協働の地域社会づくりの担い手であるNPOの活動が促進された。
- また、共生・協働センターの利用者数は増加傾向にあり、多くの県民に利用されるなど、一定の効果はあがってきている。
- 地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして創設された、「県男女共同参画地域推進員制度」では、平成25年3月31日現在で26市町76人が委嘱され、市町村との協働等により地域での活動を行っている。  
地域推進員については、年々委嘱者数が増加しているものの、大隅地域や離島地域に委嘱者が少ないため、今後、県内全域での取組を進めることが課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 引き続き、「県民や事業者、NPO等との連携」を図るため、協働の担い手の活動の支援や協働の取組促進、男女共同参画を推進する民間活動団体との連携の促進、地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくりに取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、各種広報媒体の活用により、制度や取組状況の周知を積極的に行うとともに、NPO等の地域の多様な主体との連携による、男女共同参画の視点を立てた課題解決型の実践的な活動を促進する。
- ③ 「県男女共同参画地域推進員制度」については、県内全域での取組を進めるため、全市町村での委嘱を目指すとともに、今後とも、地域推進員への情報提供や研修会等の実施による資質向上を図ることとする。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔民間団体等との連携の促進〕

- 男女共同参画の推進に取り組む民間活動団体等のネットワーク化を図るため、男女共同参画センターにおいて、NPOや民間活動団体、大学の自主サークル等の参加による協力活動団体情報交換会を開催した。
- 県男女共同参画地域推進員の資質向上や情報交換等のための連絡会議及び研修会等を実施する際は、地域推進員だけでなく、市町村担当者にも参加してもらい、地域推進員と行政が連携して男女共同参画を推進できるよう努めた。

#### 【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

- (1) 事業・取組数 7（基本的事業3，関連事業4）
- (2) 集計表
  - ・基本的事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	1	—	2	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達成に十分、反映されたか。	1	—	2	—

③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕

1 男女の人権の尊重	1	1	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	2	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	1	2	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	—	2	—	—

・関連事業

項 目	評 価			
	A	B	C	D
① 事業・取組は、「男女共同参画の視点」を踏まえて実施できたか。	—	2	2	—
② 事業・取組の実施にあたり、「重点目標」・「施策の方向」への達成に向けて、「男女共同参画の視点」を踏まえた配慮ができたか。	—	2	2	—

## 評価項目10-① 民間団体等との連携の促進

### 1 施策の取組状況

#### 〔協働の担い手の活動の支援や協働の取組促進〕

- 地域課題を解決するためNPO等から企画提案のあった事業を県と提案者が協働で実施するなど、県とNPO等との協働事業を推進するとともに、自治会やNPO等による広域的な連携や、地域における連携による協働事業など、自治会やNPOのネットワークを活かした地域コミュニティの機能を高める先駆性・モデル性のある取組に対して助成を行った。
- NPO等多様な主体による共生・協働の地域社会づくりを促進するため、「県共生協働センター」において情報や活動スペースの提供、相談対応等を行った。

#### 〔男女共同参画を推進する民間活動団体との連携の促進〕

- 男女共同参画の推進に取り組む民間活動団体や県男女共同参画センターで養成した人材と、センターの事業を協働で実施するほか、それらの地域での活動を支援した。
- NPO等地域の多様な主体との連携による、地域における男女共同参画の推進役となる人材の養成や男女共同参画の視点を立てた地域課題解決型実践活動の促進を図った。

#### 〔地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり〕

- 平成20年度に、地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「県男女共同参画地域推進員」を設置し、市町村から推薦を受けた者を知事が委嘱した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 企画公募推進事業によりH20～H24年度において37件の県事業の自治会やNPO等との協働化が図られるとともに、地域協働の仕組みづくり事業(H20～H22)、地域協働の仕組みづくり促進事業(H23～)により67件の事業が採択され、地域協働の仕組みづくりが促進された。
- ② 共生・協働センターの利用者数は増加傾向で、利用内訳もNPO法人、ボランティア団体、自治会などと幅広くなっており、多くの県民に利用されている状況となっている。
- ③ 男女共同参画地域推進員の委嘱により、地域において男女共同参画の推進に取り組む人材が育成された。

#### 〔課題〕

- ① NPO法人等への融資制度については、制度の創設以降、融資件数が伸び悩んでいることから、利用促進を図るため、制度の周知等について検討を行う必要がある。
- ② 県男女共同参画地域推進員については、大隅地域や離島地域に委嘱者が少ないことから、県内全域での取組を進める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 協働の取組による男女共同参画社会づくりを推進するため、引き続き、地域社会の運営や幅広い分野での課題に主体的に取り組んでいる地域の自治会やボランティア、NPO法人等の協働の担い手の活動支援を進める。  
実施に当たっては、各種広報媒体の活用により、制度や取組状況の周知に積極的に

取り組んでいく。

- ② NPO等の地域の多様な主体との連携による、男女共同参画の視点を立てた地域課題解決型の実践活動を促進する。
- ③ 男女共同参画地域推進員制度については、県内全域での取組を進めるため、全市町村での委嘱を目指すとともに、引き続き、地域推進員への情報提供や資質向上のための研修会等を実施する。

#### 4 参考データ

##### 〔協働の担い手の活動の支援や協働の取組促進〕

- 県事業協働化推進事業（企画公募推進事業）の取組事業数

H20	H21	H22	H23	H24
9事業	7事業	8事業	7事業	6事業

- 協働の担い手支援事業（地域協働の仕組みづくり促進事業）の実績

	H20	H21	H22	H23	H24
実施件数 (件)	17	12	15	11	12
助成額 (千円)	8,498	7,184	8,836	7,907	7,812

※H20～H22：地域協働の仕組みづくり事業

※H23～H24：地域協働の仕組みづくり促進事業

- 共生・協働センターの利用実績

	H20	H21	H22	H23	H24
利用者数 (人)	8,188	9,617	10,867	11,693	11,122
利用団体数 (団体)	5,530	5,520	5,357	5,847	5,539

##### 〔男女共同参画を推進する民間活動団体との連携の促進〕

- 基本計画に体系付けられた事業・取組のうち、民間団体等と連携した事例
  - ・女性に対する暴力の問題に関する意識啓発（H20）
  - ・女性の健康支援セミナー（H21）
  - ・男女共同参画の地域づくり協働事業（H23, H24）

##### 〔地域、職場等で男女共同参画を推進する仕組みづくり〕

- 男女共同参画地域推進員委嘱者数  
26市町 76人（平成25年3月31日現在）

## (重点目標11) 市町村との連携

### 1 評価

- 県・市町村が連携を強化し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるため、「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」の開催や市町村への情報提供等が行われた。
- これらの取組等により、市町村において推進体制の整備・充実や、関係施策を推進する上での基本となる市町村男女共同参画計画が、平成25年4月1日現在で28市町村において策定され、また、計画未策定の15町村においても、平成25年度中の策定見込みが11町村、平成26年度の策定予定が4町村となり、平成26年度までに全市町村での策定が見込まれるなど、取組の成果が現れてきている。
- 市町村における男女共同参画計画の策定状況については、第2次基本計画においても全市町村での策定を目標にしており、引き続き、未策定町村に対する重点的な取組支援が課題として挙げられる。
- また、市町村における「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定状況や、配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備状況は十分でないことから、市町村への取組支援が課題として挙げられる。

### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 「市町村との連携」を図るため、引き続き、研修会の開催や情報提供等を通して、市町村の取組への支援に取り組んでいく。
- ② 取組に当たっては、市町村の取組状況を踏まえ、それぞれのニーズに対応できる内容の研修会になるよう留意するとともに、地理的な状況等から研修会への出席がなされない市町村のフォローアップのため、県男女共同参画センターが企画する講座の活用や市町村独自の研修会の開催を促進することも含め、あらゆる機会を通じて研修機会や情報の提供に努めていく。

### 3 目標達成に向けて実施した具体的事例

#### 〔市町村の取組への支援〕

- 「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」の開催に当たっては、計画の策定状況など市町村の取組に濃淡があることから、研修会の中で市町村担当者の意見交換の時間を設け、テーマを計画策定に関するものと、進行管理に関するものに分けて実施するなど、市町村のニーズに対応するよう留意した。
- 計画未策定町村における取組を支援するため、「男女共同参画基本計画策定マニュアル」を作成・配付した。

#### 【参考】事業・取組担当課による一次評価（自己評価）集計結果

- (1) 事業・取組数 1（基本的事業1）
- (2) 集計表
  - ・基本的事業

	評 価			
項 目	A	B	C	D
① 事業・取組は、「重点目標」・「施策の方向」に沿って進捗しているか。	—	1	—	—
② 「重点目標」・「施策の方向」の達成に向けたポイントは、「重点目標」・「施策の方向」の達	—	1	—	—

成に十分、反映されたか。				
③ 事業・取組は、次に掲げる「男女共同参画の基本理念」の実現に貢献できたか。〔複数選択可〕				
1 男女の人権の尊重	—	1	—	—
2 社会における制度又は慣行についての配慮	—	1	—	—
3 政策等の立案及び決定への共同参画	—	1	—	—
4 家庭生活における活動と他の活動の両立	—	—	—	—

## 評価項目11-① 市町村の取組への支援

### 1 施策の取組状況

#### 〔市町村行政担当者に対する研修の実施及び情報の提供〕

- 本県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」を開催し、有識者を講師に招いて研修を実施するほか、県が実施している事業・取組等の説明を行い、取組への協力を求めた。
- 「DVに係る県・市町村行政担当者研修会」において、市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定や、配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備に関する情報提供等を行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 「県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会」の開催や市町村への情報提供等により、男女共同参画計画の策定市町村が着実に増加してきている。(平成25年4月1日現在 策定済：28市町)  
 なお、計画未策定の15町村においても、平成25年度中の策定予定が11町村あり、また、4町村において平成26年度の策定に向けて取り組んでいる。

#### 〔課題〕

- ① 計画未策定市町村（離島など）の研修会への出席率が低いため、フォローアップを図る必要がある。
- ② 市町村における「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の策定や、配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備の促進を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 市町村における推進体制の整備・充実や、関係施策を推進する上で基本となる計画がすべての市町村で策定されるよう、引き続き、研修会の実施や情報提供等を通して働きかけていく。  
 また、市町村における男女共同参画行政の取組を支援し、連携して男女共同参画社会の形成に取り組む。
- ② 取組に当たっては、県が主催する研修会の実施に限らず、県男女共同参画センターが企画する講座の活用や市町村独自の研修会の開催を促進することも含め、あらゆる機会を通じて研修機会や情報の提供に努めていく。

### 4 参考データ

#### 〔市町村行政担当者に対する研修の実施及び情報の提供〕

- 市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況〔数値目標〕

H19	H23	H25	全国平均(H24)	H24目標
20.4%	46.5%	65.1%	68.2%	100%

※各年度4月1日時点

- 市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況

H19	H23	H25	全国平均(H24)
6.1%	14.0%	16.3%	30.1%

※各年度4月1日時点

- 市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定状況  
平成25年4月1日現在 16市町（策定率：37.2%）

- 市町村における配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備状況〔数値目標〕

	H19	H23	H25	H24目標
庁内連絡会議の設置率	8.2%	32.6%	48.8%	100%

※各年度4月1日時点

## Ⅱ 施策の評価（基本目標）

### （基本目標） 男女の人権が尊重される社会の形成

#### 1 県民への人権尊重の理念の浸透のための取組及び浸透度の評価

○ 県男女共同参画推進条例第3条第1項では、「男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。」と規定されている。

また、県男女共同参画基本計画では、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が県民一人一人の意識に深く浸透することを目指して、「男女の人権が尊重される社会の形成」が基本目標に設定されている。

○ このため、県では、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた取組を進めるとともに、男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画社会に関する広報・啓発、学校における男女平等教育、家庭生活・地域社会における男女共同参画を推進する人材の育成と仕組みづくり、行政・教育機関における人材の育成などに取り組んだ。

なお、平成23年度の県民意識調査では、家庭、職場、地域社会、社会通念・慣習・しきたりなどのいずれの分野においても、男女平等であると感じる人の割合が平成19年度の調査時と比べて上昇した。

一方で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方については、肯定的な意見を持つ人が依然として半数以上を占めており、全国の状況と比べて高い状況にある。特に男性や高齢世代においてその割合が高い状況にあり、男女共同参画社会についての理解の浸透の難しさが課題として挙げられる。

○ また、女性も男性も、お互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえることから、県では、「生涯を通じた女性の健康支援」を図るため、女性の健康問題に関する知識の普及・啓発、「女性にやさしい医療機関」等の指定・登録等による性差を考慮した医療環境づくりや、母子保健対策や周産期医療体制の整備、不妊治療の治療費助成の拡充やカウンセリング体制の充実などの取組を推進したほか、女性の健康をおびやかすエイズ・性感染症の予防や薬物乱用・喫煙・飲酒の有害性に関する正しい知識の県民や中高生への普及・啓発、市町村、関係機関・団体との協働による受動喫煙防止対策の取組などを実施した。

これらの取組等により、女性の健康は、妊娠・出産・授乳期に限らず、生涯を通じて重要な課題であるとの認識が普及するとともに、乳がん・子宮がん検診の受診率、周産期死亡率、妊娠11週以内での妊娠届出率、10代の人工妊娠中絶実施率や性感染症の報告数、公共施設等や公共交通機関での禁煙・分煙の取組などにおいて、一定の効果を上げている。

しかしながら、乳がんの死亡率が微増傾向にあること、人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移していること、HIVの感染者・患者数が増加傾向にあること、若い女性の過剰なやせ志向などの課題がある。

また、「生涯を通じた女性の健康支援」に不可欠な「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の考え方が社会全般に十分に普及していないという課題もある。

○ さらに、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上での克服すべき重要な課題として、その根絶に向けて努力を続けていく必要があることから、県では、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に県民の認識を高めるための予防啓発に取り組むとともに、県女性相談センターや県男女共同参画センター、警察等の相談機関においては相談員の資質向上や女性相談員の配置に務めるなど相談・カウンセリング体制の充実に務めた。また、性犯罪被害者への経済的支援など、被害者の精神的・経済的負担軽減に取り組んだ。

特に、「配偶者等からの暴力」については、「県配偶者等からの暴力の防止及び被害

者支援計画」に基づき、県女性相談センターを中核とした県内10か所の配偶者暴力相談支援センター及び警察などと強化を図り、相談、一時保護、自立支援のための情報提供など被害者の支援に取り組んだ。また、「配偶者等からの暴力対策会議」等の開催により、関係機関・団体との連携強化を図った。

この他、セクシュアル・ハラスメント対策として、広報紙等による事業所への啓発や、行政職員及び教育関係者等に対する研修を行うとともに、有害環境浄化対策として、県青少年保護育成条例等に基づき、性や暴力に関する有害な図書、情報から青少年を守るため、有害映画・図書等の指定やインターネットや携帯電話のフィルタリング設定についての普及・啓発などに取り組んだ。

これらの取組により、女性に対する暴力についての社会の認識が高まりつつある一方で、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数、警察における暴力事案の認知件数は依然として高い水準にあり、平成23年度の県民意識調査によると、「配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験」は、女性では35.7%、3人に1人が「あった」と答えており、このうち「何度もあった」と答えた人が15.3%、7人に1人となっていることから、女性に対する暴力への取組は未だ十分とは言えない状況にある。

## 2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が県民一人一人の意識に深く浸透することを目指して、引き続き、男女共同参画社会に関する広報・啓発や学校における男女平等教育、行政・教育機関における人材の育成など、男女の地位の不平等感の解消に努めることとする。

特に、男女共同参画についての男性の意識が低いことから、男女共同参画社会が多様な生き方を尊重しすべての人があらゆる場面で活躍できる社会であり男性にとっても暮らしやすい社会であるという男性の視点から捉えるとともに、長時間労働の見直しや直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけを検討する。

- ② 子どもを産む・産まないにかかわらず、女性には、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題があることから、女性の健康問題に関する知識の普及・啓発や性差を考慮した医療環境づくり、健康診査・検診を受診しやすい環境の整備、母子保健対策、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策、食育、スポーツ活動を推進していく。また、女性の健康をおびやかすエイズや性感染症に対する予防啓発や相談・検査・治療体制の充実を図り、薬物乱用・喫煙・飲酒に対する教育普及や情報提供、受動喫煙対策を徹底するとともに、学校において家庭・地域と連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。

なお、取組にあたっては、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に配慮し、社会全体にこの考え方が認識されるよう普及啓発を図っていく。

- ③ 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、引き続き、民間団体等との協働による普及啓発、若年層を対象とする予防啓発を行うとともに、相談員等の資質向上や相談窓口の周知を図っていく。また、配偶者等からの暴力については、関係機関が連携し、相談から保護、自立支援に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を行っていく。

また、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業所への啓発、性犯罪等の被害者が安心して相談・届出ができる環境づくり・捜査体制の強化、青少年を取り巻く有害環境の浄化、人権に配慮したメディアの自主的取組の促進など、女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、社会的認識の徹底や暴力の形態に応じた幅広い取組を推進していく。

## (基本目標) 男女共同参画社会を実現する地域環境の創造

### 1 家庭・学校・職場・地域社会における環境整備の進捗度及び取組の評価

#### 〔家庭〕

- 家庭生活における男女共同参画の促進のため、県男女共同参画センターでは、各種講座の開催や、「男女共同参画週間（7月25日～31日）」を中心に各種啓発事業を集中的に実施したほか、情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行や、男女共同参画に関する図書やビデオの収集・整備、県民への貸出を実施するなど、「県男女共同参画センターにおける講演会や情報誌等による啓発の推進」が図られた。
- 家庭教育に関する取組への支援としては、家庭教育の重要性や、社会総がかりで家庭教育を支援していこうとする気運の醸成を図るために、家庭教育に関するセミナーの開催や啓発リーフレットの作成・配布などを実施した。
- 平成22年度に「育児の日」を制定し、父親の家事・育児参加や、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られた。
- この他、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や地域で支援する仕組みづくりの促進、介護保険制度の着実な推進を図り、男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境整備の促進に取り組んだ。
- 平成23年度の県民意識調査では、家庭の中で男女平等と感じる人の割合は38.6%と、前回（平成19年度）調査と比較して4.0ポイント上昇している。

#### 〔学校〕

- 学校における男女平等教育の推進のため、道徳教育総合支援事業や県男女共同参画センターによる「学校への男女共同参画お届けセミナー」などが実施され、「学校教育全体を通じ、人権尊重を基盤とし、各人の持つ能力や個性を生かし主体的に生きることができる教育の充実」が図られた。
- また、多様な生き方の選択と自立を支援する学習・相談機能の充実のため、キャリア教育やインターンシップが推進されるなど、「生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成」が図られた。
- さらに、教育機関における人材の育成のため、各階層（管理職、採用2年目など）での研修や、指導主事等を対象とした人権教育研修など、「教育関係者に対する研修の実施」が図られた。
- 平成23年度の県民意識調査では、学校教育の中で男女平等と感じる人の割合は64.4%と、前回（平成19年度）調査と比較して5.0ポイント上昇している。

#### 〔職場〕

- 職場における男女共同参画の取組を促進するため、県男女共同参画センターでは、事業所への男女共同参画お届けセミナーや出前講座を実施したほか、地域や職場における男女共同参画の推進役となる人材を養成するため、男女共同参画基礎講座等を実施するなど、「県男女共同参画センターのセミナー、講座等による人材の育成」が図られた。  
平成23年度の県民意識調査では、職場の中で男女平等と感じる人の割合は27.6%と、前回（平成19年度）調査と比較して6.9ポイント上昇するなど、職場における男女平等に関する意識の浸透については一定の成果がみられたものの、依然として男女の不平等感が残っている状況にある。
- 農林水産業における男女共同参画の促進に当たっては、農林水産業に従事する女性が、経営や地域づくりの担い手として明確に位置付けられ、能力を十分に発揮・活用できる環境づくりを推進した。  
これらの取組等により、女性農業経営士の認定者数や家族経営協定の締結数が概ね目標を達成したほか、平成22年度には初めて女性の漁業士が誕生するなどの成果があが

った。

また、商工業の自営業等における男女共同参画の促進に当たっては、自営業や中小零細企業において、女性の適正な労働環境の整備が図られるよう、法令・制度の普及・啓発や、商工会等における女性部の組織強化と部員の資質向上を図った。

しかしながら、農協や商工会等の団体役員や、農業委員における女性の登用が依然として進まないなど、団体等における女性の参画を図ることが課題として挙げられる。

- 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進に当たっては、労働関係法令や諸制度についての普及・啓発、再就職等に関する情報の提供、事業所等における仕事と家庭の両立支援の取組の促進、各種保育対策の促進及び育児に関する相談支援、母子家庭の母等の就業支援及び自立の支援などの取組が実施された。

これらの取組等により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の普及・啓発が図られ、育児休業制度の利用率の上昇等に繋がるとともに、「かごしま子育て応援企業」の登録企業数が増加するなど、仕事と生活の調和を図るための環境づくりに一定の成果がみられた。

一方で、平成23年度の県民意識調査においては、「仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方」について、現実に比べ、いずれも優先したいと望んでいる人が多くなっていることや、また、男性の育児休業取得者が依然として非常に低い水準に止まっていることなどから、意識の浸透に対して、現状はまだ十分に進んでいるとはいえない状況にあることが課題として挙げられる。

#### 〔地域社会〕

- 地域社会における男女共同参画の促進のため、県男女共同参画センターでは、各種講座の開催や、「男女共同参画週間（7月25日～31日）」を中心に各種啓発事業を集中的に実施したほか、情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」の発行や、男女共同参画に関する図書やビデオの収集・整備、県民への貸出を実施するなど、「県男女共同参画センターにおける講演会や情報誌等による啓発の推進」が図られた。

- 平成20年度には、地域で男女共同参画を推進していく仕組みとして、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「県男女共同参画地域推進員」制度を設置し、平成25年3月31日現在で26市町において76名が委嘱されている。

平成23年度の県民意識調査では、地域社会の中で男女平等と感じる人の割合は29.6%と、前回（平成19年度）調査と比較して5.0ポイント上昇するなど、地域社会における男女平等に関する意識の浸透については一定の成果がみられたものの、依然として男女の不平等感が残っている状況にある。

- また、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や地域で支援する仕組みづくりの促進、介護保険制度の着実な推進を図り、男女がともに介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境整備の促進に取り組んだ。

一方で、高齢単身女性の高い相対的貧困率に現れているように高齢期の経済的基盤が脆弱であることや、家族や地域の支えが弱まっていることが例えば高齢男性の地域における孤立につながっているなど、高齢者が自立できる環境整備には依然として課題が多い。

- この他、地域において男女共同参画社会に関する意識の啓発を図り、地域の方針決定過程に女性の参画が促進されるような環境を育むとともに、防災・災害復興の分野における男女共同参画の促進、国際交流における男女共同参画の促進など、男女共同参画の視点に立った地域づくりの促進に取り組んだ。

公共的団体や自治会組織における女性の参画は依然として進んでいないことから、このような状況を改善するための住民への意識啓発など、実効性のある取組を実施することが課題として挙げられる。

#### 〔その他〕

- 様々な分野で女性の参画は進んできているものの、政策・方針決定過程における女性の数はいまだ少なく、女性の意思を十分に反映できる状況にあるとはいえないことから、審議会等への女性委員の登用促進や、県、市町村における女性職員の登用促進を図るとともに、社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画が促進されるよう、人材の育成や現状の調査・情報の提供に努めた。

これらの取組等により、特に県の審議会等における女性委員の登用率は、基本計画に

定める目標を概ね達成し、一定の成果をあげている。

しかしながら、県や市町村の職員、教職員における管理職に占める女性の割合など、分野によっては依然として全国平均と比較して低い状況にあることから、実効性のある取組の実施が課題として挙げられる。

## 2 今後の方向性、検討事項

- ① 男女共同参画を推進するためには、県民一人一人が男女共同参画社会に関する正しい理解を深め、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる分野において男女が自らの意思により対等な構成員として参画していくことが大切であることから、引き続き、広報活動や学習機会の提供等を通じて、その普及、浸透を図っていくこととする。
- ② 取組に当たっては、男女共同参画社会は多様な生き方を尊重し、全ての人々があらゆる場面で活躍できる社会であることを踏まえ、人生のそれぞれの段階において、生涯を通じたきめ細やかな支援を行っていく必要があるが、特に、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、市町村、関係機関・団体等との連携により、地域に根ざした身近な情報発信に努めていく。  
また、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めていく。
- ③ 職場において依然として男女の不平等感が残っていること、社会の様々な分野における意思決定過程への女性の参画が進んでいないこと、母子家庭の母等の就業や男性の育児休業取得など仕事と家庭の調和を図るための環境づくりが取組はなされているものの十分に進んでいないことなど、職場や仕事に関する課題について、実効性のある取組を進めていく。
- ④ 男女共同参画の学習について中心的機能を有する県男女共同参画センターにおいては、遠隔地における男女共同参画に関する学習機会の確保に努めていく。

### Ⅲ システムの評価（県の推進体制）

#### ◆ 推進体制の充実度

##### 1 評価

- 基本計画を推進するに当たっては、副知事を本部長とする県男女共同参画推進本部会議や、県男女共同参画審議会を開催等により、関連施策の進行管理や基本計画の総合的評価の枠組み等が決定されたほか、基本計画に記載されている数値目標の進捗状況の把握や男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応など、県全体で総合的かつ計画的に取り組を進めることができた。
- また、関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対する研修の実施や、啓発資料の配布等により、庁内での男女共同参画に対する理解の浸透が図られた。
- 男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センターにおいては、男女共同参画に関する広報・啓発や情報の収集・提供、学習の場の提供を行ったほか、県内各地域で男女共同参画を推進する人材の育成、男女共同参画社会の形成を阻害する行為に関する相談の実施などに取り組んだ。
- これらの推進体制を充実・強化するための取組等の実施により、基本計画に盛り込まれた施策の着実な推進が図られ、県、市町村、県民等が一体となって協働による取組を進めることができた。

##### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 男女共同参画社会の形成には、各重点目標において述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要である。  
また、県の施策のみならず、市町村や民間団体等が連携して県全体で取組を推進していくことが重要である。
- ② 取組に当たっては、県男女共同参画推進本部を中心とした推進体制の強化を図るとともに、男女共同参画を推進する総合的施設である県男女共同参画センター機能の充実を図っていく。
- ③ 男女共同参画の推進に関する施策に関する申出への対応については、今後とも制度の周知を図るとともに、関係部局と連携を図りながら適切な処理に努めることとする。
- ④ 第2次基本計画において設定した数値目標の進捗状況について適切に把握するとともに、数値目標が達成されるよう更なる取組を進めていく。

##### 3 推進体制の充実のための具体的事例

- 関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対する男女共同参画行政担当者等研修会での研修や、啓発資料の配布等により、男女共同参画に対する理解の浸透を図った。
- 県男女共同参画センターによる「学校へのお届けセミナー」や大学生による「デートDV防止ワークショップ」を実施するなど、若年層に対する啓発に配慮した。
- 県男女共同参画センターにおいては、小学生を対象とした旗作りワークショップや男性を対象としたワーク・ライフ・バランス向上セミナー、介護者支援セミナーなど、センター事業への参加が少ない男性や若い世代等をターゲットとした事業を企画した。
- 県男女共同参画センターにおいては、「学校へのお届けセミナー」の拡充や、遠隔地での地域講座の実施など、センター外での講座の充実を図った。

- 県男女共同参画センターでは、防災や農業等関係政策をテーマにした講座の開催や情報紙の発行に、所管課や関係機関・団体と連携して取り組んだ。
- 基本計画に基づく関連施策の取組を総合的に点検・評価するため、平成20年度に男女共同参画審議会に専門部会（男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会）を設置し、評価の枠組みや視点を明確にした。
- 平成25年3月に策定した第2次基本計画において、体系に沿った33項目（前基本計画20項目）の数値目標を設定した。

## ■評価項目ごと（県の推進体制）の評価

### 評価項目 男女共同参画推進本部等庁内の推進体制

#### 1 取組状況

- 男女共同参画を推進するため、副知事を本部長とする鹿児島県男女共同参画推進本部を設置しており、毎年度、本部会議等を開催した。
- 関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員に対しては、男女共同参画行政担当者等研修会での研修や、啓発資料の配布等を行った。
- 基本計画の数値目標（県の審議会等への女性委員の登用率）の達成に向け、委員改選の際に、女性委員の登用が図られるよう推進員が意見を付すなど適切な進行管理を行った。

#### 2 成果と課題

##### 〔成果〕

- ① 男女共同参画推進本部会議等の開催により、男女共同参画に関する施策について、関係部局相互間の連絡調整や、関連施策の総合的かつ計画的な推進が図られた。
- ② 男女共同参画推進本部推進員の研修会への参加等により、推進員の男女共同参画に関する理解が深まり、意識の浸透が図られたことで、連携して男女共同参画の推進に関する取組を進めることができた。

##### 〔課題〕

- ① 関連施策の関与度の濃淡により、担当課(室)の職員の意識にも温度差がみられることから、男女共同参画に関する理解の浸透が更に図られるような連携の取組を検討する必要がある。

#### 3 今後の方向性

- ① 基本計画の推進に当たっては、有識者等による鹿児島県男女共同参画審議会の意見や提言をはじめ、県民の意向を尊重しながら、引き続き、副知事を本部長とする鹿児島県男女共同参画推進本部を中心に、県全体で総合的かつ計画的な取組を進めていくこととする。  
また、今後とも関係課等に設置している男女共同参画推進本部推進員と連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する取組を進めていく。

#### 4 参考データ

##### ○ 男女共同参画推進本部推進員との連携・活用状況

##### ① 会議等の開催状況

	H20	H21	H22	H23	H24
推進員会議	1回	1回	1回	1回	1回
行政担当者等研修会	1回	1回	1回	1回	1回

##### ② 審議会等委員の改選時における女性委員登用に関する意見調整

##### ○ 男女共同参画推進本部の幹事会議、本部会議での協議状況

	H20	H21	H22	H23	H24
幹事会議	2回	1回	1回	0回	3回
本部会議	1回	1回	1回	1回	2回



## 評価項目 男女共同参画関連施策に対する県民等からの申出への対応

### 1 取組状況

- 県民の声を男女共同参画社会づくりに活かすため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、「県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画に関する県の施策に対する申出処理要領」に基づき、県民及び民間団体からの申出を受けた。
- 県民からの申出については、関係部局と連携を図りながら、適切に処理を行い、県ホームページで公表するとともに、県男女共同参画審議会で報告した。
- 制度の概要について、県のホームページに掲載し、周知を行った。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策への申出に対する県の考えや対応を申出者に回答し、県ホームページに掲載することにより、申出者及び県民の男女共同参画についての理解を促進することができた。
- ② 申出により、施策に反映された例があった。

#### 〔課題〕

- ① 制度の創設から時間が経過し、平成21年度以降、1件しか申出がない。

### 3 今後の方向性

- ① 申出については、今後とも当制度の周知を図るとともに、関係部局と連携を図りながら適切な処理に努めていく。

### 4 参考データ

#### ○ 申出処理件数

H20	H21	H22	H23	H24
6件	0件	1件	0件	0件

#### ○ 申出の内容

##### 〔平成20年度〕

- ・鹿児島市交通局のセクハラ問題について（1件）
- ・女性の管理職登用について（1件）
- ・「青少年男女共同参画課」の名称変更について（4件）

##### 〔平成22年度〕

- ・第3次男女共同参画基本計画（性差という言葉）について（1件）

## 評価項目 数値目標の設定

### 1 取組状況

- 基本計画においては3項目の数値目標を設定しているが、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合」及び「男女共同参画計画の策定市町村の割合」については、研修会などあらゆる機会を捉えて市町村に対する働きかけを行った。  
また、「県の審議会等への女性委員の登用率」については、女性委員登用促進要領に基づき、全庁的に取り組んだ。
- 関連施策・事業の数値目標等として基本計画に記載している17項目については、所管課と連携し、進捗状況を把握した。  
また、目標値の年度が基本計画と異なるものについては、それぞれの計画の目標年度終了時に新たな目標値を設定した。
- 平成25年3月に策定した第2次基本計画において、体系に沿った33項目（前基本計画20項目）の数値目標を設定した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 基本計画において設定した3項目の数値目標は、達成はできなかったものの、着実に進捗が図られた。
- ② 関連施策・事業の数値目標等17項目については、10項目において数値目標等が達成され、数値に変化のなかった1項目を除き、全てで進捗が図られた。
- ③ 数値目標の達成に向けた女性委員登用促進要領に基づく取組により、全庁的に審議会等委員への女性の登用に関する意識の浸透が図られた。

#### 〔課題〕

- ① 第2次基本計画において設定した数値目標が達成されるよう、市町村への働きかけ等、更なる取組を進めていく必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女共同参画の施策の推進を図り、その進捗状況を把握するため、今後とも、数値目標の達成に向けた取組を進めていく。
- ② 第2次基本計画において取り組むこととしている具体的施策で、他の計画等において数値目標等が設定されている20項目については、引き続き、所管課において目標の達成に向けた取組を進めていくとともに、その進捗状況の把握に努めていく。
- ③ 目標値の年度が基本計画と異なるものについては、所管課と連携を図りながら、それぞれの計画の目標年度終了時に新たな目標値の設定を行うこととする。

### 4 参考データ

○ 数値目標を設定した3項目及び他の計画の17の数値目標、達成度

#### ①数値目標

項 目	策定時	実績	目標値	
	19.4.1現在	25.4.1現在	数値	年度
配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援のための庁内連絡体制を整えた市町村の割合	8.2%	48.8%	100%	24
県の審議会等への女性委員の登用率	31.7%	34.4%	35%	24

★1

男女共同参画計画の策定市町村の割合	20.4%	65.1%	100%	24
-------------------	-------	-------	------	----

(注) ★1はH25年3月31日現在の数値

②関連施策・事業の数値目標等

項目	策定時	実績	目標値	
	平成18年度	平成24年度	数値	年度
女性にやさしい医療機関の指定数 (※1)	35機関	60機関	50機関以上	22
女性の健康サポート薬局の指定数 (※1)	—	28店舗	35薬局以上	22
子宮がん検診受診率(※2)	17.4%	21.5% ★2	30%以上	24
乳がん検診受診率(※2)	18.4%	26.4% ★2	30%以上	24
妊娠11週以内での妊娠の届出率(※3)	62.2%	86.6% ★2	90%	24
10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対)(※3)	8.9	7.4	減少させる	24
10代の性感染症(性器クラミジア感染症, 淋菌感染症, 尖圭コンジローマ, 性器ヘルペスウイルス感染症)の報告数(1定点医療機関あたり)(※3)	7.1	5.00 ★3	減少させる	24
薬物乱用防止教室の実施率(小・中・高校)(※3)	75.7%	79.3%	75%	24
女性農業経営士の認定者数 (※4)	247人	355人	330人	22
家族経営協定締結数(※4)	1,190戸	1,770戸	1,600戸	22
女性の認定農業者数(※4)	379人	524人	600人	22
一時預かりの実施箇所数 (※3)	97箇所	106箇所	132箇所	24
地域子育て支援拠点の設置箇所数 (※3)	58箇所	74箇所	73箇所	24
休日保育の実施箇所数(※3)	24箇所	24箇所	45箇所	24
放課後児童クラブの設置数 (※3)	212箇所	295箇所	295箇所	24
母親クラブの設置数(※3)	22箇所	35箇所	32箇所	24
ファミリー・サポート・センターの設置箇所数(※3)	5箇所	10箇所	10箇所	24

(注) ★2はH23年度の数値

★3はH24年(1～12月)の数値

※ 数値目標等が設定されている計画等

※1 「健康かごしま21」

※2 「鹿児島県がん対策推進計画」

※3 「かごしま子ども未来プラン」(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)

・10代の性感染症の策定時の数値は, 性器クラミジアと淋菌感染症の合計で, 尖圭コンジローマと性器ヘルペスウイルス感染症は含まない。

・薬物乱用教室の策定時の数値は, 中学校と高校の合計で, 小学校は含まない。

・「地域子育て支援拠点の設置箇所数」の策定時の数値は, センター型のみで, ひろば型及び児童館型を含まない。

・「一時預かりの実施箇所数」の策定時の項目名は, 「一時保育の実施箇所数」である。

※4 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

## 評価項目 関連施策の進行管理

### 1 取組状況

- 基本計画に基づく関連施策の進行管理は、毎年度、関係各課(室)から提出された進行管理票を男女共同参画室において取りまとめ、県男女共同参画審議会による調査審議を経て、県男女共同参画推進本部において行った。  
また、結果については、年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」の一部として編集し、県ホームページ上で公表した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 「男女共同参画の視点」を踏まえた進行管理を行うことを通じて、事業・取組を担当する関係課(室)の男女共同参画についての理解の浸透が図られた。

#### 〔課題〕

- ② 「男女共同参画の視点」を踏まえた第2次基本計画の内容について研修等を行い、事業・取組の担当課(室)への更なる理解の浸透を図る必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 第2次基本計画に基づく関連施策の進行管理については、「男女共同参画の視点」を踏まえ、引き続き、県男女共同参画審議会による調査審議を踏まえた上で、県男女共同参画推進本部において行っていくこととする。
- ② その結果については、今後とも県ホームページ上で公表し、県民等への情報提供を行っていくとともに、施策の推進に努めていく。

### 4 参考データ

- 結果とりまとめまでのプロセス
  - ①関係各課(室)による「男女共同参画の視点」に沿った進行管理票作成
  - ②男女共同参画室における取りまとめ
  - ③男女共同参画審議会（専門部会での協議含む）での調査審議
  - ④男女共同参画推進本部（幹事会、推進員会での協議含む）の承認
  - ⑤結果の公表
- 結果公表の状況
  - ・年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」の一部として編集し、県ホームページ上で公表

評価項目 計画の総合的評価

1 取組状況

- 基本計画の総合的評価については、平成20年度に設置された県男女共同参画審議会専門部会（男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会）によって、平成21年度には進行管理の考え方及び方法（進行管理票の様式等）が、平成22年度には総合的評価の流れ及び方法（自己評価票の様式等）が審議された後、それぞれ県男女共同参画審議会を経て県男女共同参画推進本部会議で承認され、毎年度進行管理を行うこと、平成23年度に中間評価、平成25年度に総括を行うこと等が決定した。

2 成果と課題

〔成果〕

- ① 専門部会の設置等により基本計画の進行管理や総合的評価の枠組み等が明確にされたことで、関連施策の取組を「男女共同参画の視点」に沿って効率的に点検・評価することが可能となった。
- ② 平成23年度の中間評価により課題等を抽出し、第2次基本計画に反映させることができた。特に、緊要な課題解決に向けて重点的、集中的、部局横断的に推進すべき6つの取組を「戦略的取組」と位置付けた。

〔課題〕

- ① 第2次基本計画における進行管理や総合的評価の枠組み等を確認する必要がある。

3 今後の方向性

- ① 引き続き、第2次基本計画の進行管理等を行い、関連施策の取組の総合的な点検・評価に努めていく。
- ② 総括評価により抽出した課題等について、今後の関連施策の取組に反映する。特に、第2次基本計画において「戦略的取組」として位置付けた施策については、関係部局間の連携を十分にとりながら、取組を進めていく。

4 参考データ

○ 評価の枠組み等の検討プロセス

平成20年度	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理及び総合的評価の考え方</li> </ul> <p>-----</p> <p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会（3月）</li> </ul>
平成21年度	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理の考え方及び方法（進行管理票の様式等）</li> </ul> <p>-----</p> <p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会（8月）</li> <li>・ 男女共同参画推進本部推進員会議（9月）</li> <li>・ 男女共同参画推進本部幹事会議（10月）</li> <li>・ 男女共同参画審議会（10月）</li> <li>・ 男女共同参画推進本部会議（11月）</li> </ul>
平成22年度	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的評価の流れ及び様式等（自己評価票の様式等）</li> </ul> <p>-----</p> <p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会（6月）</li> <li>・ 男女共同参画推進本部推進員会議（7月）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部幹事会議（8月）</li> <li>・男女共同参画審議会（8月）</li> <li>・男女共同参画推進本部会議（9月）</li> </ul>
平成23年度	<p>【協議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県男女共同参画基本計画の中間評価</li> </ul> <p>-----</p> <p>【開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部推進員会議（11月）</li> <li>・男女共同参画関連施策評価のあり方検討部会（11月）</li> <li>・男女共同参画推進本部幹事会議（12月）</li> <li>・男女共同参画審議会（1月）</li> <li>・男女共同参画推進本部会議（2月）</li> </ul>

## 1 取組状況

### 〔男女共同参画に関する広報・啓発、人材育成〕

- 「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした事業をはじめ、各種講座やワークショップ、キャンペーン等の実施により県民の意識啓発を図った。

また、「学校へのお届けセミナー」や大学生による「デートDV防止ワークショップ」など若年層に対する啓発や、男性を取り巻く課題に焦点を当てた講座等の実施に取り組んだ。

- 「男女共同参画基礎講座」や「男女共同参画地域協働推進講座」、「センターサポーター養成講座」等を開催し、「男女共同参画地域推進員」など地域で男女共同参画の推進役となる人材を養成した。

- 女性のキャリアアップや再就職を支援するため、「女性の働き方講座」等を開催し、就業に必要な知識やスキルの習得、職域を越えた情報交換や仲間づくりの機会を提供した。

### 〔相談〕

- 男女共同参画社会の形成を阻害する行為等に関する悩みや問題を抱える県民を支援するため、男女共同参画相談員が対応する一般相談（電話相談・面接相談）及び弁護士、精神科医等が対応する専門相談を実施した。

また、県配偶者暴力相談支援センターとして、被害者の相談対応・支援を行い、相談員の資質向上のための研修等を実施した。

### 〔男女共同参画に関する情報の収集・提供〕

- 男女共同参画に関する国や県の動向、県男女共同参画センターの事業及び民間団体の取組等を掲載した情報紙「鹿児島県男女共同参画センターだより」を発行し、公共機関、学校、企業等に配布した。また、男女共同参画に関する図書やビデオを収集・整備し、男女共同参画サロン（かごしま県民交流センター1階）において、県民への閲覧、貸出に供した。

- 防災や農業等関係政策をテーマにした講座の開催や情報紙の発行に、所管課や関係機関・団体と連携して取り組んだ。

### 〔民間団体との協働・支援〕

- 男女共同参画の推進に取り組む民間団体や県男女共同参画センターで養成した人材等とセンター事業を協働で実施したほか、それらの地域での活動を支援した。

## 2 成果と課題

### 〔成果〕

- ① 男女共同参画週間事業の実施などにより、男女共同参画の理解が広がり・深まるとともに、男女共同参画地域推進員をはじめ、男女共同参画の推進役となる人材が養成されたほか、事業を協働で実施する自主的なグループが誕生した。（平成23年度の県民意識調査では、県男女共同参画センターの認知・利用経験が増加した。）

- ② 若者向けの啓発活動により、大学生をはじめ若年男女、小学生やその保護者などの参加者が増加し、多様な県民の参加が促進され、若者の意識が高まった。

- ③ 県男女共同参画センターから遠隔地においても、男女共同参画についての関心が高まったほか、県地域推進員が誕生した。

- ④ 各種施策における男女共同参画の視点の必要性について理解が深まった。

- ⑤ 相談者及び相談に携わる者の中で、DVその他問題や悩みの軽減や解決にジェンダーに敏感な視点が必要であることの理解が深まった。
- ⑥ 県女性相談センター、鹿児島市男女共同参画センターとの連携強化を目的に「3センター相談業務連絡会議」を設置し、合同研修会や意見交換を実施した。
- ⑦ 民間団体との協働事業により、連携・協力関係が強まった。

【課題】

- ① 男女共同参画に関する県民の理解は十分とは言えず、男性や若年層、事業者、労働者等多様な主体別・ニーズ別の意識啓発や学習機会の提供を量的にも充実させる必要がある。(平成23年度の県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方)について、肯定的な意見を持つ人が52.9%)
- ② 地域における男女共同参画を推進するため、地域課題解決型の実践活動を支援する必要がある。
- ③ 学生、新卒者、中堅、シングルマザー等の対象別、再就職、キャリアアップ、技能習得、相談対応等のニーズ別で就労支援の取組を充実させる必要がある。(平成23年度に実施した県民意識調査で、県男女共同参画センターに最も期待する役割が「女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための講座の開催」(25.0%)
- ④ DV等の相談に係わる、あるいは係わる可能性のある者のジェンダー視点を立てた相談スキルを向上させる必要がある。
- ⑤ 県男女共同参画センターから遠隔地に住むためセンターの利用が困難な県民への学習機会の提供に配慮する必要がある。
- ⑥ 県民や各種団体の男女共同参画に対する理解を深めたいというニーズや啓発活動に活用したいというニーズに応えられるよう、図書、DVD、関連情報を整備・充実させる必要がある。
- ⑦ 男女共同参画推進のための活動への参加を促進したり、女性の登用を促進するため、女性人材や男女共同参画の推進に取り組む民間団体等の育成・活用を図るとともに、それらの各種情報を収集・整備する必要がある。
- ⑧ 効果的な事業実施のために、民間団体との連携・協働を一層強化する必要がある。
- ⑨ 行政の様々なテーマを取り上げ、各種施策に男女共同参画の視点を横串で通すことの必要性についての理解を庁内及び関係機関・団体等に深める必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女共同参画を推進する活動拠点施設として、県民の男女共同参画に関する理解を促進するための広報啓発や情報提供、各地域で男女共同参画を推進する人材や団体の育成・支援、女性の就労支援、男女共同参画を阻害する行為等に対する相談対応の充実など、引き続き多様な機能の一層の充実に取り組む。  
特に、男女共同参画週間事業などの啓発事業については量的拡大が求められており、機能充実について重点的に検討する必要がある。
- ② 事業所や大学等学校との連携を深め、男性や若年層の男女共同参画の理解促進を図る。
- ③ 市町村や男女共同参画を推進する民間団体、県男女共同参画地域推進員との連携・協働により、男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進を図る。
- ④ 県女性相談センター、鹿児島市男女共同参画センターをはじめ関係機関との連携を強化し、県内の相談体制の強化を図る。

- ⑤ 県男女共同参画センターの情報が県民各層に届くように、ITを活用した広報を推進する。
- ⑥ 県男女共同参画センターから遠隔の市町村と連携しながら、当該地域での講座の継続・拡充を行う。
- ⑦ 各種機関・団体や事業所等幅広い対象に男女共同参画推進を働きかける取組を行う。

#### 4 参考データ

○ 男女共同参画基本計画を推進する事業展開状況	
① 広報啓発・人材育成	
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間事業（フォーラム） <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演</li> <li>・ワークショップ</li> <li>・男女共同参画教育フォーラム など</li> </ul> </li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン</li> <li>○男女共同参画基礎講座</li> <li>○男女共同参画地域講座（屋久町）</li> <li>○男女共同参画地域協働推進講座（北薩）</li> <li>○女性に対する暴力の問題に関する講演会</li> <li>○職場、学校等への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○センターサポーター養成講座</li> <li>○女性のチャレンジ支援講座</li> </ul>
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー</li> <li>・パネル展示 など</li> </ul> </li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン</li> <li>○「仕事と生活の調和」のための講演会・ワークショップ</li> <li>○男女共同参画基礎講座</li> <li>○男女共同参画地域講座（和泊町）</li> <li>○男女共同参画地域協働推進講座（始良・伊佐，熊毛，大隅）</li> <li>○女性に対する暴力の問題に関する講演会・ワークショップ</li> <li>○学校への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○大学サークルによるワークショップ</li> <li>○女性のチャレンジ支援講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアップ支援セミナー</li> <li>・再就職支援セミナー</li> <li>・企業の管理職等との情報交換会</li> </ul> </li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ など</li> </ul> </li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン</li> <li>○「イクメン！カジダン！新九州男児写真展」</li> <li>○男女共同参画基礎講座</li> <li>○男女共同参画地域講座（中種子町）</li> <li>○男女共同参画地域協働推進講座（鹿児島，南薩，大島）</li> <li>○男女共同参画防災セミナー</li> <li>○暴力被害者支援セミナー</li> <li>○事業所への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○学校への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○大学サークルによるワークショップ</li> <li>○センターサポーター養成講座</li> <li>○女性の就労支援講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の働き方講座</li> </ul> </li> <li>○協力活動団体情報交換会</li> </ul>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ，セミナー など</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン</li> <li>○男性のための地域デビュー講座</li> <li>○男女共同参画基礎講座</li> <li>○男女共同参画地域講座（喜界町）</li> <li>○男女共同参画地域協働推進講座（徳之島，大隅）</li> <li>○男女共同参画防災セミナー</li> <li>○暴力被害者支援セミナー</li> <li>○事業所向け男女共同参画セミナー</li> <li>○学校への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○大学サークルによるワークショップ</li> <li>○センターサポーター養成講座</li> <li>○地方自治を担う女性のエンパワメントセミナー</li> <li>○女性の働き方講座</li> <li>○協働・連携団体意見交換会</li> <li>○男女共同参画地域づくり協働事業</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画週間事業</li> <li>・ワークショップ，セミナー など</li> <li>○「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン</li> <li>○男性の生き方・働き方塾</li> <li>○男性介護者支援セミナー</li> <li>○男女共同参画基礎講座</li> <li>○男女共同参画地域協働推進講座（沖永良部，大隅）</li> <li>○DV被害者を支援する相談員等スキルアップ研修会</li> <li>○事業所向け男女共同参画セミナー</li> <li>○学校への男女共同参画お届けセミナー</li> <li>○大学サークルによるワークショップ</li> <li>○センターサポーター養成講座</li> <li>○女性の働き方講座</li> <li>○協働・連携団体意見交換会</li> <li>○男女共同参画地域づくり協働事業</li> </ul>

② 相談

- 男女共同参画相談員による一般相談
- 弁護士・医師等による専門相談
- 相談員資質向上
  - ・スーパービジョン 等相談員研修
  - ・相談業務研修会
- 若者を対象とした 相談窓口の開設
- 3センター相談業務連絡会議（平成23年度～）

③ 情報提供

- 県男女共同参画センターだよりの発行  
（平成20～22年度 11,000部×2回，平成23年度～ 12,000部×2回）
- 書籍等の購入・貸出

- 事業の参加者へのアンケート  
講座受講者にアンケートをとっているが，どの講座も満足度が高い。
- 協力活動団体情報交換会における参加団体からの意見
  - ・受託した事業の委託料が低額で事業実施が困難
  - ・事業成果の検証結果を共有したい。
  - ・若年層や男性の参加者が増えた。また，30～40代は相談者に占める割合が高いものの，講座参加者は少ない
  - ・マスコミを活用した情報発信は行われているが，ITの活用による情報発信が必要
- 県男女共同参画センターの認知・利用経験（県民意識調査）  
※「知っている，利用したことがある」と答えた人の割合

	H19	H23
「意識啓発・人材育成事業（セミナーや講座，イベント，展示等）」について	31.6%注① 27.6%注②	30.7%

「相談事業（電話相談・面接相談等）」 について	27.8%	31.6%
「情報提供事業（センターだより，図書 等）」について	26.0%	28.1%

注) ①フォーラムや講演会など ②人材育成の研修，講座等

- センターと男女共同参画室との連携状況
  - 男女共同参画室は庁内関係各課との総合調整による男女共同参画基本計画及びDV計画の策定と進行管理，男女共同参画施策の推進を行うほか，国との連絡調整，市町村の取組支援を行い，センターはそれら計画に基づき，必要に応じて関係各課と連携して県民を対象とした各種事業を実施している。
- センターとNPO，団体，市町村との連携状況
  - ① 協力活動団体情報交換会の開催
  - ② 民間団体とのセンター事業の協働実施
    - ・男女共同参画週間事業
    - ・女性の働き方講座
    - ・デートDV防止セミナー
    - ・高校生のためのピアサポーター養成講座
    - ・暴力被害者支援セミナー
    - ・事業所への男女共同参画お届けセミナー
    - ・若者を対象とした相談窓口の開設
  - ③ センターサポーターの協力による事業実施
  - ④ 民間団体，男女共同参画地域推進員等の活動支援
- センター事業成果の施策への反映状況
  - ・総合行政の視点に立った事業を平成22年度から実施している。今後，施策に反映できる事業を実施していく。
  - ・市町村防災計画等に男女共同参画の視点を立てることや防災分野の女性の登用を促進する。
- 相談事業のその他事業や施策への反映状況
  - ・男女共同参画週間事業やデートDV防止セミナーをはじめ各種事業・講座の内容に反映
  - ・情報紙（常設コーナー「相談室から」）の掲載記事に反映
  - ・関係機関相談担当者を対象とした各種研修会の内容に反映させたり，連携会議の意見交換で活用
  - ・DV計画改定や啓発資料改訂の内容に反映

## Ⅳ システムの評価（協働による男女共同参画社会づくりの推進）

### ◆ 協働による進展度

#### 1 評価

- 協働による男女共同参画社会づくりの推進に当たっては、情報や研修機会の提供、広報・啓発等により市町村との連携を図ったほか、街頭キャンペーンや研修会など、事業者やNPO、女性団体との協働により多くの事業を実施した。
- また、平成20年度には、県内各地域において地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「県男女共同参画地域推進員」制度を創設し、平成25年3月31日現在で26市町において76名が委嘱された。
- これらの取組等により、市町村においては男女共同参画に関する計画策定や条例制定等が着実に進んできており、また、事業所の従業員や女性団体等に対する男女共同参画についての理解の浸透やNPOのネットワーク化の促進が図られた。
- また、地域推進員の啓発・普及活動などにより、地域における男女共同参画の推進が図られ、県民の男女共同参画に関する理解の浸透が図られた。
- 一方で、地域推進員が委嘱されていない地域があり、男性の委嘱者が少ないことから、県内全域での取組及び男性への働きかけを進める必要があるほか、市町村等と地域推進員との連携・協働による取組の促進が課題として挙げられる。
- 事業者との協働については、平成23、24年度には、県経営者協会との協働によるセミナー等の開催により、多くの事業主や人事労務担当者等の参加が得られた。

#### 2 今後の方向性・検討事項

- ① 市町村との連携により男女共同参画を推進するため、市町村に対する情報提供や研修機会の提供などの支援を行うとともに、協働事業の実施など、広報・啓発等について一層の連携強化を図っていく。  
また、すべての市町村において男女共同参画計画が策定されるよう、引き続き、市町村への働きかけを行っていく。
- ② 県民や事業者、NPO等との協働による男女共同参画の推進に当たっては、NPO等との情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりを促進するほか、女性団体などそれぞれの団体のもつ自主性・主体性を尊重しつつ、連携してキャンペーンを行うなど、地域への理解の浸透を図っていく。  
また、事業者が行う男女共同参画に関する研修等に対して、講師派遣や資料提供などを引き続き行う。
- ③ 県男女共同参画地域推進員との協働による男女共同参画の推進に当たっては、地域推進員の全市町村での設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていくとともに、地域推進員の活動を推進するため、引き続き、連絡会議及び研修会を実施するなど、資質向上に努めるとともに市町村との連携・協働を円滑に行うための支援を行っていく。
- ④ 地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備するとともに、地域推進員を核として、市町村やNPO、自治会など地域の団体などと連携・協働し、男女共同参画の視点に立って地域や住民の課題を把握し、解決するための実践的活動を進めていくこととする。

### 3 協働による推進のための具体的事例

- 市町村との連携により男女共同参画を推進するため、首長等の集まる会議をはじめ、担当者会議、市町村訪問、文書依頼などあらゆる機会や方法で、計画策定の意義等について説明を行った。
- 事業者との協働により、男女共同参画に関するお届けセミナーや出前講座の実施、コンビニでのDV相談窓口カードの配布、団体との連携によりDV防止キャンペーンなどを行った。
- 県男女共同参画センターにおいて、毎年度、活動団体情報交換会を開催した。
- 平成20年度に、県内各地域において地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する人材である「男女共同参画地域推進員」制度を創設した。
- 地域推進員を核として市町村や地域の多様な団体が協働して、男女共同参画の視点を立てた地域の課題解決のための実践的活動を行う「男女共同参画の地域づくり協働事業」を実施した。

## ■評価項目ごと（協働による男女共同参画社会づくりの推進）の評価

### 評価項目 市町村との連携による男女共同参画の推進

#### 1 取組状況

- 首長等の集まる会議において、男女共同参画の推進や計画策定の意義等について説明を行った。
- 新規採用職員研修における「男女共同参画社会」の講義の実施や県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会等の各種研修会の開催など、研修機会の提供を行った。
- 年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」の配布などの情報提供を行った。
- 啓発資料「ひとりひとりが幸せな社会のために」の配布等による広報・啓発を行った。

#### 2 成果と課題

##### 〔成果〕

- ① 市町村における男女共同参画に関する計画策定や条例制定等が着実に進んできており、県民の男女共同参画に関する理解促進が図られた。

##### 〔課題〕

- ① 計画未策定市町村への重点的な支援を図る必要がある。
- ② 計画策定済市町村に対しても、適切な進行管理などにより計画の一層の推進を図っていく必要がある。

#### 3 今後の方向性

- ① 市町村における推進体制の整備・充実や、関係施策を推進する上で基本となる男女共同参画計画がすべての市町村で策定されるよう、引き続き、市町村への働きかけを行っていく。
- ② 情報や研修機会の提供を行うなど、市町村における男女共同参画行政の取組を支援し、広報・啓発等について一層の連携強化を図るとともに、協働事業の実施などにより連携して男女共同参画社会の形成に取り組んでいく。

#### 4 参考データ

- 市町村における男女共同参画行政の取組への支援状況
  - ・新規採用職員研修における「男女共同参画社会」の講義の実施
  - ・県・市町村男女共同参画行政担当者等研修会の開催
  - ・市町村男女共同参画計画策定に関する意見交換会の開催
  - ・大島地区男女共同参画セミナーの開催
  - ・計画未策定市町村等の訪問による助言・指導
  - ・男女共同参画の推進に関する助言・指導
  - ・DV防止に関するアドバイザー派遣の実施
  - ・啓発資料「ひとりひとりが幸せな社会のために」の配布
  - ・年次報告書「かごしま男女共同参画の状況」の配布
  - ・県・市町村DV担当課長等研修会の開催
  - ・市町村男女共同参画基本計画策定マニュアルの作成・配布
- 市町村における男女共同参画の推進状況

①市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況〔数値目標〕

H19	H23	H25	全国平均(H24)	H24目標
20.4%	46.5%	65.1%	68.2%	100%

※各年度4月1日現在

②市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況

H19	H23	H25	全国平均(H24)
6.1%	14.0%	16.3%	30.1%

※各年度4月1日現在

③市町村における配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の策定状況  
平成25年4月1日現在 16市町（策定率：37.2%）

④市町村における配偶者等からの暴力に係る支援体制の整備状況〔数値目標〕

	H19	H23	H25	H24目標
庁内連絡会議の設置率	8.2%	32.6%	48.8%	100%

※各年度4月1日現在

⑤市町村職員における女性の管理職の登用率（各年度4月1日時点）

H19	H20	H21	H22	H23	H24	全国平均(H24)
3.7%	3.6%	3.7%	4.0%	4.4%	4.3%	11.0%

（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」）

## 評価項目 県民や事業者、NPO等との協働による男女共同参画の推進

### 1 取組状況

- 事業者との協働により、男女共同参画に関するお届けセミナーや出前講座の実施、コンビニでのDV相談窓口カードの配布、DV防止キャンペーンへの参加などを行った。
- NPOとは、県男女共同参画センターにおいて、毎年度、活動団体情報交換会を開催した。
- 共生・協働事業を活用して、NPOとの連携により配偶者等からの暴力対策に関する講演会を実施した。
- 女性団体等との共催で男女共同参画についての研修会等を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 事業者への男女共同参画お届けセミナー等の実施により、従業員等に対する男女共同参画についての理解の浸透が図られた。
- ② 活動団体情報交換会により、NPO間のネットワーク化が促進された。
- ③ 研修会等の実施により、女性団体等への男女共同参画に関する意識啓発が図られた。

#### 〔課題〕

- ① 事業者への男女共同参画お届けセミナー等の取組数が少ないことから、事業者団体等の理解を得るとともに、事業・取組についてPRを行う必要がある。
- ② NPO等の活用による男女共同参画の視点に立った地域づくりを進めていく必要がある。
- ③ 県内に幅広いネットワークを持つ女性団体等との連携により、男女共同参画についての地域への理解の浸透を図っていく必要がある。

### 3 今後の方向性

- ① 事業者団体等の理解を得るため情報提供や意見交換を行うとともに、事業者が行う男女共同参画に関する研修等に対して、講師派遣や資料提供などを引き続き行う。
- ② NPO等との協働を図るため、情報交換・情報提供などを通してネットワークづくりを促進する。
- ③ 女性団体等のもつ自主性・主体性を尊重しつつ、連携してキャンペーンを行うなど、地域への理解の浸透を図る。
- ④ 男女共同参画の視点に立った地域課題を解決する活動を通して、県男女共同参画地域推進員、市町村、NPO、女性団体、自治会など地域の多様な団体が連携・協働できる体制を整備していく。

#### 4 参考データ

○ 地域において男女共同参画を推進する人材等の育成状況

①各種講座（受講者数）

	H20	H21	H22
男女共同参画地域講座	63人	56人	41人
男女共同参画基礎講座	延べ167人	延べ243人	延べ290人
男女共同参画地域協働推進講座	延べ146人	延べ190人	延べ156人

	H23	H24
男女共同参画地域講座	300人	—
男女共同参画基礎講座	延べ352人	延べ349人
男女共同参画地域協働推進講座	延べ130人	延べ118人

※ 男女共同参画地域講座は、H20は屋久島町、H21は和泊町、H22は中種子町、H23は喜界町で実施

②男女共同参画地域推進員委嘱者数（各年度3月31日時点）

H20	H21	H22	H23	H24
13人	29人	45人	68人	76人

○ 協働により取り組んだ事業の内容

- ・男女共同参画週間における意識啓発（民間団体）
- ・事業所への男女共同参画お届けセミナー（民間団体）
- ・デートDV防止セミナー（大学の自主サークル）
- ・高校生のためのピアサポーター養成講座（大学の自主サークル）
- ・若者を対象とした相談窓口「ぴあ・すてーしょん」の開設（大学の自主サークル）
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン（民間団体、企業など）
- ・男女共同参画の地域づくり協働事業（NPO、自治会、地域推進員など）

○ 本県におけるNPO（活動分野に「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」を掲げているもの）の認証法人数（各年度3月31日時点）

H20	H21	H22	H23	H24
29法人	35法人	43法人	53法人	56法人

## 評価項目 県男女共同参画地域推進員との協働による男女共同参画の推進

### 1 取組状況

- 平成20年度に、県内各地域において、地域の実情や特性を踏まえて男女共同参画を推進する仕組みである「男女共同参画地域推進員制度」を創設した。
- 地域推進員の資質向上や相互の情報交換、県・市町村との連携を図るため、連絡会議及び研修会を年2回実施した。また、随時、情報提供を行った。
- 県男女共同参画センターにおいて、地域推進員が核となり、市町村や地域の多様な団体と協働して、男女共同参画の視点を立て、地域の課題解決のための実践的活動を行う「地域づくり協働事業」を実施した。

### 2 成果と課題

#### 〔成果〕

- ① 平成25年3月31日現在で、26市町において76名の男女共同参画地域推進員を委嘱した。
- ② 市町村との協働により、地域での講座の講師をはじめ、啓発・普及活動などを行い、地域における男女共同参画の推進に貢献している。

#### 〔課題〕

- ① 地域推進員が委嘱されていない地域があり、また、男性の委嘱者が少ないことから、県内全域での取組及び男性への働きかけを進める必要がある。
- ② 市町村によっては、地域推進員との連携・協働が進んでいない現状がある。

### 3 今後の方向性

- ① 男女共同参画社会の実現のためには、身近な地域における取組が重要であることから、地域推進員の全市町村での設置や、男性の地域推進員の増員を目指し、市町村との連携等により人材の発掘・育成に努めていく。
- ② 地域推進員の活動を推進するため、引き続き、連絡会議及び研修会を実施するなど、資質向上に努めるとともに、市町村との連携・協働を円滑に行うための支援を行っていく。
- ③ 地域推進員の活動については、これまでの男女共同参画の啓発・普及に加えて、地域推進員が核となり、市町村やNPOなどの地域の団体などと連携・協働し、男女共同参画の視点に立って地域や住民の課題を把握し、解決するための実践的活動を進めていく。

### 4 参考データ

#### ○ 男女共同参画地域推進員委嘱者数（各年度3月31日時点）

	H20	H21	H22	H23	H24
市町村数	7市町	13市町	16市町	23市町	26市町
委嘱者数	13人	29人	45人	68人	76人

#### ○ 男女共同参画地域推進員の活動事例

H20	・地元自治体において「男女共同参画基礎講座」の企画・運営 ・「『男女共同参画ホンネでトーク』番外編しゃべり場」の企画・
-----	----------------------------------------------------------------

	<p>運営，出前講座，市職員との交流会等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ協議会や公民館での男女共同参画の普及啓発(継続)</li> <li>・男女共同参画推進懇話会有志による学習会，広報紙の発行(継続)</li> <li>・同級生会，地域役員OB会等ミニ集会でのDV防止に係る啓発</li> </ul>
H21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校文化祭でデートDVの資料展，チラシ配布(継続)</li> <li>・男女共同参画推進懇話会委員研修会の企画実施</li> <li>・小学校教職員研修，中学校出前講座の講師</li> <li>・小学校母親学級での講座，保育園長会でのミニ講座の講師</li> <li>・地域や職場など，各自の所属する身近な場での啓発，情報提供(継続)</li> <li>・「男女共同参画週間」，「女性に対する暴力をなくす運動」のポスターの公民館等への配付・掲示依頼(継続)</li> <li>・公民館活動，地域の婦人会で男女共同参画関係資料の配付による啓発(継続)</li> <li>・民生委員・児童委員研修会におけるDV防止に係る講話</li> </ul>
H22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会長会における男女共同参画セミナーを市と協働で企画・実施(講師)</li> <li>・行政担当者との意見交換会</li> <li>・男女共同参画市民講座を市と協働で実施(講師)</li> <li>・コミュニティの高齢者学級「男女共同参画講座」での講師</li> <li>・地域の集まりで男女共同参画のフリートーク</li> <li>・商工会女性部に啓発資料を配付</li> </ul>
H23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくりフォーラム実行委員</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」のパープルリボンツリー等の設置(継続)</li> <li>・男女共同参画紙芝居の作成</li> <li>・農村若手女性を対象とした男女共同参画に関する勉強会の開催</li> <li>・小学校区コミュニティセンター等で出前講座を実施</li> <li>・インタビューショートムービー上映と意見交換会</li> <li>・小学校の教育講演会等，中学校の家庭教育学級等の講師</li> </ul>
H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の集会等における普及・啓発活動</li> <li>・小学校の職員研修，家庭教育学級の講師</li> <li>・中学校への出前講座の実施</li> <li>・市町村広報誌，新聞，雑誌への投稿</li> <li>・男女共同参画啓発用寸劇の脚本作成</li> <li>・女性サロン室(交流スペース)を定期的を開催</li> <li>・高校文化祭での「デートDV資料展」の実施</li> </ul>

## 資料編

### 用語解説

	用語	解説
あ	育児の日	県では、妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する気運を醸成するため、平成22年4月から、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかけ、「家庭」、「地域」、「職場」で、家族一緒の食事やノー残業デーの設定などの取組を推進し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる。
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもので、従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	インターンシップ	「学生が在学中に、自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」で、学生が実習期間中、企業に実習・研修的な就業体験を行う制度
	エンパワメント	誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること 一方、「エンパワメント」は、よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること
か	鹿児島県男女共同参画週間	県民の間に広く男女共同参画についての関心を高め、理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、県男女共同参画推進条例に基づき設けられた週間（毎年7月25日から同月31日まで）。県では、この週間に、その趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。 なお、国においては毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。
	鹿児島県男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている。（平成13年12月21日制定、平成14年1月1日施行）
	鹿児島県男女共同参画センター	男女共同参画社会を形成するための総合的な活動拠点として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置され、①男女共同参画社会づくりに向けた各地域での自主的な取組の促進やネットワーク形成を図るための交流促進、②男女共同参画に関する意識啓発、推進役となる人材の養成、就業支援のための学習・研修、③男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題についての相談、④男女共同参画に関する情報の収集・提供、⑤配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（一時保護を除く。）等の各種事業を実施している。
	鹿児島県男女共同参画地域推進員	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、

	男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。
鹿児島県配偶者暴力防止計画（鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）	配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針や暴力を許さない社会づくりや安心して相談できる体制整備、被害者の自立支援等の施策の実施内容等に関する事項を定めている計画。（平成18年3月策定（平成21年3月改定）） なお、市町村においても同様の計画を策定する努力義務が課せられている。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。 なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））
共生・協働の地域社会づくり	21世紀に求められる新しい地方自治の姿を具体化するため、鹿児島県が提唱し、推進する取組。県民自らが積極的に地域社会にかかわり、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体が協力することで、地域において支え合う共生社会の実現を目指す。
漁業士	優秀な漁業の担い手の育成・確保を図るため、地域において意欲的な漁業に取り組み、中核的漁業者として活動している青年を「青年漁業士」、また、優れた漁業経営を行い、漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導漁業士」として、知事が認定した漁業者
交際相手からの暴力	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。 配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと（国の第3次男女共同参画基本計画）
コミュニティスポーツクラブ	スポーツ活動を通して地域づくりを図る意味もこめ、地域の日常的なスポーツ活動の場として、地域の住民自らが主体となって運営するスポーツクラブのこと
さ ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性

	像」,「女性像」があり,このような男性,女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は,それ自体に良い,悪いの価値を含むものではなく,国際的にも使われている。(国の第3次男女共同参画基本計画)
周産期医療	周産期(妊娠22週から出生後7日未満)に関する医療であり,周産期母子医療センターの整備等により,母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。(国の第3次男女共同参画基本計画)
女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され,昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし,具体的には,女子に対する差別を定義し,政治的及び公的活動,教育,雇用,保健,家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお,同条約第1条において,「この条約の適用上,「女子に対する差別」とは,性に基づく区別,排除又は制限であって,政治的,経済的,社会的,文化的,市民的その他のいかなる分野においても,女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し,享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
女性に対する暴力をなくす運動	内閣府が主唱し,関係省庁とともに,毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの期間を定めて,地方公共団体,女性団体その他の関係団体との連携,協力の下,社会の意識啓発等,女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに,女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として,実施される。 県ではこの期間に,市町村,関係機関・団体と連携し,女性に対する暴力を容認しない社会認識を醸成するための広報・啓発活動に取り組んでいる。
女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し,農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し,自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み,発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として,知事が認定した女性の農業者
スーパービジョン	相談者が抱える多様な問題に対して,相談員等が相談者の訴えを明確に把握し,相談者に適した対応をしているかどうかを,専門家である第三者の目を通して検討すること
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において,優位な力関係を背景に,相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず,施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など,様々な生活の場で起こり得るものである。
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	男女が,社会の対等な構成員として,自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため,必要な範囲において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)(国の第3次男女共同参画基本計画)
<b>た</b> 男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第13条により,男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており,現行の計画(第3

	次)は平成22年12月17日に閣議決定されている。
男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律(平成11年6月23日施行) 男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
男女雇用機会均等法 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律(昭和61年4月1日施行) 労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
男女別等統計 (ジェンダー統計)	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計(国の第3次男女共同参画基本計画)
地域コミュニティ	住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区分とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等、様々な範囲が想定される。(国の第3次男女共同参画基本計画)
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要があり、こうした高齢者の生活を支える役割を果たすため、市町村が責任主体となり設置されたもの。
な 認定農業者(制度)	農業経営の規模の拡大、生産方式や経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等の事項について、意欲ある農業者が農業経営の改善を図るための計画(農業経営改善計画)を作成し、市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想に照らして、その計画を認定する制度。 認定を受けた農業者に対しては、税制上の特例、経営改善や規模拡大支援等の支援措置がある。
は 配偶者等からの暴力	配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。 殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。 なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者を含む。)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、平成26年1月3日からは、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されている。

配偶者暴力防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	配偶者からの暴力に係る通報, 相談, 保護, 自立支援等の体制を整備し, 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律(平成13年10月13日(一部14年4月1日)施行, 平成16年・平成19年・平成26年改正) 都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置, 保護命令制度等が規定されている。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設(市町村は努力義務)で, 被害者の相談に応じ, 自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関 平成26年1月現在, 県内では, 県設置の9か所(県女性相談センター, 県男女共同参画センター, 各地域振興局・支庁の保健福祉環境部)及び市町村設置の3か所(鹿児島市, 薩摩川内市及び知名町の配偶者暴力相談支援センター)の計12か所が指定されている。
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁, 情報面での障壁, 全ての障壁を除去するという考え方(国の第3次男女共同参画基本計画)
ピアカウンセラー	相談者の悩みに共感し, 同じ立場に立って話を聞くことにより, 相談者のエンパウメントを支援する人(peerは, 仲間の意)
ひきこもり	様々な要因の結果として, 社会的参加(義務教育を含む就学, 非常勤職を含む就労, 家庭外での交遊など)を回避し, 原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と関わらない形での外出をしている場合も含む)
ファミリー・サポート・センター	仕事や行事, 通院等による変動的な保育や介護のニーズに対応するため, 援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって, 地域において育児・介護に関する相互援助活動を行う会員制の組織(平成26年1月現在, 県内に設置されているファミリー・サポート・センターは, 育児に関する相互援助活動を実施)
フィルタリング	主にインターネット上にある特定のウェブサイトや迷惑メールなどを選別したり, 閲覧に制限をかけたりする仕組みのこと。未成年が有害な情報にアクセスできないようにするためなどに用いられる。
放課後児童クラブ	保護者等が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う概ね10歳未満の子どもたちに, 授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し, その児童の健全育成を図るもの。
ま マザーズコーナー	ハローワークに設置された子育て女性等に対する就職支援の充実を図る施設で, 育児等の都合に配慮した予約制・担当制による相談や地方公共団体との連携による保育・託児サービス等の情報提供など総合的かつ一貫した支援を行っている。県内では, ハローワークかごしまワークプラザ天文館, ハローワークかのや及びハローワークせんだいの3か所に設置されている。
ら リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは, 平成6年(1994年)の国際人口/開発会議「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において, 「人間の生殖システム, その機能と(活動)過程の全ての側面において, 単に疾病, 障害がないという

	<p>ばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。（国の第3次男女共同参画基本計画）</p>
ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に、目指したいと思う、模範となる存在であり、そのスキルや具体的な行動を学んだり模倣したりする対象となる人材のこと。</p>
わ ワーク・ライフ・ バランス （仕事と生活の調 和）	<p>誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと</p>